昭和 43 年 8 月 16 日第三種郵便物認可・月刊（1 日発行）・平成 26 年 3 月 1 日発行「建設の安全」号外

建設の安全 ● 号外 ●

JCOSHA 建 災 防

第７次 建設業労働災害防止５カ年計画に基づく

平成 26 年度

建設業労働災害防止対策実施事項

建設業労働災害防止協会

※創立 50 周年記念全国大会は東京において開催します。

一般社団法人 全国建設業労災互助会補償制度のご案内

ー建設業の皆様方の安定経営をサポートしますー

災害のトータル補償

1．労災上積み補償制度
（労災総合保険・傷害総合保険）

●政府労災保険の給付対象となる労働災害についての労災上積み補償制度

★休業による損害や使用者賠償もオプションで補償

※経営事項審査制度の加点対象

2．第三者賠償補償制度
（請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険他）

●工事遂行中および工事終了引渡し後に生じた偶然な事故によって生じた人身事故、財物損壊事故による第三者に対する賠償損害についての補償制度

★地盤崩壊や仕事の目的物自体の損害もオプションで補償

3．建築・土木・組立工事補償制度
（建設工事保険）

●火災・台風・作業ミスなど、工事期間中に工事現場で偶然な事故により、工事対象物などに生じた損害についての補償制度

全国建設業労災互助会補償制度の特色

幅広い 工事に関わる様々な危険を、幅広くカバーします！

簡　単 1年間のすべての工事をまとめて補償します！（契約のかけ忘れの心配は不要。事務手続きも簡単。）

安　心 内閣府の認可団体で、団体のスケールメリットを活かしているため、個別で加入されるよりも安心な掛金になっています！

事故時の対応は万全 経験豊富な専門スタッフによる、適切なアドバイスを提供します！

・労災上積み補償制度、第三者賠償補償制度、建築・土木・組立工事補償制度は、全国建設業労災互助会を契約者とする団体契約であり、損害保険会社と保険契約を締結しています。

このチラシは、制度の概要を説明したものです。ご検討・ご加入の際は、必ず正式なパンフレット等をご覧の上、取扱代理店の説明を受けてご加入ください。

●当会においては、労働福祉の向上等に寄与することを目的に、補償制度事業と、労働災害補償のあり方や労働災害防止に関する調査研究事業、被災労働者等に対する援護事業等の労働福祉に関する事業を一体的に実施しています。

内閣府認可
一般社団法人 全国建設業労災互助会
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町２丁目８番地　プライム神田ビル３階　TEL 03-3256-0506　FAX 03-3253-4895

■ 取扱代理店：緑富士株式会社
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町２丁目８番地
プライム神田ビル３階
TEL 03-3256-0559　FAX 03-5297-5020

■ 引受幹事保険会社：（株）損害保険ジャパン 営業開発第二部第一課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL 03-3593-6451　FAX 03-3593-6752

（SJ12-13180：2013年6月4日作成）

平成26年度　建設業労働災害防止対策実施事項　目　次

Ⅰ　趣旨……………………………………………2

Ⅱ　基本方針………………………………………3

Ⅲ　重点実施事項…………………………………3
　1　会員が実施する事項…………………………3
　2　協会が実施する事項…………………………4

Ⅳ　建設現場における主要災害防止の具体的対策……6

Ⅳ－１　三大災害絶滅のための具体的対策…………6
　1　墜落・転落災害の防止…………………………6
　2　建設機械・クレーン等災害の防止………… 10
　3　倒壊・崩壊災害の防止……………………… 15

Ⅳ－２　東日本大震災等の自然災害に伴う復旧・復興工事における具体的対策…………… 18

Ⅳ－３　そのほかの主要災害防止のための具体的対策………………………………… 20

Ⅳ－４　業務上疾病予防対策および健康の保持増進のための具体的対策…………… 26

Ⅴ　第７次建設業労働災害防止計画の概要および協会が推進する主要事業……………………… 37

Ⅴ－１　第７次建設業労働災害防止５カ年計画の概要……………………………………… 37

Ⅴ－２　協会が推進する主要事業………………… 38
　1　リスクアセスメント推進活動……………… 38
　2　建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）促進事業 ………………… 38
　3　重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進…………………………… 39
　4　安全衛生教育………………………………… 39
　5　創立50周年記念全国建設業労働災害防止大会…………………………………………… 39
　6「建設業労働災害防止規程」の周知徹底 … 39
　7　安全衛生情報の普及活動…………………… 39
　8　東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策……… 39

Ⅴ－３　協会が実施する安全衛生教育 …………… 40
　1　建設業安全衛生教育センターが実施する教育………………………………………… 40
　2　本部が実施する教育………………………… 41
　3　支部が実施する教育………………………… 42
　4　平成26年度 建設業安全衛生教育センター日程表…………………………………… 43
　5　新総合工事業者のためのリスクアセスメント研修………………………………… 44
　6　建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）………… 44
　7　建設業等における熱中症予防のための教育研修……………………………………… 44

Ⅴ－４　協会が主唱する各種運動等……………… 45
　1　三大災害絶滅運動実施要領………………… 45
　2　安全施工サイクル運動実施要領…………… 46
　3　リスクアセスメント推進活動……………… 47

Ⅵ　平成25年に発出された主な通達等 …………… 48
　1　第８次粉じん障害防止総合対策の推進について……………………………………… 48
　2　解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について（要請）……………… 49

参考　建設業における労働災害の発生状況 ……… 50
　1．5カ年ごとの労働災害発生状況 …………… 50
　2．平成25年の建設業における死亡災害発生状況
　　工事の種類別発生状況・三大災害発生状況
　　（平成26年１月７日現在速報値）…………… 52
　3．年次別業務上疾病発生状況
　　業務上疾病者数千人率の推移
　　（平成19年～24年）………………………… 53
　4．建設業における資格・選任・指名等の必要な作業………………………………………… 54

創立50周年記念
全国建設業労働災害防止大会
概　要

平成26年９月24日（水）・25日（木）
東京国際フォーラム

＝総合集会（初日）＝ ホールA
13時15分～16時30分（開場10時30分）
○安全衛生功労者の表彰・顕彰
○安全の誓い
○厚生労働省講演
○講演　「世界の中の日本」
　作家　　曽野 綾子 氏

＝専門部会（２日目）＝ ホールC, B7①②, B5
8時50分～16時00分（開場8時30分）
○建築・コスモス部会　ホールC
○土木・コスモス部会　ホールＢ７①
○安全衛生教育部会　　ホールＢ７②
○住宅部会　　　　　　ホールＢ５
○講演　「環境安全マネジメントと地域防災」
　名古屋大学減災連携研究センター長
　福和 伸夫 氏

＝同時開催（両日）＝ 展示ホール（1）
安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会
○建設業労働災害防止協進会主催による保護具等展示会
○建災防図書販売コーナー　他

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

本大会の詳しい情報は、案内書（6月上旬完成予定)、当協会HP、広報誌「建設の安全」などで順次ご紹介していきます。

平成26年度 建設業労働災害防止対策実施事項

Ⅰ 趣 旨

本年度は、国の第12次の「労働災害防止計画」に基づいて当協会が策定した「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第7次建設業労働災害防止5カ年計画）」（以下「中期計画」という。）の第2年度にあたる。

今般、その中期計画を踏まえ、平成26年度に会員および当協会が取り組むべき安全衛生管理活動ならびに労働災害を未然に防ぐために建設現場において講じるべき具体的な措置について取りまとめた「平成26年度建設業労働災害防止対策実施事項」（以下「実施事項」という。）を策定した。

建災防は、昭和39年の労働災害防止団体法の制定を受けて同年9月1日に設立され、本年、創立50周年の記念すべき年を迎えた。創立以来、建設業の労働災害は、会員はじめ関係者の不断の努力により長期にわたり減少してきた。しかしながら、平成23年に休業4日以上の死傷災害が33年ぶりに増加に転じて以降3年連続して増加するという極めて憂慮すべき現状にある。

この状況を打破し、中期計画の目標を達成するためには、会員および協会をはじめ関係者が一丸となって、より積極的な安全衛生活動を展開する必要がある。特に、今後建設投資の大幅な拡大が見込まれる状況にあることから、工事量の増加とともに労働災害も増加することのないよう、安全衛生水準の一層の向上を図ることが、現下の最重要課題となっている。

このような状況を踏まえ、本年度の実施事項においては、安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの確実な実施、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入・実施、安全衛生教育の積極的な推進等を重点実施事項として、墜落・転落災害、車両系建設機械による災害、倒壊・崩壊災害等を防止するための対策を具体的に示した。

当協会においては、これらの対策が各店社並びに建設現場において円滑かつ効果的に講じられるよう、安全管理士による指導・支援、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業の促進、安全衛生教育教材の整備充実等に当たることとしている。

また、東日本大震災等の自然災害に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策、近年多発している熱中症の予防対策等に積極的に取り組むこととしている。

さらに、本年9月24日・25日の両日、東京国際フォーラムにおいて「創立50周年記念全国建設業労働災害防止大会」を開催し、安全衛生意識の高揚および効果的な安全衛生管理ノウハウの共有化を図るとともに、最新の安全衛生情報を提供することとしている。

会員は、本実施事項に基づき、経営トップの明確な安全衛生方針のもとに各企業の実態に即した安全衛生計画を策定し、関係者の密接な連携の下に実効ある労働災害防止活動を積極的に推進することとする。

※ 中期計画の概要については、本誌37ページをご覧ください。全文は、当協会のホームページに掲載しています。
http://www.kensaibou.or.jp/activity/publicity_work/future_prospects.html）

Ⅱ　基本方針

会員および協会は、国の第12次労働災害防止計画を基本として策定した第７次建設業労働災害防止５カ年計画および建設業労働災害防止規程に基づき次の基本方針を定め、自主的な安全衛生管理活動を推進する。

1　建設業労働災害防止規程の周知活動の推進
2　安全衛生管理体制の確立
3　リスクアセスメントの確実な実施の推進
4　建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入および実施の促進
5　安全衛生教育の推進
6　墜落・転落災害、建設機械災害等、重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進
7　労働者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の充実
8　東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
9　集合形式の安全衛生活動の推進
10　労働安全衛生関係情報の共有化の促進

Ⅲ　重点実施事項

Ⅱに掲げる基本方針のもと、次の事項を重点として、それぞれの実情に応じて労働災害防止計画を定め、自主的な安全衛生管理活動を推進するものとする。

1　会員が実施する事項

(1)　安全衛生管理体制の確立

①　店社および作業所の安全衛生管理体制の確立
②　店社における作業所の指導、支援体制の確立
③　工事計画段階における安全性の確保および事前審査体制の確立
④　中小規模作業所の統括安全衛生管理の徹底

(2)　リスクアセスメントの確実な実施と確認

①　施工計画書（作業計画書を含む）作成時のリスクアセスメントの実施
②　リスクアセスメントによる低減措置の工事安全衛生計画、作業計画・手順、全工程打合せへの反映
③　リスク低減措置の実施と実施状況の確認

(3)　建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入、実施

①　安全衛生管理活動のノウハウの継承、安全衛生水準向上のため、コスモスに基づくシステムの導入の推進
②　導入したシステムに基づく安全衛生管理活動の実施
③　システムの適正な実施のためシステム教育の実施

(4)　安全衛生教育の積極的な推進

①　管理監督者に対するリスクアセスメント教育の実施
②　建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）に関する研修の実施
③　熱中症予防のための作業者教育の実施
④　職長・安全衛生責任者教育の実施

⑤ 建設工事に従事する作業者のヒューマンエラーによる労働災害防止のための安全衛生教育の実施

⑥ 事業者による雇い入れ時教育、送り出し教育、新規入場者教育、作業変更時教育等の実施

⑦ 足場組立て等作業主任者技能講習、車両系建設機械運転技能講習の受講

⑧ 足場の組立て等作業主任者能力向上教育、各種安全衛生業務従事者に対する能力向上教育ならびに危険有害業務従事者に対する安全衛生教育等の実施、受講

⑨ 石綿等取扱い作業、アーク溶接、酸素欠乏危険場所作業等の危険有害業務従事者、車両系建設機械（機体重量３t未満）運転の業務等特別教育の実施

⑩ 丸のこ等取扱い従事者に対する安全衛生教育の実施

⑪ 振動工具取扱い作業従事者教育の実施

⑸ 安全施工サイクル活動の一層の充実

⑹ 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底

⑺ 不安全行動による災害防止対策の徹底

① 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」等の積極的な実施

② 「見える」安全活動の活用（厚生労働省・あんぜんプロジェクトサイト）

③ 「近道・省略行為」禁止の徹底

④ 安全帯、防じんマスク等作業環境に応じた適切な保護具の正しい使用の徹底

⑻ 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底

⑼ 交通労働災害防止対策の実施

⑽ 低層住宅建築工事における安全衛生対策の徹底

⑾ 職業性疾病等予防対策の実施

⑿ 熱中症予防対策の実施

⒀ 作業者の健康保持増進対策（メンタルヘルス対策を含む）の実施

⒁ 過重労働による健康障害防止対策等の実施

⒂ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成

⒃ 労働災害防止大会等への参加を契機とした安全衛生意識の一層の高揚

① 各企業における安全衛生推進大会の開催

② 建災防本部が主催する全国建設業労働災害防止大会への参加

③ 建災防都道府県支部、分会が実施する墜落災害防止等の各種強調運動および労働災害防止大会への参加

⒄ 「建設業労働災害防止規程」の順守

２ 協会が実施する事項

協会は、会員が行う労働災害防止活動を支援し、建設業における労働災害防止対策の一層の推進を図るため、次の事業を実施する。

⑴ 統括安全衛生管理体制確立の促進

⑵ リスクアセスメントの推進

⑶　**建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業の促進**

⑷　**三大災害絶滅運動および安全施工サイクル等の安全衛生活動促進のための広報普及事業の充実**

⑸　**安全衛生教育の充実と積極的な推進、安全衛生教育教材の整備充実**

①　新総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
②　安全管理者等の選任時等研修
③　現場管理者統括管理講習
④　職長・安全衛生責任者教育
⑤　建設従事者教育
⑥　足場の組立て等作業主任者能力向上教育、各種技能講習
⑦　酸素欠乏危険作業特別教育
⑧　アーク溶接作業特別教育、各種特別教育
⑨　熱中症予防のための教育
⑩　丸のこ等取扱い作業従事者教育
⑪　危険有害業務従事者に対する安全衛生教育

⑹　**不安全行動による労働災害防止対策ならびに高年齢作業者に対する労働災害防止対策の促進**

⑺　**東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底**

⑻　**労働災害の発生状況を踏まえた重点安全衛生対策の推進**

①　足場等様々な場所からの墜落災害防止の徹底
②　「手すり先行工法に関するガイドライン」および「足場先行工法に関するガイドライン」の周知徹底およびフルハーネス型安全帯の普及促進
③　新たに規制となった解体用機械の安全対策の徹底
④　「土止め先行工法に関するガイドライン」の普及促進および安全対策の徹底
⑤　地山の切取り工事等における斜面崩壊災害防止のための対策の促進

⑼　**交通労働災害防止対策の促進**

⑽　**丸のこ等による労働災害防止対策の促進**

⑾　**酸素欠乏症等の防止対策の促進**

⑿　**粉じん障害予防対策、石綿障害予防対策、振動障害予防対策の推進および一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒等防止対策の推進**

⒀　**熱中症予防対策の促進**

⒁　**作業者の健康保持増進対策（メンタルヘルス対策を含む）および過重労働による健康障害防止対策の推進**

⒂　**建設現場における快適職場形成の促進**

⒃　**本部および都道府県支部等が実施する各種強調運動および建設業労働災害防止大会の一層の充実**

⒄　**「建設業労働災害防止規程」の周知徹底**

Ⅳ　建設現場における主要災害防止の具体的対策

会員は、Ⅲの重点実施事項を踏まえ、建設業労働災害防止規程を基本として以下に示す主要災害防止の具体的対策に基づいて、それぞれの企業の実情に即した安全衛生計画を策定し、実効ある自主的な安全衛生管理活動を実施する。

Ⅳ－１　三大災害絶滅のための具体的対策

１．墜落・転落災害の防止

（作業主任者を選任する作業）

⑴　作業主任者を選任する次の作業では、作業主任者の直接指揮のもとで作業させ、安全帯および保護帽等の使用状況を監視させる。

なお、作業主任者の選任を必要としない建築物等の組立て、解体または変更の作業では作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させるとともに、あらかじめ作業の方法および順序を作業者に周知させる。

また、作業主任者には定期または随時に能力向上教育を行う。

① つり足場、張出し足場または高さが５m以上の構造の足場の組立て、解体または変更の作業
② 建築物の骨組みまたは塔であって、その高さが５m以上の金属製のものの組立て、解体または変更の作業
③ 橋梁の上部構造であって、その高さが５m以上または橋梁の支間が30m以上の金属製のものの架設、解体または変更の作業
④ 橋梁の上部構造であって、その高さが５m以上または橋梁の支間が30m以上のコンクリート造のものの架設または変更の作業
⑤ 軒の高さが５m以上の木造建築物の構造部材の組立てまたは屋根下地もしくは外壁下地の取り付けの作業
⑥ 掘削面の高さが２m以上となる地山の掘削作業
⑦ 土止め支保工の切りばりまたは腹起こしの取付けまたは取り外しの作業
⑧ ずい道等の覆工作業
⑨ ずい道等の掘削作業
⑩ 高さ２m以上のはい作業
⑪ 型わく支保工の組立てまたは解体作業など

（作業床の設置等）

⑵　墜落のおそれがある次の作業等については、安全な作業床を設ける。なお、作業床を設けることができないときは、安全ネットを張り、安全帯を確実に使用する。また、安全帯を使用する場合は、使用方法、使用条件を周知し、順守する。

① 鉄骨の組立ての作業
② 足場の組立てまたは解体の作業
③ 足場上の作業
④ 屋根上における作業
⑤ 法面等における作業
⑥ その他墜落のおそれがある作業

⑶　強風、大雨、大雪等の悪天候のため墜落による危険が予想される場合は、上記⑵の作業を行ってはならない。また、再開時には、点検を実施する。

「強風」・10分間の平均風速が毎秒10m以上の風をいう
「大雨」・１回の降雨量が50mm以上の降雨をいう
「大雪」・１回の降雪量が25cm以上の降雪をいう
「中震以上の地震」・震度階級４以上の地震をいう
（昭和34年２月18日基発第101号）

（安全帯等の使用）

⑷　高さが２m以上の箇所で、次の作業を行う場合には、安全ネットを張り、作業者に安全帯を使用させる等の措置を講じなければなら

ない。

① 開口部等における手すり、囲い、覆い等の防護設備（以下「防護設備」という。）の取り付け若しくは取り外しの作業または防護設備を取り外して行う作業

② つり足場における作業

③ 一側足場における作業

④ 足場において、手すりを取り外して行う作業

⑤ 足場において、手すりを設けることが著しく困難な作業

また、安全帯を使用させる場合は、フルハーネス型安全帯を使用させるよう努める。（以下「安全帯」の表記は、フルハーネス型の安全帯を意味する。）

（作業指揮者の指名等）

⑸ 上記⑷の作業を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の事項を行わせる。

① その日の作業を開始する前に、安全帯の取付設備（安全帯を安全に取り付けるための設備をいう。以下同じ。）に異常がないことを確認すること。

② 作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。

③ 作業者が保護帽および安全靴等の安全な履物を着用していることを確認すること。

④ 開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合にあっては、当該作業の休止時または終了時に防護設備が元の状態に復していることを確認すること。

（安全帯の取付設備）

⑹ 安全帯を使用させて作業を行う場合には、あらかじめ、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知する。

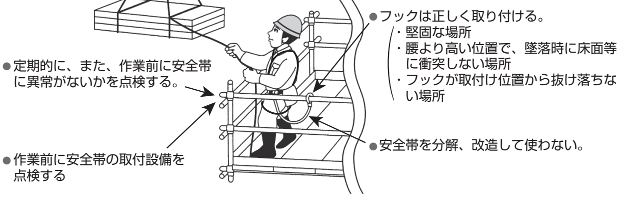

【安全帯の正しい使い方】

⑺ 安全帯の取付設備については、次による。

① 使用条件に応じた十分な強度を有すること。

② 安全帯を損傷するおそれのない形状であること。

③ 安全帯を容易に取り付けて使用できるものであること。

④ 作業者の腰より上方の位置に設けること。

⑻ 安全帯の取付設備を取り付ける場合には、地上、作業床等の安全な作業場所で行う。ただし、やむを得ず墜落による作業者の危険のおそれのある箇所で取り付ける場合には、次による。

① 安全な昇降設備を設けること。

② 臨時的な安全帯の取付設備を取り付ける作業を行う者は安全帯を使用すること。

③ 作業責任者を指名して作業の手順、安全帯の使用を確認すること。

⑼ 安全帯の取付設備については、あらかじめ、点検者を指名して、次の事項を点検し、異常があるときには、ただちに補修させ、または取り替える。

① 取付金具の亀裂、変形、ゆるみ、脱落等の有無

② 親綱の磨耗、変形、損傷、腐食の有無

③ 素線またはストランドの切れ、ゆるみ等の有無

④ 緊結箇所のゆるみ等の有無

（架設通路の設置）

⑽ 架設通路を設置する場合には、次による。

① 床は、幅が40cm以上で、かつ、床材のすき間が３cm以下であること。

② 床材は、丈夫な構造で、強度上の著しい欠点となる損傷、変形、腐食等がないものとすること。

③ 手すり等は、次によること。

ア 丈夫な構造とすること。

イ 材料は、たわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないものとすること。

ウ 床面からの高さは90cm以上として、高さ35cm以上50cm以下の中さんを設けること。

エ　必要に応じて、高さ10cm以上の幅木を設けること。

④　こう配は30度以下とすること。ただし、階段を設置した架設通路については、この限りでないこと。

⑤　こう配が15度を超えるものには、踏さんその他の滑り止めを設けること。

（開口部・作業床端等）

⑾　高さ２ｍ以上の開口部、作業床の端等には、床面からの高さが90cm以上の丈夫な構造の手すり、囲い等、および滑動防止措置を講じた覆い等を設ける。手すりを設けた場合には、中さん、幅木等を設ける。また、標識等により開口部等であることの注意を喚起する。

なお、これらの設備を必要により取り外した場合には、その作業終了後ただちに復元し、安全を確保するとともに、開口部等の防護設備を取りはずして作業を行う場合には、開口部および開口部付近への関係者以外の立入を禁止し、見やすい箇所に「開口部使用中注意」等の表示をする。

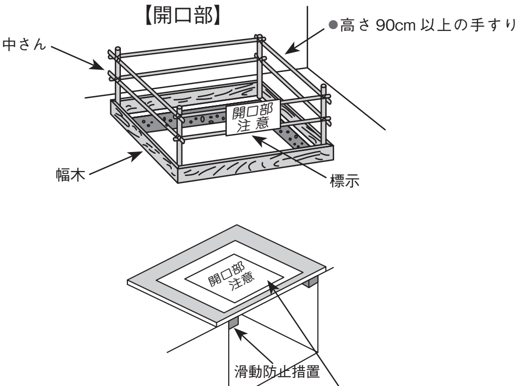

⑿　開口部等に防護設備を設ける場合には、あらかじめ、点検者を指名し、その日の作業開始前に、開口部等の防護の状態について点検し、異常を認めた場合には、ただちに補強し、または補修する。

（足場の組立等の作業）

⒀　足場の組立てまたは解体の作業に際しては、手すり先行工法等の導入に努める。

⒁　足場については、次により手すり等を設ける。

①　丈夫な構造であること。

②　材料は、たわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないものであること。

③　枠組足場（妻面に係る部分を除く。）にあってはアまたはイを、枠組足場の妻面に係る部分または枠組足場以外の足場にあっては、ウを設けること。

ア　交さ筋かいおよび高さ15cm以上40cm以下のさん若しくは高さ15cm以上の幅木または同等以上の機能を有する設備

イ　手すり枠

ウ　床面からの高さ90cm以上の手すり等および高さ35cm以上50cm以下の中さん等

（足場を使用する作業）

⒂　足場を使用する作業の開始前には、点検者を指名し作業を行う箇所の手すり等（交さ筋かい、下さん、中さん等）の脱落の有無について点検させ、異常が認められるときはただちに補修する。また、点検を行った時は、その結果を記録するよう努める。

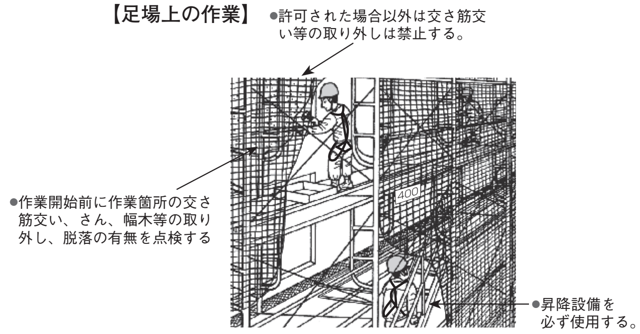

⒃　足場の組立て、変更後および悪天候・中震以上の地震後において足場における作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者など、足場の点検について十分な知識・経験を有する者を点検者として指名し、その者がチェックリストに基づいて点検を行い、その点検結果を足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間保存しておく。

⒄　足場の構造および材料に応じた作業床の最大積載荷重を表示する。また、足場に載せる主な材料等の種類ごとに最大数量を表示する

よう努める。
作業床の破損を防止するため、作業床に物を載せる場合には、次による。
① 作業床中央部付近に荷重を集中させないようにすること。
② 著しい衝撃を与えないようにすること。
⒅ 足場を使用する作業者に次のことを守らせる。
① 昇降設備以外の場所からの昇降を禁止すること。
② 許可された場合以外の足場部材等の取りはずしを禁止すること。
手すり等から身を乗り出す作業を禁止すること。ただし、やむを得ず身を乗り出す作業では安全帯等を使用すること。
⒆ 足場における作業（足場の組立て、解体または変更の作業主任者を選任する作業を除く）を行う場合には、あらかじめ、作業指揮者を指名し、その者の直接の指揮により、次の事項を行わせる。
① その日の作業を開始する前に安全帯の取付設備に異常がないことを確認すること。
② 作業者が作業に適した安全帯、保護帽および安全靴等の安全な履物を着用していることを確認すること。
③ 墜落のおそれがある作業箇所、作業状態において、作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。
④ 足場上の材料、工具等の飛来・落下を防止するため、足場上の整理整頓の状況を確認すること。
⑤ 足場の作業床に資材等が最大積載荷重等を超えて載せていないことを確認すること。

（移動式足場（ローリングタワー））

⒇ 移動式足場（ローリングタワー）を使用する場合には、次の措置を講ずる。
① 昇降設備、作業床および手すり等を設けること。
② 手すり等は、丈夫な構造で、材料はたわみの生ずるおそれ、変形、腐食等がなく、床面からの高さを90cm以上とし、高さ35cm以上50cm以下の中さん等を設けること。
③ 高さ10cm以上の幅木を設けること。
④ 作業者を乗せたまま移動させないこと。
⑤ 脚輪のストッパーを掛けること。
⑥ 最大積載荷重を表示し、それを超えて積載をしないこと。
⑦ 作業開始前に、設置した移動式足場の安定性、手すり等の取り付け状態等を点検し、異常が認められたときは、直ちに補修し、または入れ替えること。

（屋根上の作業）

(21) 勾配が31度（６/10勾配）以上の屋根上で作業を行う場合には、屋根足場を設置し、幅20cm以上の作業床を２ｍ以下の間隔で設ける。
(22) スレート、木毛板等の屋根葺き等の作業または屋根の上を通行する場合には、次の事項を順守する。
① 幅30cm以上の歩み板を設け、安全ネットを張る等踏み抜きによる墜落危険防止措置を講じること。
② 作業は、親綱を設けて安全帯を使用すること。
(23) 屋根の上で材料等の上げ下ろしの作業を行う場合には、
① 丈夫な作業床を設け、かつ、安全帯を使用し、安全ネットを張る等の墜落危険防止措置を講ずること。
② 歩み板は滑動またはてんびん等を起こさないように緊結すること。

【スレート屋根上の作業】

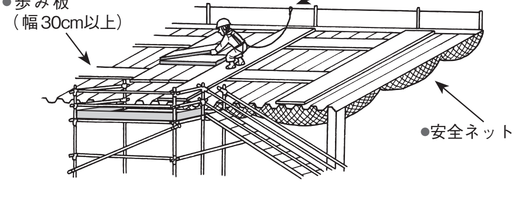

(24) スレート等の屋根上で作業を行う場合には、次の事項を順守する。
① 屋根の上への飛び降り、材料、工具等の投げ下ろし等の屋根に衝撃を与える行為を禁止すること。

②　安全靴等の安全な履物を着用すること。

(25)　スレート等の屋根上で作業を行う場合には、あらかじめ、作業指揮者を指名して、その者の直接の指揮により、次の事項を行わせる。

①　歩み板または作業床の使用状況を監視すること。

②　作業者が安全帯を使用していることを確認すること。

③　上記(24)の事項を順守させること。

（はしご、脚立）

(26)　はしご、脚立は、丈夫な構造のもので、著しく損傷、変形等がないもののほか、次のものを使用する。

①　移動はしごは、幅30cm以上とし、滑り止め装置の取り付け、転位防止の措置（上部の固定または下部の抑え）をすること。

②　脚立は、脚と水平面との角度を75度に保つための金具等を備え、踏さんの幅は５cm以上のものを使用すること。

【移動はしご作業】

（可搬式作業台）

(27)　可搬式作業台は、丈夫な構造のもので、著しい損傷、変形等のないもののほか、次のものを使用する。

①　開脚状態における垂直高さは２ｍ未満であること。

②　1.5ｍを超えるものは、手かかり棒、作業床周りに手すりのあるものを使用すること。

③　開き止め金具、支柱伸縮型は支柱固定金具のあるものを使用すること。

④　天板の幅は40cm以上、長さ60cm以上であること。

⑤　踏さんの幅は５cm以上あるものを使用するよう努めること。

(28)　可搬式作業台の使用にあたっては、次によるものとする。

①　作業前に各部を点検し、異常のないことを確認すること。

②　単独での使用を原則とすること。

③　設置場所の床面の状態に応じ転倒および不意の移動等をしないようにすること。

④　天板上では、架台、脚立等を使用しないこと。

⑤　人を載せたままでの移動、150kgを超えて積載しないこと。

（高所での作業）

(29)　高所作業については、作業手順を事前に検討して作業者に周知徹底する。

(30)　墜落のおそれがある高所作業には、高・低血圧症、心臓疾患等のある作業者等については、高所作業から外す等適正な配置を行う。

２．建設機械・クレーン等災害の防止

１）　車両系建設機械による災害の防止

(1)　車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業場所の地形、地質、含水、埋設物、架空電線、既設道路、建設物の状況等の状態を調査して結果を記録し、その結果によって車両系建設機械の種類、能力、運行経路、作業の方法、誘導者の配置、立入禁止措置、標識の設置等を盛込んだ作業計画を定め、それにより作業を行う。

なお、作業計画の作成にあたっては、リスクアセスメントを実施し、決定したリスク低減措置を作業計画に織り込む。

(2)　車両系建設機械を運転する場合には、運転する車両系建設機械の種類および能力等に応じて、あらかじめ、法令で定める資格を有する者の中から運転者を指名し、運転をさせる。運転者の氏名を車両系建設機械に掲示する。

【ドラグ・ショベル作業】

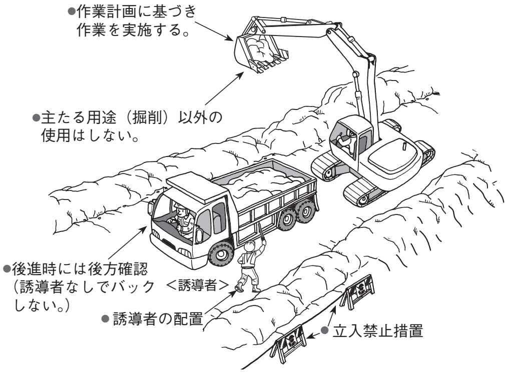

⑶　職長、作業指揮者、誘導者には業務に必要な安全衛生教育を行う。

⑷　運行経路、路肩・傾斜地、解体物等の飛来・落下物のおそれのある場所等で、車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、囲い、柵等を設けた上で、若しくはロープを張った上で運転者以外の者の立入禁止を表示すること。または、誘導者を指名し、車両系建設機械を誘導させる。

⑸　誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、誘導者に合図を行わせる。また、誘導者には、腕章を使用させる等により、関係者が識別できるようにする。

⑹　作業現場の車両系建設機械の走行路の必要箇所に、制限速度、高さ制限、危険箇所等の標識を設ける。

⑺　転倒または転落のおそれがある運行経路は、路肩の崩壊、不同沈下を防止すること、必要な幅員を確保すること等の措置をする。また、路肩、傾斜地での運転は、誘導者を配置して、その者の誘導により運転する。

軟弱地盤、凍結した地盤等での作業に当たっては、スリップ、転倒防止のための地盤の整備を行い敷板等を利用するほか、チェーンの使用または徐行等をする。

⑻　岩石の落下等の危険のおそれのある場合、飛来・落下物により運転者に危険が生ずるおそれのある場合は、車両系建設機械に堅固なヘッドガードを備える。

⑼　路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合で、転倒または転落による危険のおそれがあるときは、転倒時保護構造（ROPS）、横転時保護構造（TOPS）を備えた車両系建設機械を導入、使用するとともに、運転者はシートベルトを使用する。

⑽　車両系建設機械の構造上定められている安定度および最大使用荷重等を超えて作業しない。また、構造上定められている重量を超えるアタッチメントは装着しない。

⑾　車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量（バケット等の場合はその容量または最大積載重量を含む。）を表示するかまたは運転者がその重量を容易に確認できる書面を運転席周辺の容易に取り出せる位置に備え付ける。

⑿　車両系建設機械の用途外使用の防止を徹底する。ドラグショベル等を用いて荷のつり上げ作業を行う場合は、クレーン機能付きドラグショベルを使用し、クレーン機能を使ったつり荷作業の安全対策を徹底する。

⒀　車両系建設機械をトレーラ等に積込む作業は、平坦で堅固な場所で行うとともに、道板はかけ渡し角度を15度以下にし、滑り等による災害を防止するほか、移送中にトレーラ等の荷台からずれたり、滑ったり、落ちたりしないよう、ワイヤロープ、チェーン等で荷台に固定させる。

⒁　使用する車両系建設機械の安全装置については、有効に機能するように保持し、使用する。

⒂　運転者が運転席を離れるときは、バケット等の作業装置を地上に降ろし、エンジンキーを外す。

⒃　車両系建設機械については、法令で定められた特定自主検査および定期自主検査をそれぞれ定期に実施し、あわせて作業開始前の点検を行い、異常がある場合には、ただちに補修し、または取り替える。また、自主検査結果と整備状況は、記録する。

⒄　車両系建設機械は、有効な特定自主検査済の検査標章が貼り付けてあるものを使用する。

⒅　車両系建設機械のブーム・アームおよびダンプトラックの荷台を上げて修理・点検、またはアタッチメントの装着若しくは取り外し

を行う作業には、安全支柱、安全ブロック、堅固な架台等を使用する。

2）基礎工事用建設機械による災害の防止

⑴　基礎工事用建設機械の組立てまたは作業中は、倒壊を防止するため、あらかじめ作業場所の地形、地質の状態等を調査する。調査結果から敷鉄板の敷設、表層地盤の改良等による地盤補強の方法や作業の方法などについての作業計画を定め、この作業計画により作業を行う。

作業計画作成にあたっては、リスクアセスメントを実施し、決定したリスク低減措置を作業計画に織り込む。なお、作業内容に変更が生じた場合は、作業計画の見直しについて検討する。

⑵　作業に使用する基礎工事用建設機械の選定にあたっては、機械の仕様書等に示された内容をもとに、地形、地盤の状況、作業内容に応じた能力のものとする。

⑶　基礎工事用建設機械の組立て、解体、変更または移動は、作業指揮者を選任し、その者の直接指揮のもとに行う。

⑷　基礎工事用建設機械の運転にあたっては、その種類および能力等に応じて、あらかじめ、法令で定める資格を有する者の中から、運転者または操作者を指名し、運転をさせる。運転者または操作者の氏名は基礎工事用機械に掲示する。

⑸　アウトリガーまたは拡幅機能付きのクローラを有する基礎工事用建設機械を用いて作業を行う際は、最大に張り出して使用する。

⑹　大雨、大雪等の悪天候により、地盤の悪化が予測される場合には、作業方法の改善について検討する。

⑺　強風時における作業中止の基準を明確にし、強風時は作業を中止する。

3）　不整地運搬車による災害の防止

⑴　作業計画の作成、誘導者の配置、移送中の転落防止措置、点検および修理中に行うべき措置、転倒または転落を防止する措置については、１）の車両系建設機械に準じた措置を講ずる。

⑵　最大積載量が１トン以上の不整地運搬車は、技能講習修了者に、１トン未満の不整地運搬車は、特別教育修了者等に運転させる。

⑶　最大積載量が５トン以上の不整地運搬車に荷の積卸し作業等を行うときは、荷台上の荷の上に安全に昇降するための設備を設け、墜落による危険を防止するための保護帽を着用する。

⑷　一つの荷の重量が100kg以上のものの積卸し作業を行うときは、作業指揮者を選任し、その直接の指揮のもとで作業を行わせる。

⑸　損傷、ストランドの切断等がある繊維ロープを荷掛けに使用しない。

⑹　荷を卸す作業を行うときは､中抜きしない。

⑺　あおりのない荷台には、作業者を乗車させて走行しない。あおりのある荷台に作業者を乗車させるときは、荷台上の荷に歯止め、滑止め等をする。

⑻　点検基準により作業開始前点検・月例自主検査および特定自主検査（２年に１回）を実施し、その結果と整備状況を記録する。

⑼　不整地運搬車は、有効な特定自主検査済の検査標章が貼り付けてあるものを使用する。

4）　ジャッキ式つり上げ機械による災害の防止

⑴　ジャッキ式つり上げ機械の保持機構は、損傷、変形等がなく、使用目的に応じた強度を有し、ワイヤロープ等を保持するための必要な能力を有するものとする。また、保持機構が同時に開放されることを防止する機構を有するものとする。

⑵　作業の方法および順序、使用するジャッキ式つり上げ機械の崩壊および倒壊の防止措置、墜落防止措置、使用する機械等の種類および能力等を示す作業計画を定め、この作業計画により作業をする。

作業計画の作成にあたっては、リスクアセスメントを実施し、決定したリスク低減措置を作業計画に織り込む。

⑶　ジャッキ式つり上げ機械の調整または運転

の業務は、特別教育修了者に行わせる。

(4) 作業を行う区域内には、関係者以外の立入りを禁止する。

(5) 強風、大雨、大雪等の悪天候のときは作業を中止する。

(6) ジャッキ式つり上げ機構を施設、仮設物等に据え付けるときは、施設、仮設物等の耐力を確認するとともに、このジャッキ式つり上げ機構をボルト等で確実に固定する。

(7) ジャッキ式つり上げ機構を用いて荷のつり上げ・つり下げ等の作業を行うとき、作業者は保護帽を着用する。

5） 高所作業車による災害の防止

(1) 作業場所の状況および高所作業車の種類、能力等に適応する作業計画を定める。また、高所作業車を用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業指揮をする。

作業計画の作成にあたっては、リスクアセスメントを実施し、決定したリスク低減措置を作業計画に織り込む。

(2) 作業床の高さが10m以上の高所作業車は、技能講習修了者に、作業床の高さが２m以上10m未満の高所作業車は、特別教育受講者等に運転させる。また、運転者の氏名を高所作業車に掲示する。

(3) アウトリガーを有する高所作業車を用いて作業を行う場合は、アウトリガーを最大に張り出す。

(4) 高所作業車の作業床上の作業者と作業床以外の箇所で操作する者との間の連絡のため、あらかじめ、合図を行う者を指名し、一定の合図を定めて行わせる。

【高所作業車作業（トラック・ブーム式）】

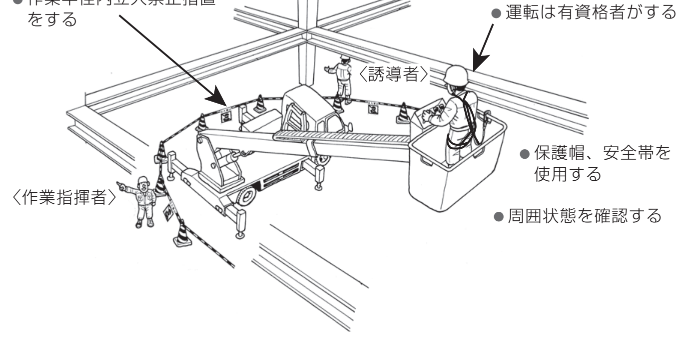

(5) 運転者が高所作業車の運転位置を離れるときは､作業床を最低降下位置に置くとともに、原動機を止め、ブレーキを確実にかけ、エンジンキーを外しておく。

(6) 高所作業車を用いて作業を行うときは、乗車席および作業床以外の箇所には、作業者を乗せない。また、作業を行うときは、積載荷重、そのほかの能力を超えて使用しない。

(7) 作業床において走行の操作をする構造以外の高所作業車で作業床上に作業者がいる場合には、高所作業車を走行しない。ただし、平坦で堅固な場所で誘導者の配置を行って誘導する、また適正な制限速度を定めるなどして運転する場合には､走行させることができる。

(8) 高所作業車の作業床上で作業を行うときは、安全帯等を使用させる。

(9) 高所作業車については、法令で定められた特定自主検査および定期自主検査をそれぞれ定期に実施し、あわせて作業開始前の点検を行い、異常がある場合には、ただちに補修し、または取り替える。また、自主検査結果と整備状況を記録する。

(10) 高所作業車には、有効な特定自主検査済の検査標章が貼り付けてあるものを使用する。

6） 解体用建設機械による災害の防止

(1) 路肩、傾斜地等で転倒または転落による危険が生ずる恐れがある場所では、特定解体用機械（ブームおよびアームの長さの合計が12m以上の解体用機械）で作業はしない。

(2) 物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれがあるときは、運転室を有する解体用機械を使用し、物体の飛来範囲に運転者以外の作業者を立ち入らせない。

(3) 強風、大雨、大雪等の悪天候のときは、作業を中止する。

【解体用機械作業】

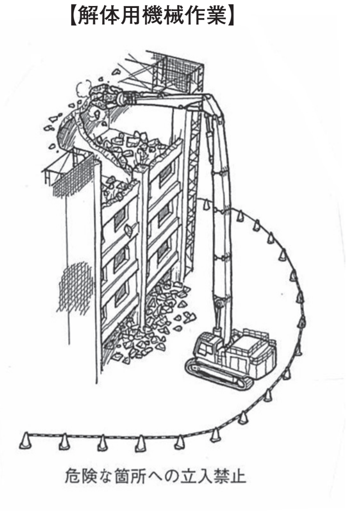

7） クレーン等による災害の防止

⑴ 運転するクレーンの種類およびつり上げ能力に応じて、あらかじめ、法令で定める資格を有する者の中から運転者を指名し、運転させる。運転者の氏名はクレーンに掲示する。

⑵ クレーンの運転中は関係者以外の者の作業半径内への立入禁止の措置をするとともに、荷の直下には作業者を立入らせない。

⑶ クレーンの上部旋回体との接触防止を図るための立入禁止措置をする。

⑷ クレーンは、性能検査のほか、点検基準により作業開始前点検・月例自主検査および年次の自主検査を実施し、自主検査結果と整備状況を記録する。また､異常のある場合には、ただちに補修し、取り替える。

⑸ 移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、その転倒等による作業者の危険を防止するため､あらかじめ､その作業に係る場所の広さ､地形および地盤の状態、運搬しようとする荷の質量、使用する移動式クレーンの種類および能力等を考慮して、次の事項を定める。

① 移動式クレーンによる作業の方法

② 移動式クレーンの転倒を防止するための方法

③ 移動式クレーンによる作業に係る作業者の配置および指揮の系統

⑹ 移動式クレーンの定格総荷重表を備え、当該荷重表の制限を超えて使用しない。

⑺ 安全装置、外れ止め等は、構造規格に適合したものを備付け、運転に当たっては、その機能を停止させないようにする。

⑻ アウトリガーを最大に張り出すことを徹底する。また、軟弱地盤上では、敷鉄板を敷設、地盤改良などの補強をし、転倒のおそれのない位置に設置する。

⑼ 架空電線等のある場所での作業は、感電防止のため周囲の状況を確認し、電路の移設、防護等を行い、監視人を配置する。

⑽ つり荷の落下防止のため、定格荷重を明示し、適正な玉掛けを励行し運転者と合図者との連携を密にするとともに、無理な運転の禁止を徹底する。また、定格荷重を超える荷重をかけて使用しない。

⑾ クレーン等による玉掛け作業等にあたっては、次の事項に留意する。

① 玉掛け作業を含む荷の運搬作業については、作業編成、作業分担、クレーン等の種類および能力、玉掛け用具、合図等を組込んだ作業計画を作成する。

② つり上げ荷重が１トン以上のクレーン等の玉掛け作業は、技能講習修了者に、１トン未満の玉掛け作業は、特別教育受講者等に行わせる。

③ 玉掛け等作業について、２人以上の作業者により玉掛け作業を行う場合は玉掛け作業責任者を指名する。

④ 一定の合図を定め、あらかじめ、合図者を指名して運転者との連携を密にさせる。

⑤ 荷の形状、荷姿および質量に応じた玉掛用具を使用する。また、玉掛け用具（特に玉掛けワイヤロープ）等については、作業開始前点検・整備等を行う。

⑥ 玉掛け作業等を行うときは、作業開始前の打合せを行い、作業の概要および作業の手順について全員に指示、周知させる。

⑦ 合図者に必要な安全衛生教育を行う。

【移動式クレーン・玉掛け作業】

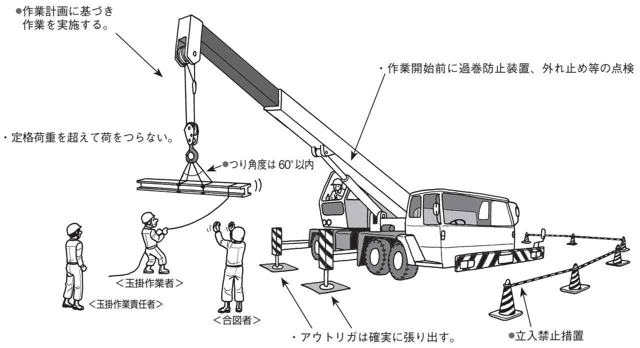

⑿　定置式（クライミング）クレーンの組立て、クライミング、解体の作業に当たっては、次の事項を徹底する。

①　作業方法、作業手順は、クライミングクレーンの構造、クライミング装置の仕組み、周囲の状況に応じて決定し、これに基づき作業を実施する。

②　作業指揮者を選任し、当該作業指揮者による作業方法および作業者の配置を決定し、作業の指揮等を確実に実施する。

⒀　ロングスパン工事用エレベーターは、指名者に運転させ、積載荷重を超える荷重をかけて使用しない。

⒁　ゴンドラの操作は、特別教育修了者にさせ、作業前点検を励行させる。

8）　コンクリートポンプ車による災害の防止

⑴　作業開始前点検等において、ブームの曲がり、ねじれ、へこみ、き裂、損傷等の有無を調べ、異常を認めたときは補修等の措置を早急に講ずる。

⑵　コンクリートポンプ車を用いて作業を行うときは、当該コンクリートポンプ車についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重、ブーム先端ホース長等を守る。

⑶　点検基準により作業開始前点検・月例自主検査および特定自主検査（１年に１回）を実施し、その結果と整備状況を記録する。なお、特定自主検査の実施に当たっては、（公社）建設荷役車両安全技術協会が取りまとめた「コンクリートポンプ車特定自主検査詳細記録表」を活用する。

⑷　ブーム使用時には合図者を指名し、操作者とホースの先端を保持する者との連絡をさせるとともに、ブーム下における作業を禁止する。

３．倒壊・崩壊災害の防止

1）　倒壊災害の防止

⑴　足場・型枠支保工等の仮設構造物の設計に当たっては、特に水平方向の安全性を充分考慮して、荷重および外力を計算し、これに耐えられる強度を確保する。

⑵　仮設構造物を組立てるときは、作業中の墜落、部材の落下、構造物の倒壊等を防止するため、作業の方法、順序等についての作業計画をあらかじめ定め、それにより組立てる。

⑶　型枠支保工を組立てるときは、組立図を作成し、それに基づいて行う。

⑷　作業主任者を選任を必要とする次の作業では、作業主任者の直接の指揮のもとで作業させ、安全帯および保護帽等の使用状況を監視等させる。選任する必要のない作業においては、作業指揮者を指名・配置し、安全作業について指揮させる。

①　つり足場、張り出し足場または５ｍ以上の足場の組立てならびに解体または変更の作業

②　型枠支保工の組立て作業

③　高さが５ｍ以上の建築物の骨組み、塔であって、金属製部材で構成されるものの組立て、解体または変更の作業。

④　橋梁の上部構造が金属製の部材で構成されるものであって、その高さが５ｍ以上のものまたは橋梁の支間が30ｍ以上の架設または変更の作業。

⑤　橋梁の上部構造がコンクリート造のものであって、その高さが５ｍ以上のもの、橋梁の支間が30ｍ以上の架設、または変更の作業。

⑥　コンクリート造の工作物（その高さが５ｍ以上のものに限る）の解体または破壊の作業。

⑸　仮設構造物に使用する材料、特に経年仮設機材については事前に点検して著しい損傷、変形または腐食のあるものは使用しない。

⑹　建設物の骨組み、塔、型枠支保工または足場の組立て、解体または変更ならびに金属製の部材またはコンクリート造の橋梁の上部構造の架設、解体または変更の作業には、関係者以外の立入りを禁止し、強風、大雨、大雪、凍結等の悪天候のときは作業を中止する。

⑺　足場および型枠支保工には、壁つなぎ、控え、筋かい、水平つなぎ等を充分に設ける。

⑻　壁つなぎを設ける場合には、建地と布との交叉部に接近した位置で、足場面に対して直角に取り付ける。

⑼　壁つなぎ等を取外す場合には、あらかじめ、取り外す箇所に控え柱を設ける補強等により、足場を支持する等の措置を講ずる。

⑽　枠組足場の交さ筋かいを取り外すことにより、倒壊のおそれがある場合は、交さ筋かいを取り外す構面に、あらかじめ大筋かいを設ける補強等をする。

⑾　足場に防護棚（朝顔）、建設用リフト、ロングスパン工事用エレベーター等のガイドレール等を取り付ける場合には、あらかじめ、斜材、垂直材、水平材等を用いて足場を補強する。防護棚等を設ける取付け部付近の足場構面の壁つなぎは密に設ける。

また、足場の建地または建枠の一部を外して出入口を設ける場合には、あらかじめ、出入口建地または斜材、梁枠等で補強し、かつ、出入口の建地または建枠を足場用鋼管等で補強する。

⑿　スライディング積層足場を設置する場合は、構造、強度および設置方法について充分検討する。

⒀　型枠支保工については、コンクリートの打設方法の検討および各部の検討を行い、打設計画を定め、必要な措置を講ずる。

⒁　コンクリートよう壁等の付近で掘削作業を行うときは、支柱で補強する等倒壊防止の措置を講ずる。

⒂　地盤が軟弱な箇所で型枠支保工を組立てる場合には、敷板および敷角の使用、ぐり石つき固め、コンクリートの打設、くい打込み等により支柱の沈下を防止する。

⒃　地盤が傾いている場合または支柱を斜めにして使用する場合には、くさびを用い、根がらみを取り付ける等の方法により、支柱の脚部の滑動を防止する。

2）　崩壊災害の防止

⑴　小規模な溝掘削を伴う上下水道等工事では、土止め先行工法により工事を実施する。

【溝掘削作業】

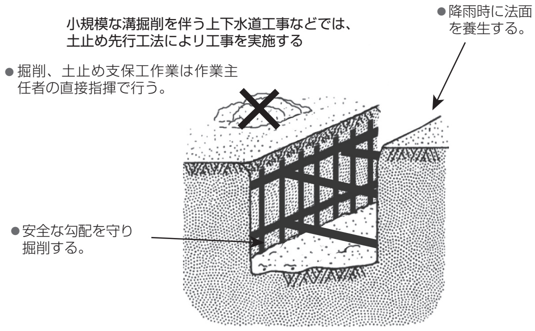

⑵　地山の掘削の作業を行う場合には、作業箇所および周辺の地山について、あらかじめ、調査を行い、その結果に基づいて、次に掲げる事項を含む施工計画を立てる。

①　施工の時期、方法および順序

②　掘削の順序に応じた安全なこう配のとり方

③　掘削の作業または掘削面の下方で作業を行う場合の掘削箇所の上部の地山もしくは掘削面の崩壊、落石を防止するための防護の方法

④　土止め支保工等の構造

⑤　排水の方法

⑥　掘削面または土止め支保工等の点検および補修等の方法、また、地質の変化、異常な湧水等の状態が起きたときには、ただちに、その状態に応じて計画を変更する等必要な措置を講ずる。

⑶　地山の崩壊するおそれがある場合には、あらかじめ土止め支保工、ロックボルト、落石防止柵、防護網等を設ける。また、これらを設けた場合でも、関係者以外の作業者の立入りを禁止する。

⑷　掘削面の高さが２ｍ以上となる地山の掘削

の作業を行う場合には、地山の掘削作業主任者を選任し、その者に法令で定められた事項のほか、次の事項について点検表を用いて、作業開始前および作業中に掘削面の状態の変化を確認させる。

① 掘削面が安全なこう配を保っていること。
② すかし掘りを行っていないこと。
③ 浮き石または崩壊のおそれ、亀裂がないこと。
④ 排水が良好であること。
⑤ 湧水の異常の有無（湧水の発生、量の変化、汚濁の変化）を確認すること。
⑥ 掘削面の肩に接近して掘削した土砂または資材等が置かれていないこと。
⑦ 関係者以外の立入禁止の措置が行われていること。

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配（以下）
① 岩盤又は堅い粘土	5m未満	90°
	5m以上	75°
② その他の地山	2m未満	90°
	2m以上5m未満	75°
	5m以上	60°
③ 砂からなる地山	掘削面のこう配35°以下又は高さ5m未満	
④ 発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面のこう配45°以下又は高さ2m未満	

(5) 道路工事等にともなう斜面掘削作業では、点検を確実に実施し、その結果から現場の状況等についての情報を発注者、調査・設計者、施工者の３者が共有し、その情報を有効に活用して安全対策を実施する。

(6) 掘削面の高さが２m未満の場合には、点検者を指名し、その者に掘削面について作業開始前および作業中に(4)の①～⑦の事項について、点検表を用いて掘削面の状態の変化を確認させる。

(7) 地山の掘削の作業を行う場合には、作業箇所およびその下方に関係者以外の立入りを禁止し、その旨を表示し、または監視人を置く等の措置を講ずる。

(8) 土止め支保工を組立てるときは、あらかじめ組立図を作成して作業する。

(9) 土止め支保工の切りばりまたは腹おこしの取り付けまたは取りはずしの作業を行う場合には、土止め作業主任者を選任し、法令で定められた事項のほか、次のことを行わせる

① 部材の配置、寸法および取り付けの順序は、組立図による
② その日の作業開始前に、部材の変形、接続部や取付部の状態および矢板、支柱等の異常の有無を確かめ、異常があるときは、ただちに補強、補修する
③ 関係者以外の者が立入っていないことを確認する
④ 組立ておよび解体前に、地山、土止め支保工等の状態等について異常のないことを確認し、異常のあるときには、ただちに補強、補修する
⑤ 中震以上の地震、雨水、湧水、凍結等により土止め支保工に異常を認めた場合には、作業者をただちに退避させる

(10) 土止め支保工は、設置後７日を超えない期間ごと、中震以上の地震後および大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後に部材の損傷、変形等を点検する。

(11) 土止め支保工の腹おこし、切りばり等を足場として使用し、またはこれらに重量物を載せない。ただし、やむを得ない場合において、支柱または方杖等で補強したときは、この限りでない。

(12) 掘削面の上下における同時作業は禁止する。

(13) 掘削面等における高所作業は、安全な作業床を確保する。

(14) 掘削面の肩に接近して、掘削した土砂または工事用の資材等を置いてはならない。ただし、やむを得ない場合において、土止め支保工を補強する等の措置を講じたときは、この限りでない。

(15) 明り掘削の作業は、点検者を指名して、その者にその日の作業開始前に、点検表を用いて掘削面等の地山の法肩部付近のき裂、周辺地盤の陥没、湧水の発生、湧水量の変化、湧水の汚濁の変化、浮石の剥落、法面局部の小崩落等の状態を点検させ、安全を確認してから作業を実施させる。特に、大雨後および中

震以上の地震後は、念入りに点検させる。

⒃　掘削面または土止め支保工に異常がある場合には、ただちに補修等の措置を行う。

⒄　明り掘削またはずい道等の掘削において発破を行った場合には、発破箇所を点検し、浮き石等のおそれがある箇所の土石を取り除く。また、中震以上の地震、大雨等の後に、地山を掘削する場合は、掘削面を点検し、崩壊のおそれのある箇所の土石を取り除く。

⒅　浮石等の除去作業（こそくの作業を含む）をする場合には、あらかじめ、技量のある者を指名して、次のことを行わせる。

①　下方に作業者がいないことを確認する

②　２人以上で作業をする場合には、充分連絡をとる

③　こそくの作業に用いる工具等は、作業前に点検し、不良品は取り替える

④　保護帽および安全帯を使用する

３）　解体・改修工事の災害防止

⑴　コンクリート造の工作物（その高さが５ｍ以上のものに限る）の解体または破壊の作業については、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任する。また、建築物の骨組みまたは塔であって金属製の部材で構成されたものの解体（その高さが５ｍ以上のものに限る。）については、「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」を選任し、法令で定められた事項のほか、次の事項を行わせる。

①　その日の作業方法および順序を定める。

②　防網、棚、控え等が有効であることを確認する。

③　発破を行う場合には、事前に危険区域内から作業者および関係者や通行人が退避したことを確認する。

④　当該箇所および下方に、関係者以外の者が立入っていないことを確認する。

⑤　器具および工具等を点検し、不良品を取り除く。

⑥　作業者が適切な保護具を使用していることを確認する。

⑵　コンクリート、レンガ、鉄骨等で造られた壁等の解体または電柱、煙突等の工作物の解体作業は、構造物の状況等の調査に基づき作業順序、切断方法、控え等の設置方法等の具体的な危険防止措置を盛込んだ作業計画を定め、それにより作業を行う。

⑶　解体工事途中で想定外の構造、設備等が判明した際は、工事を一時停止し作業計画を修正し、これに基づき作業を行う。

⑷　解体用機械を使用して作業するときは、当該機械の運転席の前に物体の飛来による危険を防止する設備を備える。

⑸　感電災害を防止するため、安全ブレーカーで電源を切り、検電器により非活線であることを確認する等により、原則として活線作業を禁止する。

⑹　ガス管等の切断にあたっては、図面確認および各施設管理者の立会いのもとに安全を確認したうえで作業を行う。

⑺　爆破により解体または破壊の作業を行う場合には、あらかじめ火薬の点火時刻を定め、サイレン、笛等を用いて警報する。

⑻　鉄骨等の解体作業を行う場合には、その一端をつりまたは支持して上げ下ろしの作業をしない。

⑼　解体した部材等を上げ下ろしする場合は、あらかじめ合図者を指名し、その者に合図を行わせる。

Ⅳ－２　東日本大震災等の自然災害に伴う復旧・復興工事における具体的対策

⑴　作業計画の作成およびこれに基づく作業の徹底

地震や津波により被害を受けた建築物等（建築物やブロック塀などの工作物）の解体工事は、通常の解体とは異なることから、あらかじめ建築物等の損傷の程度、周囲の状況等を事前に十分に調査するとともに、調査結果を踏まえた作業計画を作成し、これに基づいて作業を行う。

⑵　作業主任者の選任および職務の徹底

建築物等の種類、構造に応じて作業主任者を選任するとともに、その者に作業主任者と

して職務を適切に行わせる。

⑶　建築物等の崩壊、倒壊による労働災害の防止対策

外壁、柱、はり等の強度が不十分である場合には、解体作業による衝撃や余震によって崩壊・倒壊を生ずるおそれがあるため、作業計画の作成に当たっては、必要に応じて作業方法の見直しや補強用の支柱の設置による強度の確保について検討する。

⑷　墜落・転落災害による労働災害の防止対策

高さが２ｍ以上の箇所で作業を行う場合には、足場を組み立てる等の方法により、墜落防止措置を講じた作業床を設けること。作業床の設置が困難な場合は、安全ネットの設置、安全帯の使用等作業者の墜落による危険を防止するための措置を講ずる。

⑸　物体の飛来落下による労働災害の防止対策

はつり作業や壁・柱等の切断作業を行う際に発生したはつりガラや鉄筋、切断物等の落下により、作業者に危険を及ぼすおそれがあるときは、防網等の設備を設け、立入区域を設定するなど落下物による危険を防止するための措置を講じるとともに、作業者には保護具の使用を徹底する。

⑹　機械・器具の使用に伴う労働災害の防止対策

携帯用丸のこ盤、インパクトレンチ、ワイヤーソー、鉄骨コンクリートカッター類の機械工具を使用する場合は、安全装置等を適切な状態に維持するとともに、必要な保護具の着用等を徹底する。

⑺　解体工事に伴う粉じんの飛散防止対策

解体工事に伴い、粉じんが発生する場合には、散水による湿潤化、シート等による囲い込み等により粉じんの飛散を防止する対策を行う。

⑻　車両系建設機械等に係る対策

①　あらかじめ作業場所の地形や地質等を調査した上で、作業計画を策定し、これに基づき作業を行う。

特に、津波により地盤が緩んでいる箇所や傾斜地等で作業を行う場合には、敷鉄板で養生をするなど、転倒防止対策を講ずる。

②　車両系建設機械または荷と接触するおそれのある箇所には、立入禁止措置を講ずる、または誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させる。

③　解体した建築廃材や部材のつり上げ作業を行う場合には、移動式クレーンやクレーン機能付きドラグショベルを用いる。

④　車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせる。

⑤「つかみ機」、「圧砕機」等の解体用の建設機械については、車両系建設機械としての対策を行う。

⑼　適切な安全衛生管理体制の確立

工期が限られていることから、複数の事業者が混在して同時併行して作業を行われることが想定されるため、次の事項に留意して行う。

①　協議組織の適切な運営等元方事業者による統括安全衛生管理の徹底

②　近接・密集して工事が行われる場合の元方事業者による連絡・調整の徹底

③　作業の種類に応じた作業主任者、作業指揮者の選任、また、建設業に不慣れな作業者に対することが予想されることから、建設業に新たに従事する者に対して、雇い入れ時等の安全衛生教育を徹底する。

⑽　エリア別協議組織の設置

複数の工事が近接・密集して行われることによる労働災害を防止するため、工事エリアごとに、元方事業者、発注機関等の関係者で構成する協議組織を構築し、安全衛生に関する統一ルールについて、次の事項について検討協議する。

①　工程情報の共有

②　隣接工区・現場で行われる作業の連絡調整

③　資材搬入経路の統一

④　安全衛生に関する標識等の統一

⑤　安全衛生教育の共同実施

⑥　再発防止検討会の合同開催

⑦　安全衛生パトロールの合同開催

⑾　解体工事等における石綿ばく露防止対策

解体、ガレキ処理等の工事において、石綿

等による作業者の健康障害を防止するために、事前調査を行い、石綿等の使用の有無の調査結果を記録するとともに、調査の結果を作業員が見やすい場所に掲示する。この調査の結果、石綿等が使用されている場合には、Ⅳ－４　２．石綿障害の予防（P26参照）に掲げた対策を講ずる。

⑿　**除染作業における放射線被ばく防止対策**

除染作業にあたっては、「除染電離則」に基づき放射線被ばく防止対策を講ずる。

Ⅳ－３　そのほかの主要災害防止のための具体的対策

１．交通労働災害の防止

⑴　運転者に交通安全教育を行うとともに、過労による交通労働災害を防止するため、長時間継続した運転を行わせないよう管理する。

⑵　見通しのきかない踏切、転落のおそれがある路肩等の危険箇所では、誘導による安全運転を励行する。

⑶　降雨等によるスリップ事故を防止するための措置を講ずる。

⑷　作業者の送迎等のため、マイクロバス、ワゴン車等を使用するときは、安全な運行経路を選定し、資格者のうち特に運転技能のすぐれた者に運転を行わせ、また、作業者に運転業務を行わせるときは、休養等について配慮する。

⑸　工事現場内での工事車両（車両系建設機械を除く）を運行する場合には、運行経路および誘導者を定めて行わせる。

⑹　自動車の点検を（走行前、途中、走行後）実施する。特にタイヤの磨耗等に注意する。

⑺　最大積載量を超えて積載させない。

⑻　運転者の定期健康診断の実施状況および運転前の健康状態を把握する。

⑼　シートベルト着用を励行させる。

⑽　運転中における携帯電話の使用を禁止させる。

⑾　道路工事等における進入車両等による危険防止（もらい事故防止）の徹底に努める。

⑿　道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設定する。

⒀　厚生労働省が示した「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、その防止対策の徹底に努める。

２．飛来・落下災害の防止

⑴　足場、型枠支保工の組立て、解体等の作業、構築物の取り壊し等の作業に当たっては、安全ネット、防護棚（朝顔）および投下設備を設置するとともに、作業主任者、作業指揮者、合図者および監視人の配置ならびに立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

⑵　材料等が落下するおそれのある箇所には、作業床の端に高さ10cm以上の幅木、メッシュシートまたは防網等を設置する。ただし、作業の性質上、幅木を設けることが著しく困難な場合または臨時に幅木等を取り外す場合は、立入禁止区域を設定する。

⑶　高所に材料等を仮置きする場合には、開口部等に近接して置かないようにし、また、材料等をロープ掛け、シート掛け等の措置を実施する。

⑷　長尺物を仮置きする場合には、ロープ等で結束し、風、振動等による倒壊および落下防止の措置を講ずる。

⑸　資材置場等での荷の運搬取り扱いは、荷崩れによる災害を防止するため、高さを２m以内にとどめるとともに通路を確保する。

⑹　重量物、長尺物の人力運搬は、作業者の体力に応じた作業計画によって実施する。

⑺　工作物の解体または破壊作業は、作業の方法、使用する機械、立入禁止区域、倒壊および飛来・落下災害の防止方法等を盛り込んだ作業計画によって実施する。

⑻　上下作業を行う場合には、作業間の連絡調整を徹底させるとともに、部材、工具類を落下させないように、つり網、つり袋等を使用する。

３．電気による災害の防止

⑴　工事の施工計画を立てる場合および作業中に必要が生じた場合には、次の事項を調査し、感電の防止に必要な計画を立てる。

①　架空電線の近接状況

②　地中電線の敷設状況

③　電気機械器具等の電気使用設備の種類およびその状況

④　受変電設備の状況

⑵　次の場合には、高圧架空電線およびそのほかの高圧充電部（以下「高圧架空電線等」という）を停電し、移設しまたは絶縁用防護具、絶縁覆いもしくは防護壁で防護する。

①　作業者が作業中または通行中に、高圧架空電線等に接触し、または接近するおそれがあるとき。

②　作業者が取り扱う鉄骨、鉄筋、鉄板等の導電体が高圧架空電線等に接触し、または接近するおそれがあるとき。

③　作業者が使用する移動式クレーン、くい打機、くい抜機、掘削機等のブーム、アーム、ワイヤロープまたはつり荷等が高圧架空電線等に接触し、また、接近するおそれがあるとき。

④　高圧架空電線等に近接して足場等を設置するとき。

⑶　上記⑵の危険がある場合には、あらかじめ、作業指揮者を指名し、その者に作業を監視させるとともに絶縁用防護具の装着状況を確認する。

⑷　高圧架空電線等に近接して移動式クレーン、くい打機またはくい抜機等を使用する場合には、ブーム、アーム、ワイヤロープまたはつり荷を高圧架空電線等に接触させないよう、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせる。

⑸　開閉器と移動電線との接続、ヒューズの取り替え等の作業を行う場合には、あらかじめ、技量のある者を指名し、その者に行わせる。

⑹　停電して作業を行う場合には、電源の操作を担当する者との連絡を確実に取り、施錠し、もしくは監視人を置くとともに通電禁止の表示を行い、不意の通電による感電を防止する。

⑺　移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具およびアーク溶接機等については、あらかじめ、指名した点検者に、法令で定めるところにより使用前点検させ、異常を認めた場合には、ただちに補修し、または取り替える。また、定期の点検は、一ヶ月を超えない一定の期間ごとに行う。

⑻　移動式電動機械器具（ベルトコンベア、水中ポンプ、コンクリートミキサー等をいう。）、可搬式電動機械器具（電気ドリル、丸のこ等、電動かんな、電動グラインダ等をいう。）およびアーク溶接機を使用する場合には、その金属製外枠を確実に接地する。なお、その接地線の被覆は、緑色または緑色黄色の縞とする。また、電気機械器具に接続する移動電線は、単相用では３芯、三相用では４芯のものを使用し、そのうち１芯を専用の接地線とする。

⑼　移動式電動機械器具または可搬式電動機械器具を使用する場合には、法令で定めるところにより、感電防止用漏電遮断装置を使用する。ただし、その措置を講ずることが困難な場合には、移動式電動機械器具または可搬式電動機械器具の金属性外枠等を接地する。

⑽　電気工事にあたっては、資格のある者を配置し、必要な保護具、防具等を使用させる。

⑾　高圧架空電線等に近接して作業を行う場合には、あらかじめ、感電を防止するため安全な離隔距離の確保等、その作業方法を指示する。

⑿　足場、架設通路等作業者が通行する場所に近接した高圧架空電線等がある場合には、見やすい場所に「高圧線注意」「頭上高圧線注意」等の表示を行う。

⒀　交流アーク溶接機を使用する場合には、厚生労働大臣が告示で定めた構造規格に適合した交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を設ける。

４．火災・爆発災害の防止

⑴　火気を使用するときは、火元責任者を定め、事前に「火気使用届」を提出させ、使用中および使用後の点検と確認を行わせる。

⑵　火気を使用する作業においては、消火器、防火用水、砂等を常に適切な場所に配置する。

⑶　引火物、爆発物等は、保管場所を定め、具体的に危険物の表示をするほか、その付近での火気使用を厳禁とする。

⑷　可燃性ガスの発生するおそれのある場所では、ガス爆発を防ぐため、ガス濃度の測定を行う。

⑸　溶接・溶断等の作業では、特に、周囲の可燃物を整理し、防炎シート等で引火防止の措置を講ずる。

⑹　ウレタンフォーム等を使用する断熱工事においては、火気の管理を徹底する。

⑺　採暖は、場所を指定し、責任者の許可を受けて行わせる。なお、採暖用に小型プロパンガスを使用する場合は、ボンベを屋外に設置する。

⑻　密閉された場所での採暖は、常に換気を行う。

⑼　附属寄宿舎における警報設備、消火設備、避難設備等に対する点検・整備および火気管理を徹底する。

⑽　現場の防火訓練および避難訓練は必要に応じて実施する。

５．木材加工用機械災害の防止

⑴　木材加工用機械を使用して木材を加工する作業を行う場合は、安全確認者を選定し、次の事項を行わせる。

①　作業を直接指揮する。

②　適正な安全装置および治具、工具等の使用

③　点検の実施およびその実施状況を確認する

④　関係者以外が立入っていないか確認する。なお、点検結果表等により職務の実施状況を記録する。

⑵　安全確認者の氏名および職務を作業場の見やすい場所に掲示し、周知を図る。

⑶　携帯用丸のこ盤を作業台等に固定して使用する場合には、可動式の歯の接触予防装置を設置する。

⑷　携帯用丸のこ等を使用する作業に従事する者に対して、特別教育に準じた「丸のこ等取扱い作業従事者教育」を行う。

⑸　作業開始前に丸のこ等およびその安全装置等について、「丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン」（以下「丸のこ盤ガイドライン」という。）による点検を実施する。

⑹　１年以内ごとに１回、丸のこ等について丸のこ盤ガイドラインによる定期検査を実施し、その結果と整備状況を記録する。

⑺　丸のこ等については、丸のこ盤ガイドラインによる使用中の注意事項を順守する。

⑻　丸のこ等の清掃等の作業を行う場合には、当該機械の主電源を遮断し、表示板の設置等の措置を徹底する。

⑼　丸のこ等を定置して使用する場合は、構造規格に基づく定置式としての安全装置の設置および使用を徹底する。

⑽　毎月第一木曜日を「木工作業点検の日」とし、チェックリストにより自主点検を実施する。

⑾　携帯用電動工具等については、電源コードの損傷、劣化等による感電防止を図るため、点検・保守等を徹底する。

６．取扱い運搬災害の防止

⑴　資材等の運搬については、計画段階から合理化に心掛け、なるべく人力運搬を避けるようにする。

⑵　運搬、組立て等の共同作業は、作業指揮者のもとに行い、無理な作業を避ける。

⑶　通路、作業箇所等には、物置場所等を定めることにより整理整頓、照明、段差等に配慮し、安全通路を確保する。

⑷　中高年齢作業者を配置する場合は、作業量、作業強度、作業の方法等に配慮する。

７．木造家屋等の低層住宅建築工事における災害の防止

⑴　軒の高さが10m未満の木造建築物等のたて方作業を行うときは、足場先行工法、手すり先行工法により工事を実施する。

⑵　工事現場における安全衛生管理を充実する。

(3)　店社としての工事現場に対する指導、支援を充実する。

(4)　高さ５m以上の足場の組立て、軒の高さが５m以上の木造建築物の構造部材の組立てについては、作業主任者の選任および作業の直接指揮を徹底する。

【木造住宅工事等の足場・屋根作業】

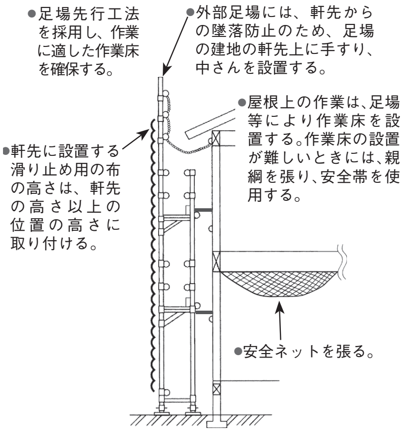

(5)　安全な作業床を確保する。それが困難な場合には、安全ネットを張り、安全帯を使用させる等の措置をする。

(6)　保護帽を着用する。

(7)　移動式クレーンについては、工事の内容に応じた充分な能力を有するものを使用する。また、アウトリガーおよび過負荷防止装置は確実に使用する。

(8)　丸のこ等の木材加工用機械については、歯の接触予防装置等の安全装置を確実に使用する。なお、丸のこ等を使用する者には、特別教育に準じた「丸のこ等取扱い作業従事者教育」を行う。

(9)　使用する足場材等の仮設機材については、適正な管理を行う。

(10)　新規入場者には、新規入場者教育を行う。

８．ずい道・坑内災害の防止

１）　爆発災害の防止

(1)　発破作業は、発破指揮者を配置し、その者の指揮のもとに作業させる。

(2)　可燃性ガスの発生のおそれのあるときは、ガス測定をして、結果を記録するとともに、可燃性ガスが存在する場合には、自動警報装置を設ける。なお、自動警報装置の検知部は、切羽の周辺の上部にも設置する。

(3)　一旦工事が中断された後、工事を再開する場合は、可燃性ガス等の発生の有無について事前に測定者を指名し、測定させる。

(4)　事前の地質調査で可燃性ガスの存在が認められなくとも、泥土圧シールド工法等の場合には、ガス測定者を指名し、毎日、作業の開始前に測定する。

(5)　予想以上の可燃性ガスが認められる場合には、換気量の増加、防爆構造電気機械器具を採用する等施工計画を変更する。

(6)　ガス溶接等の作業は、作業指揮者を定め、その者に火災防止の措置を講じさせるとともに、付近にある可燃性の物は除去するかまたは不燃性の物による覆いをする。

(7)　火気を使用またはアーク溶接作業を行う場合は、防火担当者を定め、その者に火災防止の措置を講じさせる。

(8)　必要に応じて、ずい道等救護技術管理者を選任し、警報設備、携帯用照明器具、通話装置および給気式呼吸用保護具を備え付ける。

(9)　出水、ガス爆発等が生じたときに備えての避難訓練は、半年以内ごとに１回実施する。

(10)　電気雷管の運搬、電気雷管を取り付けた薬包の装填の作業等を行う場合は、漏電等による爆発を防止するために、電動ファン付き呼吸用保護具の電池を取りはずし保管したうえで作業を行う。

２）　落盤・肌落ち等災害の防止

(1)　地山の形状、地質および地層の状態等を調査し、次の項目を明確にした施工計画を定めて作業する。作業に当たっては、これらの状態を観察し、その結果を記録するとともに、結果によっては施工計画を変更する。

①　掘削の方法
②　ずい道支保工および覆工の施工
③　換気および照明の方法
④　湧水または可燃性ガスの処理

(2)　浮石等の除去作業（こそくの作業を含む）

を行う場合には、あらかじめ、技能のある者を指名して、次のことを行わせる。

① 下方に作業者がいないことを確認する。

② ２人以上で作業をする場合には、充分連絡をとる。

③ こそくの作業に用いる工具等は、作業前に点検し、不良品は取替える。

④ 保護帽および安全帯を使用する。

(3) ずい道等の掘削の作業を行う場合には、あらかじめ、ずい道等の掘削作業主任者を選任し、法令に定められた事項のほか、作業開始前および作業中に次のことを確認させる。

① 含水および湧水の状態に変化がないこと。

② 排水が良好であること。

③ 落盤または肌落ちのおそれがないこと。

④ 坑口上部の地山の崩壊または土石の落下のおそれがないこと。

⑤ 吹付けコンクリートの亀裂およびロックボルトのゆるみがないこと。

(4) ずい道型枠支保工を設けた場合には、あらかじめ、ずい道等の覆工作業主任者を選任し、法令で定められた事項のほか、作業開始前に次のことを確認させる。

① 部材に損傷、腐食、変形または変位がないこと。

② 部材の接続部が確実であり、かつ、交叉部の状態が良好であること。

③ 脚部の沈下がないこと。

3) 車両等災害の防止

(1) 施工計画の段階で通路および退避場所の確保、車両限界の保持および通行基準（速度制限、誘導、後進方法等）の設定を図る。

(2) 坑内車両の警報装置、制動装置、照明装置等は、常に正常な状態に整備する。

(3) トラックを使用する場合は、前進運行を原則とし、やむを得ず後進する場合には、作業者の立入禁止区域を設定し、誘導者を配置する等接触による危険を防止する。

(4) 使用する車両等の排気ガスは、換気装置により確実に排出するとともに、ガス濃度測定を励行する。

(5) 作業箇所は、照明付標識、作業燈等により明示するほか、車両には誘導者を配置する。

9．土石流等による労働災害の防止

(1) 作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等の事前調査を実施し、その結果に基づき警戒・退避基準等を定めた労働災害の防止規程を作成する。

(2) 雨量、融雪量等を的確に把握する。

(3) 土石流等の検知および連絡方法を確立する。

(4) 避難訓練を実施し、避難設備を確保する。

(5) 警報用設備および避難用設備の設置およびその点検を実施するとともに警報および避難の方法等を作業者に周知する。

(6) 関係元方事業者による一元的な安全管理対策を推進する。

(7) 豪雨警戒・退避基準等は必要に応じて見直す。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずる。

(8) 詳細は、厚生労働省が示した「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、土石流等による労働災害防止対策の徹底に努める。

10．建設業附属寄宿舎の火災の防止

(1) 寄宿舎管理者に寄宿舎を巡視させ、建設業附属寄宿舎規程および「望ましい建設業附属寄宿舎に関するガイドライン」等を順守し、必要な改善を行う。

(2) 避難階段または避難器具およびこれらに通ずる通路について、避難用である旨およびその方向を表示し、常時容易に避難できるようにする。

(3) 火災そのほか非常の場合に、これを速やかに知らせるため警報設備を設け、その設置場所および使用方法を周知する。

(4) 消火設備を設け、その設置場所および使用方法を周知する。

(5) 建設業附属寄宿舎の消火設備、非常口、避難設備等は常に点検、整備するほか、居住者

の把握に努め、責任者を定めて就寝前の火気点検を行わせる。また、寝タバコを禁止する。
(6) 建設業附属寄宿舎の防火訓練および避難訓練は、６ヶ月以内ごとに実施する。

11. 不安全行動による災害の防止

(1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」、「グーパー運動」、「指差確認運動」等を積極的に実施する。
(2) 安全ミーティング等で作業手順を周知徹底するとともに作業者の健康状態をチェックし、その結果に基づき適正配置を行う。
(3) 作業に適した安全帯等保護具の正しい着用・使用の徹底を図る。
(4) 「近道・省略行為」禁止の徹底を図る。
(5) 「建設工事に従事する作業者に対する安全衛生教育」、「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の安全衛生教育を実施する。

12. 公衆災害の防止

(1) 建設工事を施工するときは、工事関係者以外の第三者の災害を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国交省策定）」に基づき保安施設等を設置する。
(2) 現場付近は、工事関係者以外の者が安全に通行できるよう誘導者等を配置し、安全ネット、養生シート、仮囲い、柵、防音パネル、ネットフレーム、朝顔等を設けるとともに、常に通路面を清掃、整備する。
(3) 工事着工に際しては、地下埋設物の破損による事故を防止するため、発注者、埋設物管理者等と常に連絡調整を図る。
(4) 著しい騒音、振動、水質汚濁等を発生する有害な作業では、必要な測定を行い、その結果によって使用機械の変更、工法の改善等の措置を講ずる。
(5) 突風や強風による資材等の飛散防止対策を徹底する。
(6) 工事施工敷地内は、工事関係者以外の者の立入禁止の措置を講ずる。
(7) 各種標識を掲示して、公衆の協力を要請する。
(8) 国土交通省が示した「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」に基づき、その防止対策の徹底に努める。

13. 積雪・雪崩災害の防止

(1) 積雪、凍結等により、足場、作業床等が滑りやすい場合には、安全帯をつけて除雪を行い、状況により高所作業を禁止する。
(2) 積雪地では、残雪の崩落、雪崩等の危険を防止するため、立入禁止、監視人の配置等の措置を講ずる。
(3) 寄宿舎、作業場等は、調査結果に基づき、雪崩、崩壊等のおそれのない場所を選び、作業現場への往復通路は、谷・急斜面を避け、安全経路を定める。
(4) 寄宿舎、事務所の構造は積雪を考慮するほか、適宜屋根の雪下ろしを実施する。
　また、屋根の雪下ろしをする場合は、安全帯が使用できる設備の設置および安全帯を使用する。
(5) 非常時の連絡、避難等は、方法等を定めて全員に周知徹底し、適宜訓練を実施する。

14. 自然災害における緊急事態発生時の対応

(1) 地震、津波、集中豪雨等の自然災害に対し、事前に緊急対応計画の策定、避難訓練等の体制の整備に努める。
(2) 自然災害における緊急事態発生時には、緊急対応計画に基づき、すべての関係者が安全に避難する等、安全確保を図る。

15. 局地的な大雨による災害の防止

(1) 局地的な大雨に関する気象情報を入手するとともに、現場の気象状況の変化から、急な大雨の予兆を捉える。
(2) 下水道工事等では、計画段階で工事の中止基準・再開基準を設定しておく。
(3) 工事に着手する前に、あらかじめ、安全かつ迅速に退避する方法について具体的に定め、作業関係者全員に周知徹底する。

Ⅳ－４ 業務上疾病予防対策および健康の保持増進のための具体的対策

１．じん肺の防止

⑴ ずい道等建設工事における粉じん対策を推進するため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」および「ずい道等建設工事における換気技術指針」に基づき次の措置を講ずる。

① 事前に粉じん対策に係る計画の策定をする。

② 掘削作業、ずり積み作業等による粉じん発散を防止するため、作業の湿式化等を行う。

③ 坑内の粉じん濃度を減少させるため、換気装置等による換気を実施する。換気装置等については、半月以内ごとに１回、定期に次の事項について点検を行い、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講ずる。また、換気装置等の点検を行ったときは、点検年月日、点検方法等を記録し、３年間保存する。

④ 換気装置による換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度測定を行う。

⑤ 坑内作業従事者に電動ファン付き呼吸用保護具等を使用させる。空気中の粉じん濃度等を半月内ごとに１回、定期に測定を行う。

⑥ 電動ファン付呼吸用保護具は適切に管理する。

⑦ 坑内作業従事者に対する労働衛生教育を実施する。

⑧ 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に坑内作業従事者を近づかせない措置を実施する。

⑨ 坑内作業従事者が休憩の際に容易に坑外に出ることが困難な場合、清浄な空気が室内に送気され、粉じんから隔離され、かつ、作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具を備えた休憩室を設置する。

⑵ 粉じん作業場ごとに「たい積粉じん清掃責任者」を選任し、その者の指揮のもとで、毎日の清掃および１ヶ月に１回以上のたい積粉じん除去の清掃の定着化を図る。

⑶ 屋外におけるアーク溶接作業と屋外における岩石の裁断作業等に係わる粉じんの有害性の認識の徹底、粉じん作業等の明示および呼吸用保護具の適切な使用を徹底する。

⑷ ビル建築工事等におけるコンクリート研磨作業では、粉じんの発散程度に応じて、グラインダにHEPAフィルタ付真空掃除機を装着する等の粉じん発散低減対策を施し、呼吸用保護具の適切な使用等を徹底する。

⑸ じん肺健康診断に基づく就業上の措置を図る。

⑹ じん肺有所見者に対する健康管理教育を実施する。

⑺ 常時粉じん作業に従事する作業者に対する特別教育を実施する。

⑻ 明り掘削作業、屋内または坑内で動力工具によるコンクリート等のはつり作業等粉じんの発散を伴う作業には、「保護具着用管理責任者」を選任し、作業者に有効な呼吸用保護具の使用および保守管理を徹底する。

⑼ 雇入れ時の一般健康診断およびじん肺健康診断を実施し、異常所見がある者の早期発見に努め、適正な健康管理を行う。

⑽ じん肺健康診断に基づき、じん肺管理区分を決定するため、じん肺法によりエックス線写真等を都道府県労働局長に提出する。

じん肺およびじん肺合併症発生状況の推移（平成20年～24年）

業種＼年	20	21	22	23	24
全産業	587	531	516	439	361
建設業	229	184	182	151	118

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況調」

２．石綿障害の予防

⑴ 次に掲げる作業を行う場合には、石綿等（石綿、および石綿をその重量の0.1％を超えて含有する製剤そのほかのものをいう。以下「石綿等」という。）による作業者の健康障害を防止するため、当該建築物、工作物または鋼製の船舶（以下、「建築物、工作物等」という。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録し、40

年間保存する。調査結果・方法等は作業者が見やすい箇所に掲示する。

① 建築物、工作物等の解体、破砕等の作業（吹付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）

② 建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、および作業者がその粉じんにばく露するおそれがある場合に行う当該石綿等の封じ込め、囲い込みの作業（以下「封じ込めまたは囲い込みの作業」という。）

また、この調査において、当該建築物、工作物等の石綿等の使用の有無が明らかとならない場合には、石綿等の使用の有無を分析調査し、その結果を記録して、40年間保存する。

ただし、石綿等が吹付けられていないことが明らかで、石綿等が使用されているものとみなし、法令で定める措置を講ずるときはこの限りでない。

なお、事前調査で石綿等が使用されていないとされた建築物でも、解体等の作業途中で、事前調査で漏れていた石綿含有建材が発見されることがあることから、予め防じんマスクを着用することとする。

(2) 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込めまたは囲い込みの作業を行う場合には、次の事項が示された作業計画を定め、当該計画により作業を行う。

① 作業の方法および順序

② 石綿等の粉じんの発散を防止し、または抑制する方法

③ 作業者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

(3) 次に掲げる作業については、それ以外の作業を行う作業場所から隔離等の措置を講ずる。

① 石綿等が吹付けられた建築物、工作物等の解体等の作業における当該石綿等の除去作業

② 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物、工作物等の解体等作業における当該保温材、耐火被覆材の除去作業（切断、穿孔、研磨等の作業に限る）

③ 石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業（囲い込みの作業にあっては、切断、穿孔、研磨等を伴う作業に限る。）

(4) 上記(3)の隔離等の措置は、次の各号に掲げるところによる。

① 隔離は出入口および集じん・排気装置の排気口を除き、作業場所をプラスチックシートにより密閉し、石綿等粉じん外部への漏洩を防止する。

② 隔離空間は、内部を負圧に保つため、作業に支障がない範囲内において、できる限り小さく設定する。

③ 隔離空間には、集じん・排気装置を設置し、内部の負圧化を行う。なお、集じん・排気装置の点検等は次により実施する。

ア 作業開始直後、速やかに集じん・排気装置の排気口から粉じんが漏洩していないことを点検する。その後定期的に点検することが望ましい。

イ 集じん・排気装置の設置前または設置直後に当該装置が正常に稼働し、粉じんを漏れなく捕集していることを点検することが望ましい。

ウ 集じん・排気装置の排気口から粉じんが漏洩していないことの確認は、デジタル粉じん計等を使用して行う。

④ 隔離空間への出入口には、前室等を設け、出入口に覆いをつける。なお、前室での措置は次により実施する。

ア 吹付けられた石綿等の除去等に係る措置にあたり、前室における洗身設備および更衣設備の併設及び負圧状態の点検を行う。

イ 前室が負圧に保たれていることの確認は、目視、スモークテスターまたは微差圧計（いわゆるマノメーターをいう。）を使用して行う。

ウ 隔離空間への出入りの際に十分な洗浄がなされず持ち出す可能性もあることから、作業計画において洗身時間の確保を規定し、十分な洗身を徹底する。

⑸　スモークテスター等により石綿粉じんが隔離空間の外部へ漏洩しないよう作業前に確認するとともに作業中は監視する。

⑹　石綿等を取扱う作業場には、関係作業者以外の者の立入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する。

⑺　次に掲げる作業に作業者を従事させる場合には、石綿等を湿潤な状態のものとする。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない。

①　石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業

②　石綿等を塗布し、注入し、または張り付けたものの解体等の作業

③　封じ込めまたは囲い込みの作業

④　発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

⑻　石綿等の切断等の作業を行う場合には、石綿等の切りくず等を入れるための密閉できるふたのある容器、プラスチック袋を備える。

⑼　上記⑺の①〜④の作業を行う場合には、作業者に呼吸用保護具（隔離空間の内部に作業者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具：防護率99.9％以上のもの、または同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。）および保護衣（隔離空間の内部に作業者を従事させるときは、フード付き保護衣に限る。）または作業衣を使用させる。

⑽　石綿等を取り扱うために使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときには、この限りでない。

⑾　石綿等を取り扱う作業場には、作業者が喫煙または飲食することを禁止し、かつ、その旨をその作業場の見やすい箇所に表示する。

⑿　隔離等の措置を解除する前に石綿等の取り残しがないか確認するとともに粉じん濃度の測定により隔離空間内の粉じん処理状況の確認を行う。

⒀　前室の負圧状況、集じん・排気装置の排気口からの漏洩確認等の結果、異常が確認された場合は、速やかに補修等必要な措置を行う。

⒁　石綿等を取り扱う業務または周辺業務に常時従事する作業者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際に、常時従事させたことがあるおよび周辺業務に従事していたことがある作業者で、現に使用しているものに対し、6ヶ月以内ごとに1回、それぞれ定期に、石綿に関する特殊健康診断を行う。また、この健康診断を受けた作業者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。

⒂　上記⒁により実施した健康診断の結果については、当該作業に従事しないこととなった日から、その記録を40年間保存する。

⒃　石綿等を取り扱う場所において常時作業に従事する作業者については、1ヶ月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該作業者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存する。

①　作業者の氏名

②　石綿等の取扱いに従事した作業者は、従事した作業の概要および当該作業に従事した期間

③　石綿等の取扱いに伴い石綿粉じんを飛散する場所における作業（周辺作業）に従事した作業者は、石綿等の取扱い作業の概要および周辺作業に従事した期間

④　石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要および事業者が講じた応急の措置の概要

⒄　石綿等を取り扱う作業については、石綿作業主任者を選任し、作業を直接指揮させる。

⒅　石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業および封じ込めまたは囲い込みの作業については、作業者に対し特別教育を行う。

（詳しくは、「（厚生労働省公示「石綿技術指針」対応版）石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」を参照してください。）

3. ガラス繊維およびロックウールによる粉じん障害の防止

⑴　ロックウールを建築物の柱等に使用されている鉄骨等へ吹付ける場所における作業を行

うときは、次の措置を講じる。

① ロックウールのばく露による健康障害を防止するため、作業方法、換気方法、異常時の措置、保護具の使用についての作業手順を定め、これに従って作業を行わせる。

② 作業者に対し、粉じん発散防止および換気の方法、保護具の使用方法、ロックウールの有害性について、特別教育に準じた教育を実施する。

③ ロックウールを取り扱う作業に従事する作業者について、氏名、作業の概要および従事期間・喫煙歴および保護具の使用状況について、１年を越えない期間ごとに記録し、これを保存する。

④ 密閉型保護眼鏡または全面型マスクおよび有効な呼吸用保護具を使用させる。

⑤ 皮膚障害防止のため専用の作業衣を使用させる。また、保護手袋および保護長靴の併用が効果的なので、必要に応じ使用させる。

⑥ 洗眼、洗身またはうがいの設備、更衣設備、洗濯設備を設けるよう努める。

⑦ 作業場内では、喫煙、飲食を禁止し、その旨周知する。

⑧ 関係者以外の立入りを禁止し、その旨周知する。

⑨ プラスチックシート等により当該作業場所を囲む等粉じんの飛散防止の措置を行うとともに、前記Ⅵ－４の２の⑺に準じた粉じんの発散しにくい方法で作業を行う。

⑩ 一般健康診断およびじん肺健康診断を実施する等適切な健康管理を行う。

⑵ ガラス繊維、ロックウール、セラミック製品等を塗布し、注入し、または張り付けた物の除去、破砕、解体等を行う場所における作業を行うときは、前記Ⅵ－４の２の⑺に掲げるもののほか、次の措置を講ずる。

必要に応じて当該箇所およびその周囲の湿潤化のために充分な散水ができるように、必要な水圧の水源および適切なノズルを備えた散水設備を設け、適切に散水を行う。

４．ダイオキシン類のばく露防止

「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、廃棄物焼却施設の解体作業（移動解体を含む。）においては次の措置を講ずる。

（共通事項）

⑴ 作業者に特別教育を行う。

⑵ 作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、保護具の着用状況を監視させる。

⑶ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任する。

⑷ ダイオキシン類を含むものの発散源を湿潤な状態にする。

⑸ 作業者に対し、一般健康診断を実施するとともに適切な管理を行う。

⑹ 女性作業者については、母性保護の観点から就業上の配慮を行う。

⑺ 濃度等の測定結果に応じて保護具を選定して、作業者に使用させる。

⑻ 作業者の使用する保護具の適切な管理を行う。

⑼ 作業衣等に付着した焼却灰等により、休憩室が汚染されない措置を講ずる。

⑽ 作業が行われる作業場では、作業者が喫煙し、または飲食することを禁止する。

（解体作業）

⑴ 空気中のダイオキシン類濃度の測定を行う。

⑵ 解体作業を行う事業者は、空気中のダイオキシン類の測定および解体対象設備の汚染物等のサンプリング調査を行う。

⑶ 一定の規模以上の廃棄物焼却炉、集塵機等の解体等の仕事を行う事業者は、所定の書類を添付して所轄労働基準監督署長に対し、計画の届出を行う。

⑷ 解体作業を行う事業者は、作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度測定結果等を用いて所定の方法により解体方法の決定を行う。

⑸ 事業者は、解体作業実施前に設備の内部に付着したダイオキシン類を含むものの除去を充分に実施する。

⑹ 事業者は、ダイオキシン類による汚染の拡

散を防止するため、管理区域ごとに作業場所の分離・養生を行う。

(7) 事業者は、解体作業によって生ずる排気、排水および解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するため、必要な措置を講ずる。

(8) 移動解体を採用する場合は、設備本体の解体を伴わずに運搬できる設備であること等必要な措置を講じることができることを確認する。

(運搬作業)

(1) 他の事業者に運搬を請け負わせる場合、対象設備について適切に情報提供を行う。

(2) 荷の積込みおよび積下ろし時には、発散抑制およびばく露防止のため、対象設備を密閉する等必要な措置を講ずる。

(3) 運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物の種類に応じた許可を得た者により、設備等が変形し、または破損することがなく、汚染物が漏えいすることもないような方法で行う。

5．振動障害の予防

さく岩機、ピックハンマー、コンクリートバイブレーター、コンクリートブレーカー、タイタンパー、およびチッピングハンマー等による振動障害を予防するため、次の措置を講ずる。

(1) 事業場ごとに、振動工具管理責任者を選任し、その者に振動工具各部の破損、異常音または異常振動の有無、給油状態の良否等定期的に点検させる。また、振動工具類は、業務に適合した振動負荷の少ないものを選び、点検整備要領の作成、点検整備体制の確立によって点検整備を図る。

(2) 作業方法の改善、作業手順の作成、および関連した作業を組み込ませる等の実施によって、振動へのばく露ができるだけ少なくなるようにする。

(3) 振動業務とこれ以外の業務を組み合わせて、振動業務に従事しない日を設けるよう努める。

(4) 日振動ばく露量A(8)〔1日8時間あたりの振動ばく露量〕が日振動ばく露限界値（$5.0m/S^2$）を超えることがないよう、振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定を行う。なお、日振動ばく露限界値（$5.0m/S^2$）を超えないように対策を講じた場合であっても、当面、1日の振動ばく露時間は、2時間以下とする。

(5) 上記(4)のほか、「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づき、作業時間の管理を行う。

(6) ピストンによる打撃機構を有する工具を取り扱う業務として、金属または岩石のはつり、かしめ、切断、鋲打ちおよび削孔の業務については、一連続の振動ばく露時間の最大は、おおむね10分以内とし、一連続作業時間の後5分間以上の休止時間を設定して守らせる。

(7) 振動工具取り扱い作業者には、JIS規格に適合する防振手袋を、騒音が90dB以上の場合には、耳栓、および保護めがね等の適正な安全衛生保護具を支給し、使用させる。

(8) 振動工具取扱い作業者には、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量A(8)に基づく振動ばく露限界時間等による工具の適切な取扱い、管理方法について安全衛生教育を行う。

(9) 振動障害特殊健康診断を実施し、異常所見のある者の早期発見に努め、適切な健康管理を行う。(「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係わる振動障害予防対策指針」を参照。)

振動障害労災新規認定状況（平成19年度～23年度）

（人）

業種＼年度	19	20	21	22	23
建設業	178	154	146	160	170
林　業	66	41	43	36	41
鉱　業	24	11	18	12	6
採石業	2	2	6	7	7
その他	45	43	54	48	48
合　計	315	251	267	263	272

資料:厚生労働省「業種別・年度別振動障害の労災新規認定者数調」

6．有機溶剤中毒の予防

「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、次の措置を講ずる。

(1) 有機溶剤作業主任者等を選任し、作業者に

指揮を行う。

⑵　元請事業者による労働衛生指導を行う。

⑶　より有害性の少ない有機溶剤を使用する。

⑷　作業中に、作業者が有機溶剤にばく露されないようにする。

⑸　有機溶剤等の容器および空容器の管理を適切に行う。

⑹　化学物質等の安全データシート（SDS）等により、作業場所で使用する有機溶剤の危険有害性等の確認と周知を徹底する。

⑺　適切な呼吸用保護具、保護手袋等を使用するとともに、保護具の日常の保守管理を行う。

⑻　作業に応じた適切な換気を行う。

⑼　有機溶剤等を使用する作業場所（特に浴室、タンク内等狭い場所）においては警報装置を使用する。

⑽　有機溶剤健康診断を実施し、健康管理を行う。また、この健康診断を受けた作業者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。

⑾　有機溶剤の危険有害性等について、雇入時や日常の教育を実施する。

７．酸素欠乏症等の防止

ケーブル、下水道管、し尿汚泥、ガス管等を収容する暗きょ、マンホール、地下室、貯槽タンクの内部等の酸素欠乏等の危険箇所における作業は、次により酸素欠乏症等の防止を図る。

⑴　第１種酸素欠乏危険作業には酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者または酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を、第２種酸素欠乏危険作業には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を選任し、その者の直接の指揮のもとで行う。

⑵　酸素欠乏症または硫化水素中毒にかかるおそれのある作業場所がある場合には、作業者に酸素欠乏症または硫化水素中毒の有害性等に対する特別教育を行い、その有害性を認識させる。

⑶　酸素欠乏危険場所、酸素欠乏空気の発生メカニズム等について、酸素欠乏危険作業に直接従事する者だけでなく、間接的に関わる者も含め、充分な安全衛生教育を実施する。

⑷　第２種酸素欠乏危険作業場所には、酸素濃度および硫化水素測定器を備え、法定の作業主任者にその日の作業開始前に測定させるとともに、測定器は常時有効に使用できるよう保守点検を行う。

⑸　第１種酸素欠乏危険作業場所では、上記に準じて酸素濃度を測定する。

⑹　作業中は、酸素濃度が18％以上、かつ、硫化水素濃度が100万分の10を超えない（10ppm以下）になるように換気を行う。

⑺　酸素欠乏症または硫化水素中毒にかかるおそれのある作業場所の入場および退場の際、人員点呼の励行をするとともに関係者以外の立入禁止の旨を見やすい箇所に表示する。

⑻　緊急時の救急用具、給気式呼吸用保護具の整備を図るとともに、救助に入る者についても給気式呼吸用保護具および安全帯を使用する。

また、作業中に酸素濃度または硫化水素濃度の急激な変化が予想される場合には、リアルタイム酸素計（リアルタイム酸素・硫化水素計）の携行を検討する。

⑼　圧気工事を施工する事業場は、地質の調査の結果および施工状況に基づいて、圧気工事の影響を受けるおそれがある周辺の住民および関係ある事業場に必要事項を連絡するなど危険予防の措置を行う。

【酸素欠乏等の危険の防止】

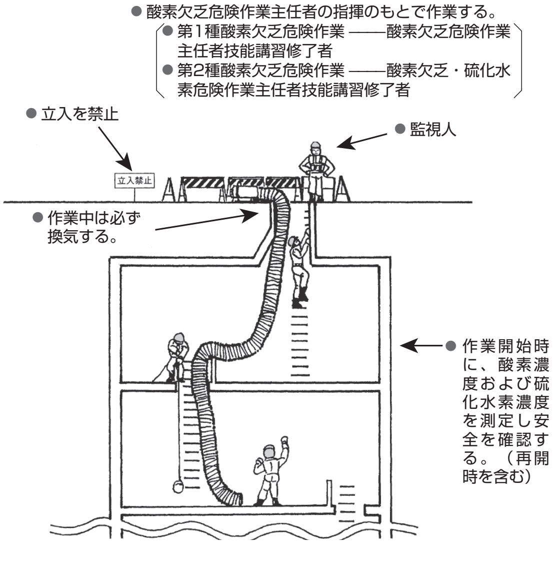

⑽　近接した場所で圧気工法による工事が行われる場合には、周辺の土質を調査し、当該現場と連携して、危険防止の対策を講ずる。

酸素欠乏症等発生状況の推移（平成20年～24年）

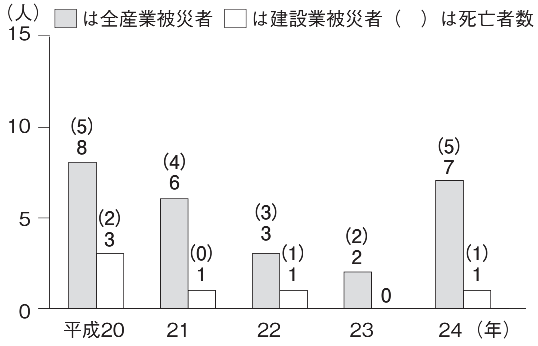

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況調」

8．腰痛の予防

職場における腰痛予防対策指針に基づく作業管理、作業環境管理および健康管理を適切に進め、次により腰痛の予防を図る。

⑴　自動化、省力化に努める。
⑵　腰部に負担がかかる不自然な作業姿勢を、できるだけ取らないようにする。
⑶　作業基準の策定を図る。
⑷　休憩設備等を設ける。
⑸　作業に応じた適切な温度、照明を保つように努める。
⑹　作業姿勢等を考慮した設備の配置等に努める。
⑺　配置前および定期健康診断の実施、それに基づく適正な事後措置を講じる。
⑻　腰痛予防体操の実施を図る。
⑼　腰痛の予防等に関する労働衛生教育の実施を図る。

負傷に起因する疾病（平成20年～24年）（人）

業種＼年	20	21	22	23	24
建設業	505	399	414	401	371
うち腰痛	313	267	288	241	237
全産業	6,625	5,721	5,819	5,654	5,688
うち腰痛	5,509	4,816	4,960	4,766	4,789

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況調」

9．熱中症の予防

夏期を中心に建設工事現場において熱中症が多発しており、これを予防するため、以下の対策を講ずる。また、厚生労働省の「職場における熱中症の予防について」のリーフレットも参考とする。

⑴　熱ストレスの評価を行う暑さ指数は、WBGT（Wet-Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）測定器を設置するなどして、WBGT値を活用する。
⑵　スポットクーラー、扇風機を使用する。また、屋外作業では、できるだけ直射日光を遮ることのできる簡易な屋根（日除け）等を設ける。
⑶　夏季期間の炎天下等でWBGT値が基準値を大幅に超えるときは、原則作業を行わないことも含めて作業時間の見直しを図る。
⑷　服装は、透湿性、通気性の良いものにする。また、通気性の良い保護帽や後部に日よけのたれ布を取り付ける。
⑸　作業場所に冷却水、氷水またはスポーツドリンクを置く等、充分な水分、塩分の補給が適宜行えるようにする。
⑹　適切な休憩時間や作業休止時間を設け、作業者の疲労の回復を図る。掘削作業等エネルギー消費量の多い作業や連続作業はできるだけ少なくする。
⑺　涼しく、作業者が臥床することのできる休憩場所を確保する。
⑻　直近の健康診断の結果から作業者の日常の健康状態を把握するとともに、作業開始前に前日の睡眠等の生活の状態、体調を確認し、これに応じて適正な配置を行う。
⑼　作業中は、作業者の健康状態に異常がないかどうかを確認するため、頻繁に巡視を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させる。
⑽　高温多湿作業場所で、はじめて作業する作業者については、徐々に熱に慣れさせる期間（順化期間）を設ける等配慮する。
⑾　適切な作業管理および作業者自身による健

康管理等が重要であることから、作業を管理する者および作業者に対して、熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の事例の事項について労働衛生教育を行う。

【熱中症予防】

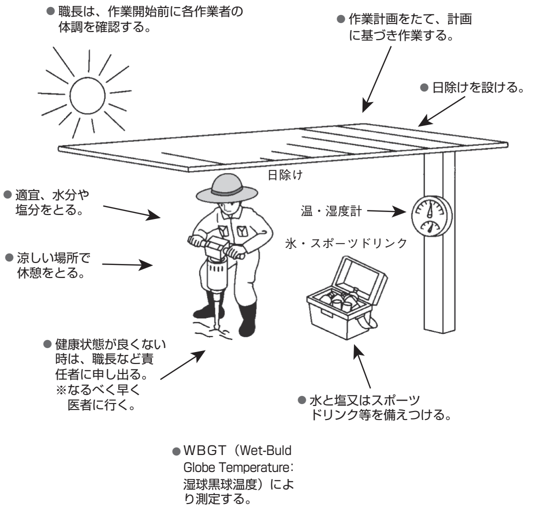

測定器具の例

＜救急措置＞

分類	症状	重傷度
Ⅰ度	○めまい・失神 （「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。） ○筋肉痛・筋肉の硬直 （筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを“熱痙攣”と呼ぶこともある。） ○大量の発汗	軽症
Ⅱ度	○頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 （体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態をいう。）	
Ⅲ度	○意識障害・痙攣・手足の運動障害 （呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。） ○高体温 （体に触ると熱いという感触がある。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当する。）	重症

熱中症の症状と分類

熱中症の症状と重症度は、上の表に示したとおりである。このような症状に応じて、救急隊を要請し、または医師の診察を受けさせるなど、適切な救急措置を行うことが重要となる。

熱中症による死亡災害発生状況の推移（平成20年～24年）

（人）

業種＼年	20	21	22	23	24
全 産 業	17	8	47	18	21
建 設 業	9	5	17	7	11

厚生労働省労働基準局長「職場における熱中症による死亡災害の発生状況」

全産業の時間帯別被災（死亡）状況（平成22年～24年）

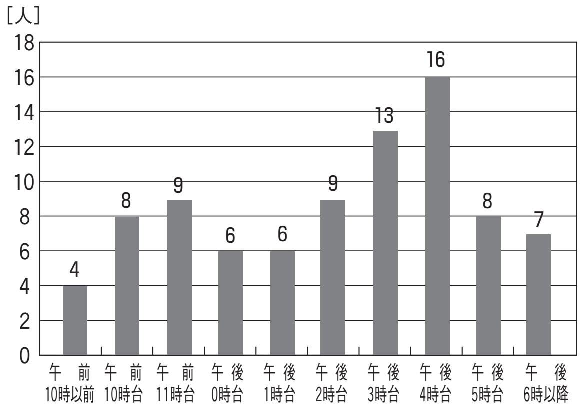

10. そのほかの障害防止

1） 高気圧障害の防止

(1) 大気圧を超える圧力下の作業には、高圧室内作業主任者を選任し、また、気閘室付近に高圧室内作業者および空気圧縮機運転者との連絡員を配置する。

(2) 空気圧縮機の運転、作業室および気閘室への送気、排気調節、再圧室操作および高圧室内作業に従事する作業者に特別教育を実施する。

(3) 定められた労働時間、加圧、減圧の時間および速度を確実に守らせる。なお、減圧状況の記録を整備し保存する。

(4) 再圧室そのほかの附属設備（自動警報装置、外部との連絡設備を含む。）の保守点検を励行する。

(5) 高気圧作業における火災防止の措置を講じるとともに、火気、マッチ、たばこ等の持込みを禁止し、緊急時の救急用具、給気式呼吸用保護具の整備を図る。

⑹　高気圧特殊健康診断を実施し、異常所見のある者の早期発見に努め、適切な健康管理を行う。また、この健康診断を受けた作業者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。

２）　騒音障害の防止

車両系建設機械による掘削、積込みを行う坑内の作業場、圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務、岩石等を動力により破砕、粉砕する業務、コンクリートカッタにより道路舗装のアスファルト等の切断業務、チェーンソーによる立木の伐採作業等による騒音障害を防止するため、次の措置を講ずる。

⑴　音源に近接する場所において、作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において等価騒音レベルの測定を行う。

⑵　測定の結果85dB（A）以上90dB（A）未満の場合は、必要に応じ作業者に防音保護具を使用させる。90dB（A）以上の場合は、作業者に必ず防音保護具を使用させるとともに、その旨見やすい場所に掲示する。

⑶　騒音の少ない施工方法を採用し、また、騒音の少ない建設機械を使用する。

⑷　騒音発生場所を遮音材で覆う等、遮音設備を設ける。

⑸　作業者に騒音健康診断を実施し、異常所見のある者の早期発見に努め、適切な健康管理を行う。

⑹　作業者に騒音障害防止のための労働衛生教育を行う。

３）　一酸化炭素中毒の防止

⑴　自然換気が不充分で換気設備がない場所では、一酸化炭素発生のおそれのある内燃機関を有する機械を使用しない。

⑵　コンクリート養生作業において煉炭コンロ等を用いるときは、一酸化炭素が発生しているので養生場所には、充分な換気を行った後でなければ立入らせない。

⑶　密閉された場所での採暖においては、常に換気を行う。

【一酸化炭素中毒の防止】

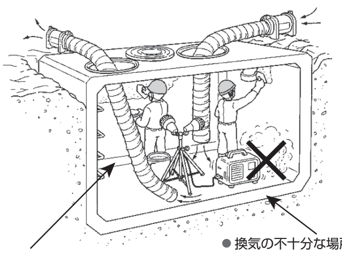

⑷　換気が充分に行われていない場合は、有効な給気式呼吸用保護具を適切に使用する。

⑸　一酸化炭素中毒予防に関する知識を有する者の中から、作業責任者を選任し、作業手順に基づき、業務に従事する労働者を指揮する。

⑹　詳細は、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」に基づき、一酸化炭素中毒予防対策の徹底に努める。

４）　化学物質管理

化学物質の危険有害性による作業者の健康障害等を防止するため、「化学物質等による危険性または有害性等の調査等に関する指針（厚生労働省告示）」等に基づき次の措置を講ずる。

⑴　化学物質の管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）を確認し、その危険有害性を作業者に周知する。

⑵　危険有害性等の特定とリスクアセスメントを実施する。

⑶　リスクアセスメントの結果に基づき安全衛生計画を策定する。

⑷　定期的にパトロール等を実施し、安全衛生管理計画の実施状況等を確認し、実施結果等必要事項を記録し、保管する。

⑸　作業者に対して化学物質の危険有害性等について安全衛生教育を実施する。

⑹　化学物質に関する特殊健康診断等を実施し、眼または皮膚等の障害の有無を確認する。また、この健康診断を受けた作業者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。

11. 健康の保持増進等

1） 健康診断等

⑴ 法令で定めるところにより、常時使用する作業者に対し、雇入れ時および定期の健康診断を行う。また、健康診断を受けた作業者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。

⑵ 健康診断の結果、異常所見があると判定された者に対し、医師の所見に基づき、その程度に応じて、次の事項を実施する。

① 就業場所の変更
② 作業の転換
③ 労働時間の短縮
④ 深夜業務の低減
⑤ 昼間業務への変更
⑥ 作業方法、設備の改善
⑦ そのほかの適切な措置

2） 作業者の健康の保持増進

⑴ 健康保持増進措置を継続的かつ計画的に推進するための体制を確立する。

⑵ 作業者の健康状態の把握に努め、心身両面にわたる健康づくりおよび健康に関する教育を行う。

⑶「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づき、職場における健康の保持増進について作業者自らがその必要性を認識し、進んでこれに取り組むよう指導する。

3） 心の健康の保持増進

⑴「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、以下の対策およびその他の職場におけるメンタルヘルス対策の推進に努める。

⑵ 事業場の実態と必要性に応じ、次の事項について心の健康づくり計画を策定する。

① 体制の整備
② 問題点の把握およびメンタルヘルスケアの実施
③ 必要な人材の確保および外部の人材等の活用
④ 作業者のプライバシーへの配慮
⑤ そのほか必要な措置

⑶ メンタルヘルスケアを進めるために、必要に応じて次の事項を実施する。

① 作業者、管理監督者に対する教育研修および情報提供
② 職場環境等の把握と改善
③ 作業者に対する相談に対応
④ 事業場外資源の活用
⑤ 適正な休業措置、職場復帰支援

4） 高年齢作業者に対する安全衛生管理の充実

高年齢者の労働災害は、若年者に比べて発生率も高く休業日数も長期化する傾向にあるため、次の対策を実施する。

⑴ 作業者の体力､技能等に応じた業務の種類、場所、配置等について考慮する。特に高・低血圧症､心臓慢性疾患等のある者については、高所作業から外す等適正な配置を行う。

⑵ 高年齢者の足腰の敏しょう性、視力の低下等を考慮した作業手順の作成に努める。

⑶ 重量物の人力運搬を減少させるとともに、作業床、通路等を滑ったり、つまずいたりしないよう整備する。

5） 地域産業保健事業、都道府県産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業の活用

⑴ 地域産業保健センターが行う小規模事業場の事業者・労働者を対象とした「特定健康相談｣､「長時間労働者への面接指導」等の利用を図る。

⑵ 産業保健推進センター事業が行う産業保健に関する専門的相談の利用、専門的研修の受講、産業保健情報の利用を図る。

12. 過重労働による健康障害の防止

⑴ 時間外・休日労働の削減に努める。

⑵ 時間外労働を月45時間以下とするよう適切な労働時間管理に努める。

⑶ 時間外労働が月100時間を超えた場合等、法令に定めるところにより、医師による面接

指導を行う。

13. 快適な職場環境の形成

自主的に、法令等の基準を超えた高い安全衛生水準を目標にし、その実現に向かって、次の措置を計画的、継続的に講ずる。

1） 作業環境の改善

⑴ **空気環境**

集塵機等を設置することにより浮遊粉じんや臭気等の発散を抑制する。また、必要に応じ喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずる。

⑵ **温熱条件**

冷暖房設備の設置、屋根付きせり上げ工法の採用等により夏季および冬季における外気温等の影響を緩和する。

⑶ **視環境**

屋内、坑内等の作業場の照明設備を増設する等、作業に適した照度等を確保する。

⑷ **音環境**

低騒音機械の使用、防音設備の設置等により、作業場の騒音を抑制する。

⑸ **作業空間等**

材料置場、作業床等の整理・整頓を実施する等により、作業空間や通路を確保する。

2） 作業方法の改善

⑴ **不良姿勢作業**

作業台の設置、高所作業車の活用等により、不自然な姿勢での作業等を改善する。

⑵ **重筋作業**

助力装置の導入により、重量物を取り扱う筋力を要する作業等を改善する。

⑶ **高温作業等**

冷房・換気設備の設置、作業の遠隔化等により、高温にさらされる作業を改善する。

⑷ **緊張作業等**

クレーン運転、交通量の多いところでの交通誘導作業等では、作業者の極度の緊張を軽減する措置を講ずる。

⑸ **機械操作等**

同一機種・型の機械、装置の採用により、建設機械の操作レバーの統一を図る等、作業がしやすくなるように配慮する。

3） 疲労の回復を図るための施設・設備の設置

⑴ **休憩室等**

作業場所に隣接するところに、臥床できる休憩室等を設置する。

⑵ **シャワー等の洗身施設**

シャワー室の設置、リフレッシュカーの導入等を行う。

⑶ **相談室等**

カウンセラーに悩みごとの相談ができる相談室等を設置する。

⑷ **環境美化**

花壇等を設け、周辺の緑化を図り、体操のできる場所を確保する等、作業者に安らぎを与えるよう環境整備に努める。

4） そのほか、必要な施設・設備の設置および管理

⑴ **洗面所、更衣室等**

洗面所、更衣室等を設け、清掃管理者を置いて、常時、清潔で使いやすいように維持管理する。

⑵ **食堂等**

作業現場の近くに食堂等を確保し、冷暖房設備、自動販売機等を設置する。

⑶ **給湯設備、談話室等**

洗面所、洗濯場等への給湯設備を設置する。

また、作業者が自由に利用できる談話室を設ける。

⑷ **禁煙**

事業場は禁煙を推進し、屋内は全面禁煙とする。また、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

Ⅴ　第7次建設業労働災害防止計画の概要および協会が推進する主要事業

Ⅴ－１　第７次建設業労働災害防止５カ年計画の概要

１．計画の期間

本計画は、平成25年度を初年度とし、平成29年度を最終年度とする５カ年計画とする。

ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

２．計画の目標

協会及び会員は、労働災害防止並びに労働者の健康確保及び快適職場の形成の促進を図り、建設業の安全衛生水準の一層の向上を期することとし、第６次計画期間中の発生状況と比較して、次の目標を設定する。

⑴　計画期間中の労働災害による死亡者数を20％以上減少させる。
⑵　計画期間中の労働災害による休業４日以上の死傷者数を15％以上減少させる。

３．計画における重点対策

（１）「建設業労働災害防止規程」の順守
（２）リスクアセスメントの確実な実施の推進
（３）建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入の促進
（４）安全衛生教育の推進
（５）重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進
（６）労働者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の充実
（７）東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
（８）全国大会等集合形式の安全衛生活動の推進
（９）労働安全衛生関係情報の共有化の促進

４．会員が実施する主要な対策

（１）「建設業労働災害防止規程」の順守
（２）安全衛生管理体制の確立
（３）リスクアセスメントの確実な実施
（４）建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入および実施
（５）安全衛生教育の徹底
（６）墜落・転落災害、建設機械災害等、重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の徹底
（７）不安全行動による労働災害の未然防止対策の徹底
（８）職業性疾病の予防対策の徹底
（９）石綿障害予防対策の徹底
(10)熱中症予防対策の徹底
(11)労働者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の徹底
(12)東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
(13)快適な職場環境の形成
(14)安全衛生大会等、集合形式による安全運動の推進
(15)工事別労働災害防止対策の推進

５．協会が実施する主要な対策

（１）労働災害防止にかかる各種広報・啓発活動の展開
（２）リスクアセスメントの普及・定着
（３）建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の普及
（４）安全衛生教育の推進
（５）安全衛生調査研究活動の推進
（６）安全衛生管理活動に対する指導・支援の推進
（７）重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進
（８）労働者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進
（９）東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
(10)国際交流活動の推進
(11)関係機関との連携の強化等

Ⅴ－２　協会が推進する主要事業

「Ⅲ重点実施事項」の「協会が実施する事項」のうち、特に次の事項を重点的に実施する。

１．リスクアセスメント推進活動

効果的なリスクアセスメントの推進を図るため、建設業の特徴を踏まえた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」を積極的に活用する。

また、関係する教育の内容、指導方法については、本マニュアルを基本として、徹底した普及に努める。

※ P45参照

２．建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）促進事業

建設業における労働災害を防止し、安全衛生水準の向上を図っていくためには、建設企業において、リスクアセスメントの確実な実施と、安全衛生管理活動を組織的・体系的かつ計画的・継続的に取り組む「労働安全衛生マネジメントシステム」の導入が重要である。

厚生労働省の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に即し、建設業の特性を踏まえ、建設企業がこのシステムの確立に取り組みやすい内容のものとして、当協会は、建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（以下、「コスモスガイドライン」という。）を作成している。

多くの建設企業が、このコスモスガイドラインを基盤にした労働安全衛生マネジメントシステムを確立し、労働災害の防止を図り、労働者の健康の増進、快適職場の形成の促進と安全衛生水準の向上が得られるよう、また、機能的な運用ができるように「建設業労働安全衛生マネジメントシステム推進事業」（コスモス普及促進事業とコスモス認定事業がある。）を展開する。

⑴　コスモス普及促進事業

コスモス普及促進事業は、コスモスガイドラインに基づく労働安全衛生マネジメントシステムの確立、実施に取り組む建設企業、関係団体等に対してシステム構築への支援、コスモスに関する教育、講演等を行う。

⑵　コスモス認定事業

コスモス認定事業は、コスモスガイドラインに基づいて労働安全衛生マネジメントシステムを確立し、実施している建設事業場に対し、システムの構築および実施状況がコスモス認定基準に適合していると認められた建設事業場に対して「コスモス認定証」を交付する。

当協会は、コスモス認定証を交付した建設事業場を、コスモス認定事業場名簿に登録し、当協会のホームページ等を通じて広く公表する。

なお、「コスモス認定」説明会を適宜開催する。

①　コスモス認定の目的、実施等

コスモス認定は、コスモスガイドラインに基づく労働安全衛生マネジメントシステムが建設事業場に適切に導入され、安全衛生水準の向上の促進に資することを目的としている。

コスモス認定では、求める性能が確保されていれば既存の規定を認めるとする性能規定的な考えを重視し、建設事業場の既存の安全衛生管理体制、文書形式、様式等を尊重している。

コスモス認定にあたって実施する書面調査、実地調査は、実務経験のある労働安全衛生の専門家であり、“評価者”としての資格を有する「コスモス評価者」が担当し、建設事業場でこれまで培ってきた安全衛生管理や現在実施されている安全衛生活動の実績を踏まえた評価を行うことで、これらの活動がより活性化されるよう配慮している。

②　認定の単位と種類

コスモス認定は、原則として、コスモスガイドラインで定義した「建設事業場」（いわゆる「支店－作業所」や「本社－作業所」の組織形態）の単位で行う。

コスモス認定の種類としては、１つの建設事業場を認定する「個別認定」と、建設企業の“本社と全ての建設事業場（支店－作業所）”の認定を一括して行う「一括認定」の２種類がある。

③　認定のための調査の実施

コスモス認定にあたって、コスモス評価者は、書面調査および実地調査を実施する。

書面調査は、労働安全衛生マネジメントシステムの実施・運用に係る書類・記録等をもとに認定基準との適合状況の調査を行う。

実地調査では、建設事業場における労働安全衛生マネジメントシステムの実施状況を現地で調査し、また、代表者、安全衛生スタッフ、現場部門の責任者等を対象にヒアリングを実施する。

④　コスモス認定審査会での審査

外部の有識者で構成されたコスモス認定審査会において、コスモス評価者が実施した書面調査、実地調査の評価が客観的かつ公平に行われたか、審査する。

⑤　コスモス認定証の交付・登録

建設事業場がコスモス認定基準に適合し、かつ、コスモス認定審査会においてこの適合の評価が客観的かつ公平に認められたときに、当協

会の会長名による「コスモス認定証」を交付する。認定の有効期間は、認定を受けた日から３年間で、その後も更新の申込みもできる。

また、認定した建設事業場をコスモス認定建設事業場名簿に登録するとともに、当協会のホームページに公表する。

３．重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進

(1) 墜落・転落災害防止対策

① さまざまな場所からの墜落・転落防止対策

はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止対策を検討する。

② ハーネス型安全帯の普及

墜落時の身体への衝撃が少ないフルハーネス型安全帯の普及状況を調査し、フルハーネス型安全帯の普及促進を図る知見を得る。

(2) 建設機械災害防止対策

解体用つかみ機等の解体用建設機械の安全対策を推進するとともに、作業の使用形態により様々な使用方法で用いられる機械についての安全対策を検討する。

(3) 斜面崩壊災害防止対策

道路工事等の斜面掘削作業における土砂崩壊災害を防止するため、発注者、調査・設計者、施工者（元方事業者及び専門工事業者）の３者共通の点検表を用いて斜面の状況を確認するための点検内容について、情報活用方法等の有効性を検討し、斜面崩壊災害防止対策を周知させる。

(4) 石綿障害予防対策

建築物等の解体作業における石綿粉じんのばく露防止および石綿粉じん飛散防止のため、引き続き、隔離空間の負圧化を維持するため、集じん・排気装置の性能要件、点検方法等について検討をする。

(5) 熱中症予防対策

熱中症の発生を減少するため、建設現場におけるWBGTの適切な測定箇所や測定結果に基づく熱中症予防措置の検討、熱中症予防用具の紹介等を積極的に展開する。

４．安全衛生教育

会員事業場が教育を受けやすい環境条件を整えるために、本部、安全衛生教育センター、都道府県支部が連携し、会員のニーズを踏まえ、本年度は特に、建設従事者教育、石綿取扱い作業従事者特別教育、熱中症予防教育、酸素欠乏症等特別教育、アーク溶接作業特別教育に重点をおいて各種教育講座を実施する。（※ P40以降のⅤ－３を参照）

５．創立50周年記念全国建設業労働災害防止大会

安全衛生意識の高揚、最新の安全衛生情報の提供、効果的な安全衛生管理ノウハウの共有化を図るため、９月24日・25日の両日、東京国際フォーラムにて「創立50周年記念全国建設業労働災害防止大会」を開催する。

初日の総合集会は安全衛生表彰等を行い、２日目の専門部会は、リスクアセスメントの実施状況、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の構築・運用状況等、建設企業の安全衛生管理活動の発表、シンポジウム等を行う。

６．「建設業労働災害防止規程」の周知徹底

建設業における労働災害防止の徹底を図るため、労働安全衛生関係法令の規程を上回る自主的な基準として設けた「建設業労働災害防止規程」の周知徹底を図るとともに、安全管理士、衛生管理士および安全指導者等の安全指導、支援活動を通して、その順守の徹底に努め、会員が取り組む自主的労働災害防止活動の一層の推進を図る。

また、同規程の見直しのため、会員からの意見聴取を行う。

７．安全衛生情報の普及活動

会員の安全衛生管理活動に役立つ情報を提供するため、広報誌「建設の安全」、安全週間等実施要領、啓発用ポスター、パンフレット等を作成し、協会が推進する事業の普及を図ることとする。

８．東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策

東日本大震災の被災地域における復旧・復興工事での労働災害を防止するため、安全衛生専門家による巡回指導等により、労働災害の防止を図る。

また、台風等の自然災害により被害を受けた地域においても、道路等の土木構築物や建築物等の解体、改修工事等での労働災害防止のため、安全衛生専門家が中心となって、労働災害の防止を図る。

Ⅴ－３　協会が実施する安全衛生教育

１．建設業安全衛生教育センターが実施する教育

（１）　建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）研修講座

①　COHSMS構築・認定担当者研修講座

コスモスを導入する建設企業のシステム構築担当者等を対象に、システムの導入から構築およびコスモス認定の諸手続きの基本的な知識等を教育し、リスクアセスメントを修得させるとともに認定申請の手続き等についての解説を行う。

②　COHSMS内部システム監査担当者研修講座

コスモスをすでに導入している建設企業のシステムの実施および運用状況の監査を担当する者を対象に、システム監査に必要な監査手法等に関する知識等を教育し、企業のシステムを内部監査する人材を養成する。

（２）　職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（新ＣＦＴ講座）

職長や安全衛生責任者等を対象に、指導・監督の方法、統括安全衛生責任者や他の請負人との作業間の連絡調整、リスクアセスメント、職長等の職務について教育する講師を養成する。

（３）　職長・安全衛生責任者教育講師のためのリスクアセスメント研修

平成18年３月以前の職長・安全衛生責任者教育講師養成講座等を修了した者を対象に、リスクアセスメントを取り入れた教育を実施し、職長・安全衛生責任者の教育の講師を養成する。

（４）　低層住宅のための職長教育講師養成講座（ＳＭＴ講座）

低層住宅建築工事現場において、各職方の「親方」と呼ばれる職長を対象に、労働安全衛生法第60条に定められた職長の職務の遂行について、低層住宅現場の特性を踏まえ、指導・監督方法等職長教育の講師を養成する。

（５）　労働安全衛生関係法令講座

建設業の店社（本社・支店）および建設現場において、安全衛生管理を担当する者を対象に、最近の労働安全衛生行政の動向、労働安全衛生法令等を中心に専門家により解説するとともに、判例を基にした具体的な事例や法の解説等については、弁護士が講義を行い、法令関係に精通した人材を養成する。

（６）　建設業安全衛生管理専門講座（総合工事業者店社安全衛生スタッフコース）

総合工事業者の店社（本社・支店）の安全衛生スタッフを対象に、店社が行う具体的な安全衛生管理に関する専門知識を教育し、総合的な安全衛生管理活動を展開できる人材を養成する。

（７）　ずい道等救護技術管理者研修

一定規模のトンネル工事および圧気工事で、爆発・火災等の重大災害の発生時における救護活動や安全を確保する措置の技術的事項を管理する者を対象に、管理者として必要な各種知識について研修を行い、ずい道等救護技術管理者資格取得の者を養成する。なお、この研修は厚生労働大臣が定める研修である。

（８）　建設技術者安全衛生管理講座（所長コース、工事主任コース）

①　所長コース

建設現場（作業所）の管理責任者等を対象に、現場における安全衛生管理の具体的な進め方や、現場所長の法的責任と安全配慮義務等について指導等を行い、統括安全衛生責任者（現場所長）としての人材を養成する。

② 工事主任コース

若手技術者（工事主任）を対象に、建設現場における安全衛生管理の基本的な知識等を教育し、現場の管理監督者を養成する。

（9） 建設技術者安全衛生講座（工事計画参画者コース）

工事計画の参画者、施工担当技術者、作成した工事計画をチェックする者を対象に、下記の各種工事の設計および工事計画書の作成にあたり、工事の安全性に関する技術的事項等について、専門家による指導等を行い、工事計画参画者を養成する。

なお、この講座は労働安全衛生法第88条の工事計画参画者の資格要件（安全衛生に関する実務経験３年）を具備する研修として、厚生労働大臣が定める講座である。

① 鋼橋架設工事コース

② ビル建築工事コース

２．本部が実施する教育

（１） 安全管理者選任時研修（建設業）

50人以上の規模の事業場において選任が必要な安全管理者を対象に、リスクアセスメント手法、進め方等を含め職務遂行に必要な知識を教育する。

なお、これは労働安全衛生法で義務づけられている選任時研修である。

（２） 建設業安全衛生推進者初任時教育講師養成講座

建設業安全衛生推進者の有資格者を対象に、建設工事における安全衛生管理の実務に初めて就く者に向けて能力向上教育を実施する講師を養成する。

（３） 現場管理者統括管理講習講師養成講座

建設現場の作業所長、関係請負人の現場代理人等を対象に、統括管理のあり方、その具体的な進め方等について教育する講師を養成する。

（４） 特別教育講師養成講座

事業場または支部で実施している各種特別教育の講師を担当する者を対象に、従来の機械設備の操作方法等に最新の機械情報等を取り入れた研修を行い、次の特別教育を実施する講師を養成する。

① アーク溶接作業特別教育講師養成講座

平成24年４月１日施行の「粉じん障害防止規則およびじん肺法施行規則」の一部改正により、屋内のみならず、屋外においてアーク溶接する作業についても、呼吸用保護具（防じんマスク）の使用等が新たに必要となり、これらのことを踏まえアーク溶接等の作業に従事する作業者に対する特別教育を実施する講師を養成する。

② 石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座

平成24年10月の厚労省通達において、解体工事を行う際は、作業途中で石綿含有建材等を見つけたときに的確に判断できるよう、石綿作業に従事しない者に対しても石綿特別教育を受けさせるよう努めることとなったことから、これらのことを踏まえ、作業者に対する特別教育を実施する講師を養成する。

③ 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座

酸素欠乏危険場所（硫化水素中毒危険場所を含む）で作業者を管理・指導する立場の者を対象に、酸素欠乏等の発生の原因、酸素欠乏症等の症状、空気呼吸器等の使用方法、事故の場合の退避並びに救急そ生の方法等に関する知識を付与し、作業者に対する特別教育を実施する講師を養成する。

④ 低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座

⑤　自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座

⑥　巻上げ機（ウインチ）特別教育講師養成講座

⑦　ローラー特別教育講師養成講座

（5）　建設業等における熱中症予防指導員研修講師養成講座

建設現場等における熱中症の発症を予防するために、作業者を指導する立場にある者を対象に熱中症の症状、予防方法、緊急時の救急措置等の知識等を付与し、作業者に対する熱中症予防教育を実施する講師を養成する。

（6）　丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座

建設現場で丸のこ等を取扱う事業場の作業者を管理・指導する立場の者を対象に、丸のこ等の安全な取扱い、保護具および電気等の知識を付与し、作業者に対する安全衛生教育を実施する講師を養成する。

（7）　振動工具取扱い作業管理者講習

チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針に沿った日振動ばく露量A(8)の考え方に基づく、新たな振動障害予防対策推進のため、振動工具を取扱っている事業場の安全・衛生管理者等を対象に、関係法令、振動障害予防対策、振動工具の管理に関する知識等を付与し、作業員に対する労働衛生教育を実施する管理者を養成する。

（8）　有機溶剤業務管理者講習

建設業において有機溶剤業務を管理・指導する者を対象に、有機溶剤中毒予防のために必要な知識等を教育し、作業員に対する労働衛生教育を実施する管理者を養成する。

3．支部が実施する教育

（1）　安全管理者選任時研修

（2）　現場管理者統括管理講習

（3）　各種技能講習（足場の組立て等作業主任者、高所作業車運転者等）

（4）　足場の組立て等作業主任者等の能力向上教育、各種安全衛生業務従事者に対する能力向上教育（安全衛生推進者等）

（5）　職長・安全衛生責任者教育

（6）　新総合工事業者のためのリスクアセスメント研修

（7）　特別教育（酸欠・硫化水素、石綿、低圧電気、自由研削砥石（グラインダ）、巻上げ機（ウインチ）、ローラー）

（8）　危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務等）

（9）　建設従事者教育（※ P44、6参照）

（10）　熱中症予防指導員研修及び作業者のための熱中症予防教育（※ P44、7参照）

（11）　丸のこ等取扱い作業従事者教育

（12）　振動工具取扱い作業従事者教育

（13）　そのほか会員のニーズにより実施する教育

4. 平成26年度 建設業安全衛生教育センター 日程表

月＼日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4					土	日	第508回 ずい道					土	日		第225回 総合店社 第51回 構築・認定				土	日	第509回 ずい道 第235回 新CFT					土	日		祝		／
5			祝	祝	祝	振	第34回 内部監査者			土	日	第510回 ずい道 第236回 新CFT					土	日	第32回 鋼橋	第226回 総合店社				土	日	第511回 ずい道 第237回 新CFT					土
6	日		第35回 内部監査者 第109回 工事主任				土	日	第512回 ずい道 第238回 新CFT					土	日		第52回 構築・認定 第35回 職長リスク			土	日		第513回 ずい道 第239回 新CFT					土	日		／
7	第56回 SMT				土	日	第240回 新CFT 第36回 内部監査者					土	日		第227回 総合店社				土	日	祝	第241回 新CFT	第85回 所長			土	日	第24回 法令			
8		土	日						土	日						土	日		第242回 新CFT				土	日		第53回 構築・認定				土	日
9		第243回 新CFT				土	日		第86回 所長				土	日	祝	第244回 新CFT				土	日		祝	全国大会（東京）			土	日			／
10	第228回 総合店社			土	日	第514回 ずい道 第245回 新CFT					土	日	祝	第57回 SMT	第37回 内部監査者			土	日	第515回 ずい道 第246回 新CFT					土	日		第25回 法令 第110回 工事主任			
11	土	日	祝		第87回 所長			土	日	第516回 ずい道 第247回 新CFT					土	日		第229回 総合店社				土	日	振	第248回 新CFT				土	日	／
12	第517回 ずい道					土	日	第54回 ビル建 第249回 新CFT					土	日						土	日		祝				土	日			
1	祝		土	日						土	日	祝					土	日		第250回 新CFT 第36回 職長リスク				土	日		第58回 SMT 第38回 内部監査者				土
2	日		第251回 新CFT				土	日			祝			土	日	第518回 ずい道 第252回 新CFT					土	日		第54回 構築・認定				土	／	／	／
3	日	第519回 ずい道 第253回 新CFT					土	日		第230回 総合店社				土	日		第254回 新CFT				祝	日						土	日		

略称	講座名	回数
ずい道	ずい道等救護技術管理者研修	12回
総合店社	総合工事業者店社安全衛生スタッフコース	6回
新CFT	職長・安全衛生責任者教育講師養成講座	20回
職長リスク	職長・安全衛生責任者教育講師のためのリスクアセスメント研修	2回
構築・認定	コスモス（COHSMS）構築・認定担当者研修講座	4回
内部監査者	コスモス（COHSMS）内部システム監査担当者研修講座	5回
粉じん	建設業労働衛生管理講座（粉じん対策・インストラクターコース）	※
再圧室	再圧室操作業務従事者特別教育指導員（インストラクター）講座	＊
所　長	所長コース	3回
工事主任	工事主任コース	2回
法　令	労働安全衛生関係法令講座	2回
SMT	低層住宅のための職長教育講師養成講座	3回

〔建設技術者安全衛生講座　工事計画参画者コース〕

略称	講座名	回数
ビル建	ビル建築工事コース	1回
鋼　橋	鋼橋架設工事コース	1回
地　山	地山の掘削工事コース	※
PC橋	PC橋架設工事コース	※
トンネル	トンネル工事コース	※
圧　気	圧気工事コース	※

計61回

注1）講座日程に変更が生ずる場合がございます。
注2）※の講座は、受講申込者が10名以上に達した場合、随時開催いたします。
注3）＊の講座は、隔年開催となります。

講座等に関するお問い合わせは、建設業安全衛生教育センターへ。（TEL 043−486−1321・FAX 043−486−7341）

5.「新総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」

本研修は「店社安全衛生担当者」「施工管理者」等に対し、リスクアセスメントを実施した結果を反映した「店社安全衛生計画書」「工事安全衛生計画書」策定のための演習を行うとともに、「建設業のリスクアセスメント（リスクアセスメント建設業版マニュアル）」の内容を取り入れた研修を実施することとする。

◎　対象者

建設企業（店社）及び建設工事（作業）現場の安全担当の管理者において、店社安全衛生管理計画書、工事安全衛生計画書等を作成するにあたり、リスクアセスメントに携わる管理者の方々など

◎　研修内容、時間数

教　育　科　目	時　間
建設業におけるリスクアセスメントの目的と意義	60分
建設業におけるリスクアセスメントの進め方	60分
演習	270分
リスクアセスメントと建設業労働安全衛生マネジメントシステム	30分
合　　計	420分（7.0時間）

6.「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）」

国が発注する建設工事において、労働者の不安全行動（ヒューマンエラー）による労働災害を防止するため、当協会が定める指針に基づき１年に１回「建設従事者教育」を実施することとする。

◎　対象者

建設工事現場で直接建設工事の施工に従事する建設従事者
（職長又は安全衛生責任者も含めることは差し支えなし）

◎　教育の内容

原則として、１日（６時間）。

科　目	内　容	時　間
1．労働安全衛生関係法令	事業者の責任と労働者の順守義務	0.5時間
2．安全施工サイクルに関する事項	安全施工サイクルの実施方法 （安全ミーティング、KY活動、現地 KY、作業手順等）	1.0時間
3．現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項	①現場での安全管理体制 ②現場での安全点検 ③有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 **④その他労働安全衛生に関する具体的実施事項**	1.5時間
4．労働災害の事例及びその対策	作業行動による労働災害防止対策 （ヒューマンエラー関係を含む）	1.0時間
5．実技訓練（現場でできる実技体験訓練）	①服装及び保護具（呼吸用保護具、保護帽、安全帯等）の適切な装着方法 ②現場での合図の種類、方法及び確認 ③適切な安全指示の方法と対応 **④その労働安全衛生に関する実技訓練**	2.0時間
合　計		6.0時間

7.「建設業等における熱中症予防のための教育研修」

数年来の夏の猛暑により、熱中症による死亡災害が多発している。昨年は記録的猛暑となった平成22年に準ずる状況となり、特に建設業の死亡災害が多発しているところである。

当協会では、熱中症による労働災害防止のため、建設業における管理者および作業者に対し労働衛生教育を実施することとする。

1　建設業等における熱中症予防指導員研修

◎受講対象　衛生管理者、労働衛生コンサルタント、店社スタッフ、施工管理者および職長・安全衛生責任者等で熱中症予防のための指導・教育を行う者

◎教育内容

科　目	時　間
・熱中症の原因と症状 （「暑熱環境の測定と評価－ WBGT値の活用－」含む）	30分
・熱中症の予防対策	90分
・熱中症発生時の救急処置	15分
・災害事例	15分
・関係法令等	30分
・熱中症予防用品等の取扱い方法	30分
計　210分（3時間30分）	

2　建設業等における作業者のための熱中症予防教育

◎受講対象　高温多湿な場所での作業をする作業者等

◎教育内容

科　目	時　間
・熱中症の原因と症状	30分
・熱中症の予防対策 （熱中症発生時の救急処置　災害事例を含む）	70分
・熱中症予防用品等の取扱い方法	20分
計　120分（2時間）	

研修等に関する問い合わせ先　　建設業労働災害防止協会 各都道府県支部
（http://www.kensaibou.or.jp/）

Ⅴ－４　協会が主唱する各種運動等

１．三大災害絶滅運動実施要領

１　趣　　旨

建設業の労働災害防止に関する中期計画（第７次の建設業労働災害防止５カ年計画）初年度の平成25年の建設業における死亡災害は、平成26年２月７日現在の速報値で335人となっている。このうち①墜落･転落災害147人、(45.4％）②建設機械･クレーン等災害40人、(12.3％）③倒壊･崩壊災害34人（10.5％）で、全体に占める割合は、68.2％（前年66.9％）と依然として高い比率となっている。

これらの労働災害の発生状況をみると、その大部分が基本的な防止対策を充分に実施していないことが原因となっている。

「三大災害絶滅運動」は、「墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害」を三大災害として重点的にとりあげ、これらに対する防止対策を確実に実施して、絶滅を図ろうとするために展開する運動である。

この要領は、「三大災害絶滅運動」を推進するに当たっての進め方について定めたものである。

建設業労働災害防止協会およびその会員は、この要領を参考に「三大災害の絶滅」を期して、この運動を強力に推進するものとする。

２　主　　唱

建設業労働災害防止協会

３　後　　援

厚生労働省・中央労働災害防止協会

４　実施者

各事業場

５　事業場の実施事項

⑴　リスクアセスメントに基づく施工計画の作成段階における三大災害防止対策の策定と事前審査の実施

⑵　安全施工サイクルの中で、三大災害防止重点対策の検討と実施
〈Ⅵ－１　三大災害絶滅のための具体的対策　Ｐ６参照〉

⑶　三大災害を発生させるおそれのある作業に関する作業方法・作業手順・作業心得等の確立とその励行

⑷　三大災害を防止するための機械設備・工事用設備に関する設備および設置基準の確立

⑸　三大災害の発生するおそれのある機械・設備および作業に関する点検基準の作成とチェックリスト等による点検・整備の励行

⑹　作業員に対する三大災害防止に関する安全教育の実施

⑺　経営首脳者・幹部等による計画的なパトロールの実施

⑻　三大災害絶滅の意識の高揚を図る現場研修会等の開催

⑼　ポスター等による運動推進の周知徹底

６　主唱者の実施事項

⑴　三大災害絶滅運動に関するポスター・たれ幕等の作成と頒布

⑵　三大災害の事例と防止対策・災害統計等の機関誌、書籍等による情報の提供・周知

⑶　支部における三大災害絶滅のための講習会・研究会等の開催

⑷　安全管理士、衛生管理士、安全指導者等のパトロール等による三大災害の防止についての指導援助

⑸　そのほかこの運動にふさわしい行事の開催

２．安全施工サイクル運動実施要領

１　趣　旨

建設現場における労働災害は、施工と安全を一体化した安全衛生管理活動が定着化していないことから、その多くが発生している。このことから、建設現場における安全衛生管理活動をサイクルとして実施することを体質化、習慣化するため、「安全施工サイクル運動」を推進する。

２　主　唱

建設業労働災害防止協会

３　後　援

厚生労働省・中央労働災害防止協会

４　実施者

各事業場

５　事業場の実施事項

⑴　毎日の実施事項

①　安全朝礼
②　安全ミーティング
③　作業開始前点検
④　作業所長巡視
⑤　作業中の指導・監督（職長・作業主任者・安全衛生責任者）
⑥　安全工程打合せ
⑦　持場後片付け
⑧　終業時の確認・報告

⑵　毎週の実施事項

①　週間安全工程打合せ
②　週間点検
③　週間一斉片付け

⑶　毎月の実施事項

①　災害防止協議会の開催
②　定期点検、自主検査（元請・専門工事業者）
③　災害事例等による安全衛生教育
④　職長会の開催

⑷　随時行う活動

①　入場予定業者との事前打合せ
②　新規入場者教育
③　持込機械の届出
④　安全衛生大会

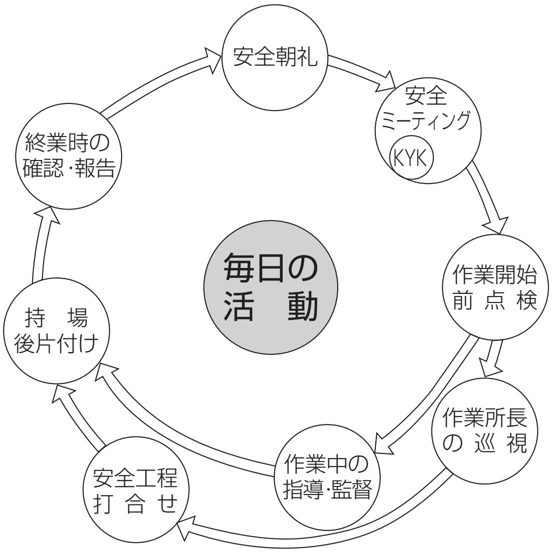

●毎週の活動

○　週間安全工程打合せ
○　週間点検
○　週間一斉片付け

●毎月の活動

○　災害防止協議会
○　定期点検・自主点検
○　安全衛生教育
○　職長会

●随時行う活動

○　入場予定業者との事前打合せ　○　持込機械の届出
○　新規入場者教育　○　安全衛生大会

６　主唱者の実施事項

⑴　安全施工サイクル運動の実践教材・ポスター・リーフレット等による普及
⑵　支部における安全施工サイクル運動の説明会等の開催
⑶　安全施工サイクル運動の実践例等の機関誌による周知
⑷　安全管理士、衛生管理士、安全指導者等による指導、支援
⑸　そのほかこの運動にふさわしい行事の開催

３．リスクアセスメント推進活動

建設業の特徴を踏まえた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を積極的に活用し、効果的なリスクアセスメントの推進を図る。

また、マニュアルに基づいて、リスクアセスメントに関係する教育を実施し、リスクアセスメントの普及定着に努める。

１　マニュアルの特徴

リスクアセスメントにおける元方事業者と関係請負人、店社と建設作業所の役割を明確にし、元方事業者、関係請負人がそれぞれ行うリスクアセスメントについて、主に次の２点で整理している。

・店社が定期的に行うリスクアセスメント
・工事ごとに行うリスクアセスメント

また、リスクアセスメントは、工事の計画段階で実施することが重要であることから、実施時期を明確にしている。（下図「店社および作業所のリスクアセスメントの体系図」参照）

２　マニュアルの位置づけ

マニュアルは国の定める「危険性又は有害性等の調査等に関する指針（以下、「国の指針」という。）」に準拠し、施行通達等をも考慮しており「国の指針に基づく建設業向けの具体的実施事項」と位置づけられる。

すなわち、「リスクアセスメント及びその結果に基づく実施」を「リスクアセスメント建設業版マニュアル」に基づいて行うことで、労働安全衛生法第28条の２に基づく国の指針を満していることとなる。

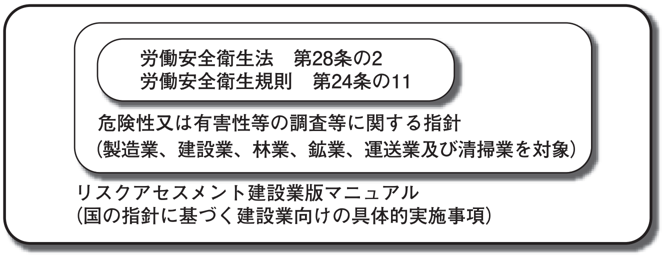

３　リスクアセスメントの概念

リスクアセスメントはできる限り前段階（上流側）で実施することが重要であることから、マニュアルでは、リスクアセスメントの実施時期を明確にした。

こうした、リスクアセスメントの種類、実施時期等を体系図で示すと、次のとおりとなる。

（下図の□で示した部分がリスクアセスメントの実施時期になる。）

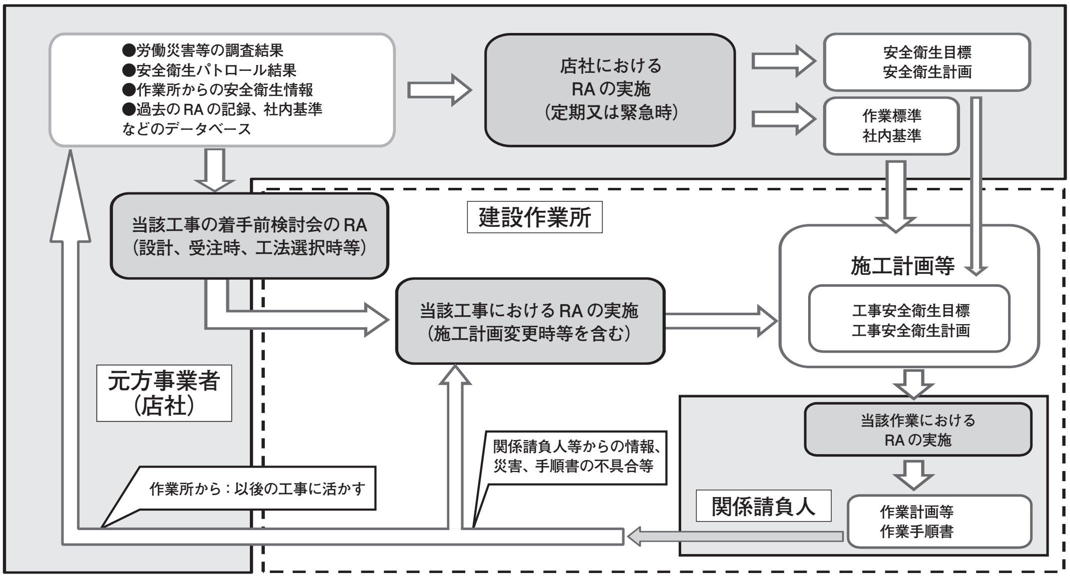

注）矢印は、実施結果を次のステップに反映することを意味している。　※ RA：リスクアセスメントの略

店社および作業所のリスクアセスメントの体系図

Ⅵ　平成25年に発出された主な通達等

※以下の通達、指針等については概要を紹介していますが、全文については、建災防 HP（http://www.kensaibou.or.jp/）または、厚生労働省 HP（http://www.mhlw.go.jp/）をご参照ください。

第８次粉じん障害防止総合対策の推進について

建設業労働災害防止協会会長 宛

基発0219第3号　平成25年2月19日付
厚生労働省労働基準局長

第８次粉じん障害防止総合対策

第１　目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30 号）の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれる。

本総合対策は、これら事業者が講じなければならない措置等の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、７次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況等を踏まえ、対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項として今後５年間に事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第２　総合対策の推進期間

平成25年度から平成29年度までの５か年とする。

第３　総合対策の重点事項

アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業においては、粉じん則等が改正され、平成24年４月に施行されたこと、金属等の研磨作業は、じん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと、ずい道等建設工事においては、当該建設工事における粉じん障害防止対策を引き続き推進する必要があること、また、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、次の事項を重点とする。

① アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
② 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
③ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
④ 離職後の健康管理

第４　労働基準行政の実施事項

１ 都道府県労働局及び労働基準監督署の実施事項

（１）都道府県労働局における重点事項の設定（略）
（２）集団指導、個別指導及び監督指導等の実施（略）
（３）計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施（略）
（４）電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、その活用が望ましいことに鑑み、上記（２）及び（３）の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

（５）関係団体等に対する指導等の実施

ア　労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請等労働災害防止団体の都道府県支部、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を指導する。

また、関係事業者団体に対して、「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う、粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

イ　粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

（ア）粉じん障害防止総合対策推進強化月間（略）
（イ）粉じん対策の日（略）

（６）ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要である。このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の発注機関連絡会議等を通じて、ガイドラインに基づく対策を実施するための措置について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が、最近の新たな技術の動向も踏まえて旧版に替わり策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成24年３月）についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

（７）中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、産業保健推進センター（連絡事務所）における産業保健相談事業又は地域産業保健センターにおける健康相談事業等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

２ 本省の実施事項

（１）製造業者団体等に対する要請の実施

平成24年４月から機械の譲渡・提供時に残留リスク等の情報を文書により通知することが努力義務とされたことを踏まえ、グラインダー、アーク溶接機等の製造業者団体等に対し、取扱説明書等に防じんマスク使用の必要性その他粉じん障害防止に関する

事項を記載するよう要請する。その際、電動ファン付き呼吸用保護具の着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においても電動ファン付き呼吸用保護具を着用することが望ましいことを記載するよう併せて要請する。

（2）各種調査・研究の実施

個人サンプラーによる粉じん濃度測定方法等についての調査、研究を行い、その成果を踏まえた粉じんばく露低減対策の検討を行う。

また、屋外における、岩石、鉱物及び金属を研磨・ばり取りする作業、金属を裁断する作業に対する粉じん障害防止対策については、実態を把握した上、必要な検討を行う。

その他、従来の工学的措置にとらわれない多様な発散抑制措置の導入の可能性についても、必要な検討を行う。

（3）その他検討の実施

ずい道等建設工事について、短期就労を繰り返すずい道等建設労働者の就労形態に鑑み、健康管理等の実施状況を継続的に把握するための方策について検討を行い、その結果を踏まえ必要な指導等を行う。

解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について（要請）

建設業労働災害防止協会会長 宛

基安発0603第1号　平成25年6月3日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達

工作物などの解体に使用される建設機械である鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」といいます。）による労働災害の発生状況及び専門家による検討結果を踏まえ、鉄骨切断機等による労働災害の防止に関して、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等の改正を行うため、平成25年４月12日に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第58号。以下「改正省令」といいます。）を公布するとともに、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第141号。以下「改正告示」といいます。）を公示し、同年７月１日から施行することとしたところです。

別紙

要 請 事 項

１　各団体における共通の取組（略）

別添３の改正省令及び別添４の改正告示の趣旨及び内容について、別添２を活用する等により会員に対して周知すること。（別添２.３.４及び通達の詳細は建災防ホームページを参照）

２　車両系建設機械を使用する事業者の団体の取組

会員事業場等が、改正された労働安全衛生規則等の遵守に加え､次の安全対策を実施するよう周知啓発を行うこと。

（1）機械総重量が大きく、かつブーム又はアームの長い車両系建設機械を使用する場合は、現場の作業箇所の状態を調査した上で、地盤を締め固める等車両系建設機械の転倒防止措置を適切に講じること。

（2）アタッチメントを取り替えた場合には、運転者の見やすい位置に、当該アタッチメントの重量（すくい上げることのできる物の容量や持ち上げることができる物の重量を含む。以下同じ。）の表示又は書類の備付けを行うとともに、当該アタッチメント自体にも同様の表示を行うよう努めること。

（3）取替え可能なアタッチメントの定期自主検査（特定自主検査）は、その実施漏れを防ぐ観点から、車両系建設機械本体の定期自主検査と合わせて行うよう努めること。

（4）１年以内に行う定期自主検査（特定自主検査）を実施した車両系建設機械については、当該検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならないが、取替え可能なアタッチメントにも、当該検査を実施したことを証するシール（別添５参照）を貼るよう努めること。

（5）改正により新設された労働安全衛生規則第171条の５のただし書の「物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置」の例として、別添３の第２の２の（4）のイの③において次のアからウまでの事項が示されているが、できるだけア又はイの措置を採ること。

ア　アタッチメント自体に物体の飛来を防止する覆いを取り付けること。

イ　予想される物体の飛来又は激突の強さに応じた強度を有する防護設備を設けること。

ウ　物体の飛来の強さが十分弱い場合に、顔面の保護面を有する保護帽及び身体を保護できる衣服を使用させること。

（6）アタッチメントを取り替えた結果、労働安全衛生法令上の車両系建設機械ではなくなった建設機械についても、車両系建設機械に準じて次の措置を講ずること。

ア　機体重量３トン以上の機械については、平成25年７月１日以降に実施される車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者をその運転業務に就かせること。

イ　機体重量３トン未満の機械は、今般改正された安全衛生特別教育規程に基づく小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育を実施した者をその運転業務に就かせること。

ウ　アタッチメントを取り替えた場合には、運転者の見やすい位置に、当該アタッチメントの重量の表示又は書類の備付けを行うとともに、当該アタッチメント自体にも同様の表示を行うよう努めること。

エ　不安定なアタッチメントである場合は、交換時に架台を使用させること。

オ　定期に自主検査を実施すること。

３　車両系建設機械の製造者の団体の取組（略）

４　定期自主検査実施関係団体の取組（略）

５　機械等貸与関係団体の取組（略）

６　登録教習機関関係団体の取組

現行の車両系建設機械（解体用）運転技能講習（ブレーカ対象）を修了した者又は鉄骨切断機等の運転の業務に平成25年７月１日時点において６ヶ月以上従事した者に対して行う、改正省令附則第３条各号の規定に基づき都道府県労働局長が定める講習（以下「技能特例講習」という。）については、受講希望者が可能な限り速やかに受講できるよう受講機会を確保することが重要であることを会員等に対して周知啓発すること。

また、技能特例講習の対象者ができるだけ早く当該講習を受講するよう周知啓発に取り組むこと。

７　民間発注者団体の取組（略）

参考

建設業における労働災害の発生状況

1　５カ年ごとの労働災害発生状況

●建設業の死傷・死亡災害の推移

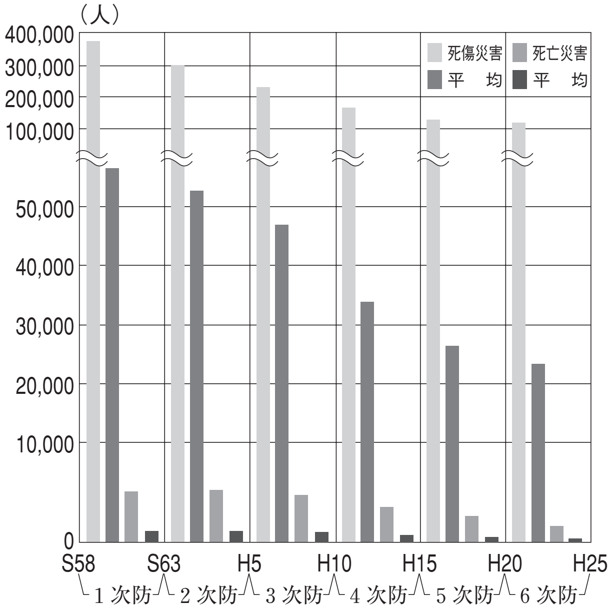

死傷・死亡災害の５カ年の総件数の推移

	死傷災害	平均	死亡災害	平均
１ 次 防 S58年～62年	375,509	75,102	5,059	1,012
２ 次 防 S63年～Ｈ４年	303,679	60,736	5,238	1,048
３ 次 防 Ｈ５年～９年	235,107	47,021	4,765	953
４ 次 防 H10年～14年	170,284	34,057	3,501	700
５ 次 防 H15年～19年	137,848	27,570	2,608	522
６ 次 防 H20年～24年	112,468	22,494	1,875	375

（東日本大震災を直接の原因とする死傷者303人、死亡者168人を除く）
※６次防までの死傷災害は労災給付データによる

第６次防の計画の目標
　期間中の死亡災害件数を20％以上、死傷災害件数を15％以上減少させる。

●業務上疾病者数の推移

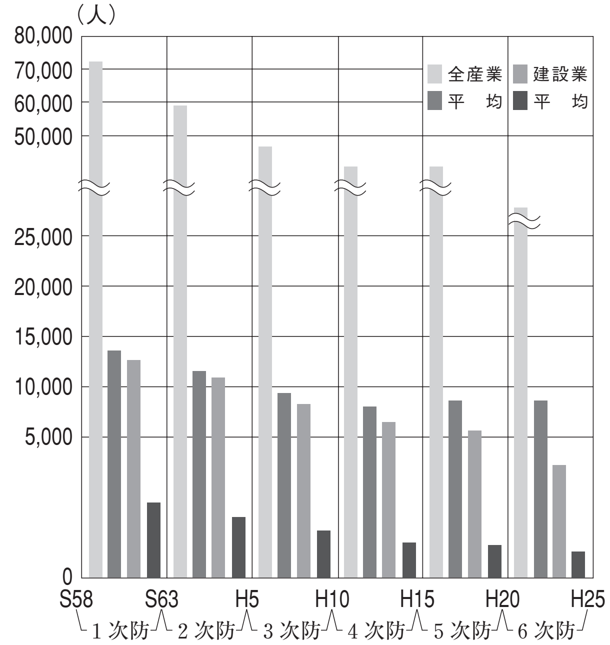

業務上疾病者数の５カ年の総件数の推移

	全産業	平均	建設業	平均
１ 次 防 S58年～62年	72,272	14,454	13,801	2,760
２ 次 防 S63年～Ｈ４年	59,195	11,839	10,402	2,080
３ 次 防 Ｈ５年～９年	46,582	9,316	8,837	1,767
４ 次 防 H10年～14年	39,960	7,992	6,022	1,204
５ 次 防 H15年～19年	40,943	8,189	5,115	1,023
６ 次 防 H20年～24年	39,998	8,000	4,074	815

　建設業における労働災害は、長期にわたって減少傾向を維持し、過去10年間では、休業４日以上の死傷災害は、約27％の減少、死亡災害については、約60％以上の減少となっています。特に平成23年には、年間の死亡者数が342人となって、過去最少となりました。
　この結果、第６次建設業労働災害防止計画の期間中の労働災害の発生状況は、死亡災害が1,875人、休業４日以上の死傷災害が112,468人となっており、第５次建設業労働災害防止計画期間中の死亡災害2,608人、休業４日以上の死傷災害137,848人に対して、死亡災害が28.10％、休業４日以上の死傷災害が18.41％、それぞれ減少となり、第６次計画の目標を達成することができました。
　しかしながら、死傷災害については、平成23年から３年連続増加という極めて憂慮すべき状況にあります。

●統計資料の中で、業種別死亡災害発生状況以下は、平成26年１月７日現在速報値を基に作成しています。
（平成23年、東日本大震災を直接の原因とする全産業1,314人、建設業168人を除く）

2　平成25年の建設業における死亡災害発生状況

死亡者数の推移（昭和41年～平成25年）

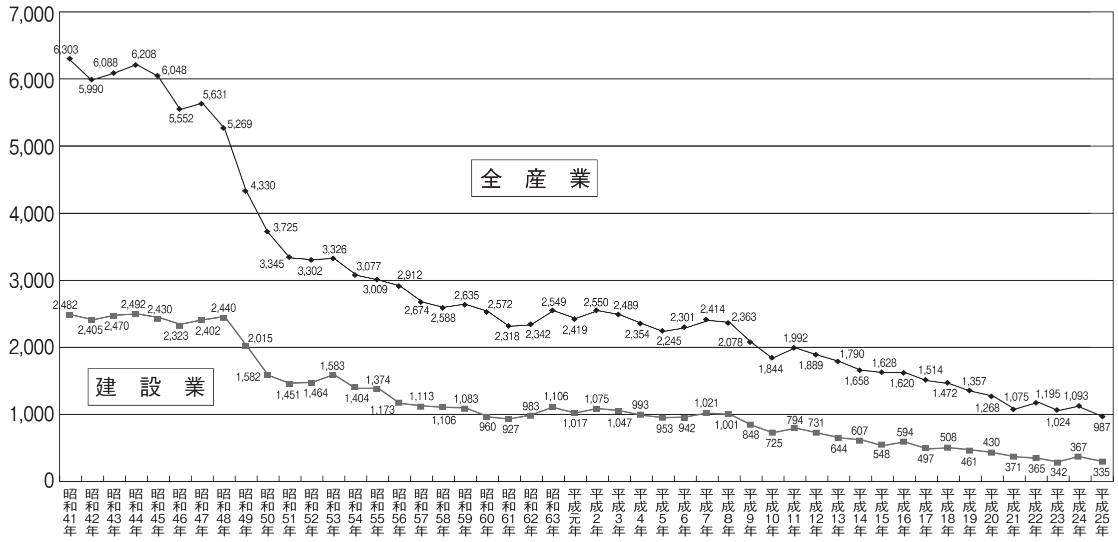

※上記の死亡者数の推移は、平成24年までは確定値、平成25年は平成26年2月7日現在速報値。

●業種別死亡災害発生状況

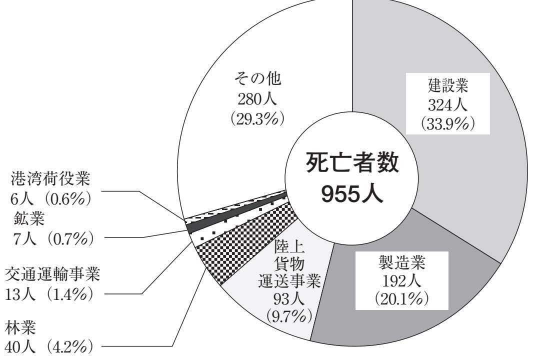

◎建設業の死亡災害は、前年同期と比較すると、30人（-8.5%）減少している。また、全産業の中では33.9%を占めている。

●工事の種類別死亡災害

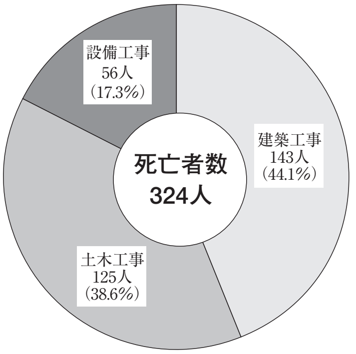

◎建築工事と土木工事が全体の82.7%と高い割合を占めている。

●災害の種類別死亡災害

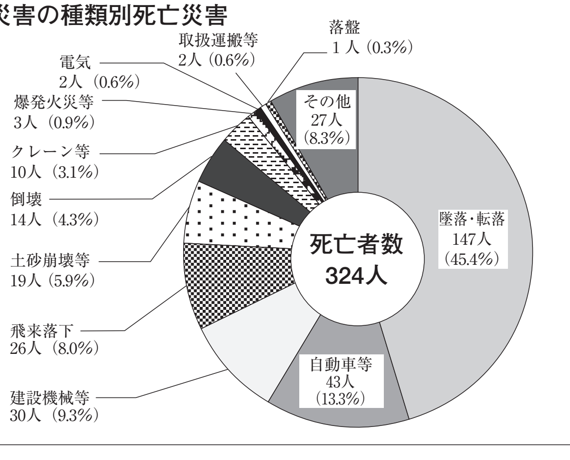

◎墜落・転落災害は、前年同期比5人減少して147人となったが、全体に占める割合は、45.4%と依然として高い比率を占めている。

◎墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害の三大災害は、221人で全体の68.2%を占めている。

- 墜落・転落災害　147人（45.4%）
- 建設機械・クレーン等災害　40人（12.4%）
- 倒壊・崩壊災害等　34人（10.5%）

工事の種類別発生状況

⦿土木工事

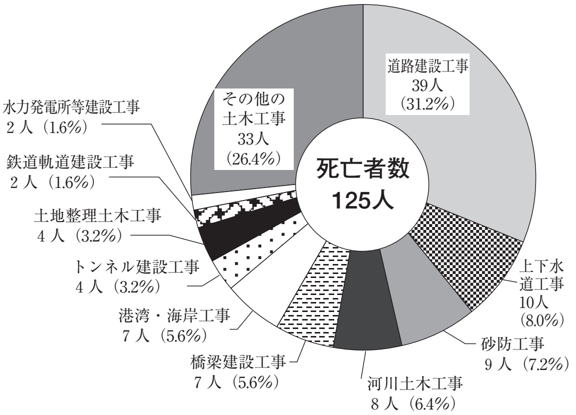

◎前年同期と比較して、22人減少している。
◎道路建設（39人）、上下水道工事（10人）、砂防工事（9人）で、58人となっていて全体の46.4%を占めている。

⦿建築工事

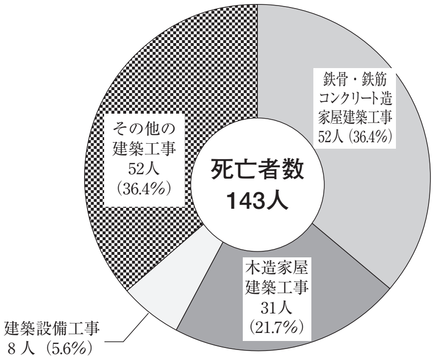

◎前年同期と比較して、5人減少している。
◎鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事(52人)、木造家屋建築工事(31人)で83人となっていて全体の58.1%を占めている。

⦿設備工事

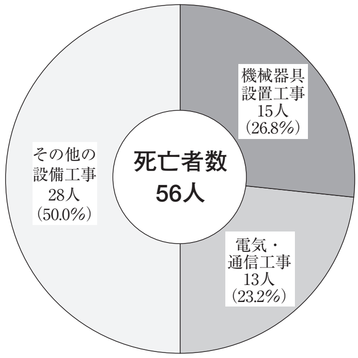

◎前年同期と比較して、3人減少している。
◎機械器具設置工事（15人）、電気・通信工事（13人）が、全体の50.0%を占めている。

三大災害発生状況

⦿墜落・転落災害

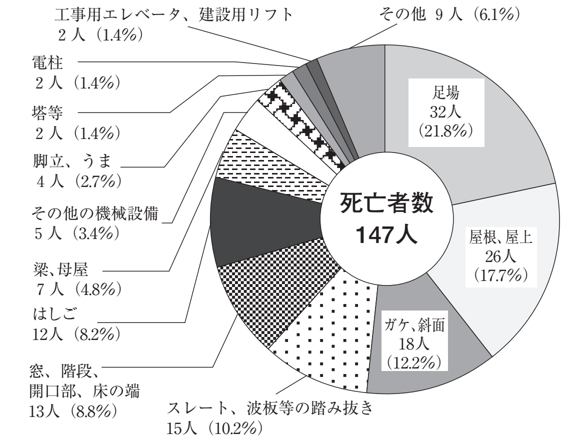

◎足場からの災害が最も多く、32人で全体の21.8%を占めている。

⦿建設機械・クレーン等災害

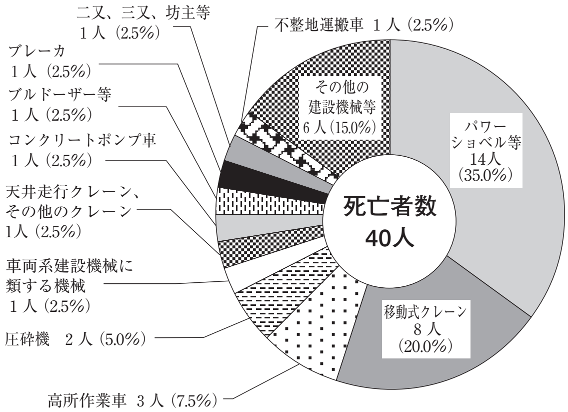

◎パワーショベル等による災害が最も多く、14人で全体の35.0%を占めている。

⦿倒壊・崩壊災害

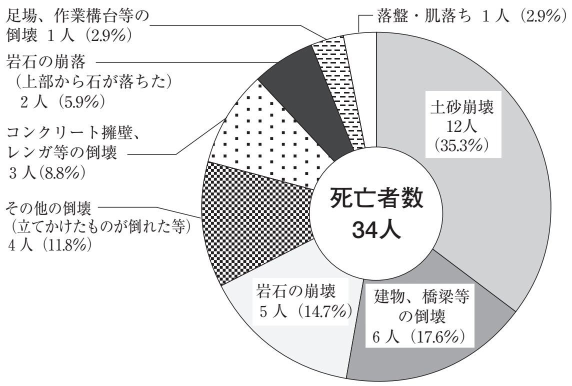

◎土砂崩壊（12人）、建物、橋梁等の倒壊（6人）、岩石の崩壊（5人）となっていて、全体の67.6%を占めている。

3 年次別業務上疾病発生状況（平成19年～24年）

（単位：人）

年		19		20		21		22		23		24	
疾病分類＼業種		建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計
(1)負傷に起因する疾病（注）3		494 (302)	6, 252 (5, 230)	505 (313)	6, 625 (5, 509)	399 (267)	5, 721 (4, 816)	414 (288)	5, 819 (4, 960)	401 (241)	5,654 (4, 766)	371 (237)	5,688 (4, 789)
物理的因子による疾病	(2)有害光線による疾病	2	9	1	7		9		8		3	1	6
	(3)電離放射線による疾病				1		1						
	(4)異常気圧下による疾病	4	18	3	6		3	5	10	3	12	5	11
	(5)異常温度条件による疾病	129	474	90	463	51	288	194	816	143	606	149	631
	(6)騒音による耳の疾病	2	9	5	9	5	10	3	9	1	8		10
	(7)(2)～(6)以外の原因による疾病	7	42	3	16	2	17	6	22	4	22	4	26
作業態様に起因する疾病	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱	9	119	7	89	5	109	10	117	6	87	8	90
	(9)負傷によらない業務上の腰痛	2	57		47	5	54	5	58	3	56	3	43
	(10)振動障害	1	5		3	1	3	2	5	2	4		9
	(11)手指前腕の障害及び頚肩腕症候群	7	245	12	246	6	163	6	141	6	161	4	139
	(12)(8)～(11)以外の原因による疾病	5	92	5	105	5	59	2	73	3	73	7	91
(13)酸素欠乏症		2	12	3	11	4	9	2	4	1	10	3	12
(14)化学物質による疾病（がんを除く）		39	258	34	220	23	191	30	228	52	257	37	204
(15)じん肺症及びじん肺合併症		242	640	229	587	184	531	182	516	151	439	118	361
(16)病原体による疾病		5	257	3	207	1	137	1	126	3	160	3	186
がん	(17)電離放射線によるがん												1
	(18)化学物質によるがん	6	9	5	10	5	10	3	5	2	5	2	3
	(19)(17)、(18)以外の原因によるがん								1				
(20)その他業務によることの明らかな疾病		18	186	25	222	22	176	16	153	19	222	30	232
合計		974	8, 684	930	8, 874	718	7, 491	881	8, 111	800	7,779	745	7,743

資料：厚生労働省「業務上疾病調」
（注）１．表は休業４日以上のものである。
２．疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
３．(1)負傷に起因する疾病欄内（　）は腰痛で内数である。
４．(18)の化学物質は労働基準法施行規則別表１の２第７号に掲げる名称の化学物質である。
５．本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年３月末日までに把握したものである。

●業務上疾病者数千人率の推移（平成19年～24年）

業種	建設業		全産業	
年＼項目	疾病者数（人）	疾病者数千人率	疾病者数（人）	疾病者数千人率
平成19年	974	0. 3	8, 684	0. 2
20	930	0. 3	8, 874	0. 2
21	718	0. 2	7, 491	0. 2
22	881	0. 3	8, 111	0. 2
23	800	0. 3	7, 779	0. 2
24	745	0. 2	7, 743	0. 1

資料：厚生労働省「業務上疾病調」

（注）１．$\text{疾病者数年千人率} = \dfrac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$

２．昭和53年３月30日改正後の労働基準法施行規則第35条の疾病分類によって分類している。

4．建設業における資格・選任・指名等の必要な作業

使用テキストは、当協会発行のもののみ記載

作業等 ＼ 選任等の種別	資格・選任・指名等					
		免許証及び技能講習修了証	使用テキスト		特別教育修了及び事業者の選任等	使用テキスト
1. 高圧室内作業（大気圧を越える気圧下の室内、シャフトの内部）	法14	作業主任者	・高気圧作業安全衛生の手引	法59	空気圧縮機運転者	
					送気調節操作者	
					加圧・減圧操作者	
					再圧室操作者	・再圧室操作マニュアル
					作業者	・潜函作業の安全 ・トンネル作業の安全（推進工事編、シールド編）
2. ガス溶接等作業		作業主任者				
	法61	作業者				
3. 木材加工用機械作業（丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤、かんな盤、ルーターは5台以上、自動送材車式帯のこ盤は3台以上）	法14	作業主任者				
4. コンクリート破砕器作業		作業主任者				
5. 地山の掘削作業		作業主任者	・地山の掘削及び土止め支保工組立て等の作業指針			
6. 土止め支保工作業（切りばり、腹おこしの取付け、取りはずし）		作業主任者				
7. ずい道等の掘削等の作業（掘削、ずり積み、支保工及びロックボルト取付、コンクリート等の吹付け）		作業主任者	・ずい道等の掘削等作業指針（山岳編）（シールド・推進編）	法59	坑内作業者	・トンネル作業の安全（山岳編）（推進工事編）（シールド編）
8. ずい道等の覆工の作業（組立、移動、解体、これに伴うコンクリート打設）		作業主任者	・ずい道等の覆工作業指針			
9. 採石のための掘削作業（高さ2m以上ー採石法、第2条岩石の採取）		作業主任者				
10. はい作業（高さ2m以上のはい付け・はいくずし）		作業主任者				
11. 型枠支保工の組立て等作業（組立、解体）		作業主任者	・型枠及び型枠支保工組立て解体工事の作業指針			
12. 足場組立て等作業（組立、解体、変更）		作業主任者	・足場の組立て等工事の作業指針		能力向上教育	・足場の組立て等作業の安全
13. 建築物等の鉄骨組立て等作業（組立、解体、変更）		作業主任者	・建築物等の鉄骨組立て等の作業指針（建築鉄骨・その他編）（鉄塔・その他編）			
14. 鋼橋架設等作業（組立、解体、変更）		作業主任者	・鋼橋架設等の作業指針			
15. 木造建築物の組立等の作業（構造部材の組立、屋根下地、外壁下地取付）		作業主任者	・木造家屋建築工事の作業指針		能力向上教育	・木造建築物の組立て等作業の安全
16. コンクリート造の工作物の解体等の作業（解体、破壊）		作業主任者	・コンクリート工作物解体工事の作業指針			
17. コンクリート橋架設等作業（架設、変更）		作業主任者	・コンクリート橋架設等の作業指針			
18. 第1種酸素欠乏危険作業　第2種酸素欠乏危険作業以外の酸欠危険作業		作業主任者	・酸素欠乏症等の防止	法59	作業者	・酸素欠乏症等の予防
18. 第2種酸素欠乏危険作業　令別表第6危険場所のうち3の3、9、12（硫化水素危険場所）		作業主任者				
19. 有機溶剤作業		作業主任者		準ずる教育	作業者	
20. 石綿取扱作業		作業主任者	・建設業目で見る石綿作業の安全（サブテキスト）	法59	作業者	・建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防
21. 特定粉じん作業					作業者	・建設工事における粉じんによる疾病の防止
22. ダイオキシン類取扱作業　廃棄物焼却炉・集じん機等の設備・解体作業					作業者	
23. クレーン・移動式クレーン・デリック運転業務	法61	運転士　つり上げ荷重5t以上			運転者　5t未満のクレーン　5t以上の跨線テルハ　1t未満の移動式クレーン	
		運転者　つり上げ荷重1t以上5t未満				

作業等 ＼ 選任等の種別	資格・選任・指名等					
		免許証及び技能講習修了証	使用テキスト		特別教育修了及び事業者の選任等	使用テキスト
24. 車両系建設機械運転業務（整地・運搬・積込み用、掘削用）	法61	運転者 機体重量3t以上	・車両系建設機械運転者教本（整地・運搬・積込み用及び掘削用）	法59	運転者 機体重量3t未満	・小型車両系建設機械運転者必携［整地・運搬・積込み用及び掘削用／解体用］特別教育用テキスト
25. 車両系建設機械運転業務（基礎工事用）		運転者 機体重量3t以上			運転者 機体重量3t未満	・車両系建設機械運転者必携（基礎工事用穴掘建柱車関係） ・基礎工事用機械運転者必携
					操作者 作業装置	・基礎工事用機械運転者必携
26. 車両系建設機械運転業務（締固め用）					運転者	・ローラー運転者必携
27. 車両系建設機械（コンクリート打設用）運転業務					操作者 作業装置	・コンクリートポンプ車運転者必携
28. 車両系建設機械（解体用）運転業務		運転者 機体重量3t以上	・車両系建設機械運転者教本（解体用）		運転者 機体重量3t未満	・小型車両系建設機械運転者必携［整地・運搬・積込み用及び掘削用／解体用］特別教育用テキスト
29. 不整地運搬車運転業務		運転者 最大積載量1t以上	・不整地運搬車運転者教本		運転者 機体重量1t未満	・不整地運搬車運転者教本（技能講習用テキスト）
30. 高所作業車運転業務		運転者 作業床の高さ10m以上	・高所作業車運転者教本		運転者 作業床の高さ10m未満	・高所作業車運転者教本（特別教育用テキスト）
31. ボーリングマシン運転業務					運転者	・ボーリングマシン運転者必携
32. ジャッキ式つり上げ機械の調整・運転業務					調整・運転者	・ジャッキ式つり上げ機械運転者必携
33. フォークリフト運転業務		運転者 最大荷重1t以上			運転者 最大荷重1t未満	
34. ショベルローダー、フォークローダー運転業務		運転者 最大荷重1t以上			運転者 最大荷重1t未満	
35. 巻上げ機					運転者	・ウインチ運転者必携
36. 建設用リフト運転業務					運転者	
37. 玉掛け業務	法61	作業者 つり上げ荷重1t以上			作業者 つり上げ荷重1t未満	
38. ゴンドラ操作業務					操作者	
39. 軌道装置運転業務					運転者	・軌道装置動力車運転者必携
40. 火薬・発破業務		発破技士 取扱保安責任者				
41. 潜水業務		潜水士		法59	送気調節操作者 再圧室操作者	・再圧室操作マニュアル
42. アーク溶接業務					作業者	・（仮称）建設業におけるアーク溶接作業の安全（特別教育用テキスト）
43. 研削といし試運転業務					作業者	・自由研削砥石の安全作業
44. 電気取扱業務					電気取扱者 特別高圧、高圧、低圧	・建設業における低圧電気取扱作業の安全（特別教育用テキスト）
45. チェーンソー以外の振動工具の取扱いの業務	指導者教育	指導者	・建設業における振動工具取扱作業の管理（管理者用）	準ずる教育	作業者	・建設業における振動工具取扱作業の管理（作業者用）
46. 有機溶剤取扱い作業に係る業務		指導者	・建設業における有機溶剤業務の衛生管理（管理者用）		作業者	・建設業における有機溶剤業務の知識（作業者用）
47. 携帯用丸のこ盤の作業		指導者	・建設業における丸のこ等取扱作業の安全		作業者	・建設業における丸のこ等取扱作業の安全
48. 除染等業務				法59	作業者	
49. 事業場主体の管理　規模100人以上の事業場				事業者の選任・指名・配置等	総括安全衛生管理者	
49. 規模50人以上の事業場					安全管理者	・建設業における安全管理者の手引
		第一種衛生管理者			産業医	
49. 規模10人以上の事業場					安全衛生推進者	・建設業安全衛生推進者の手引（能力向上教育）
50. 混在作業主体の管理　元方・下請の労働者の合計50人（ずい道等建設の仕事又は圧気による作業を行う仕事は30人）以上の現場	特定元方事業者（2以上の場合は指名された特定元方事業者）	㈱　一定の橋梁の建設の仕事とは、国勢調査における「人口集中地区」内の ①道路上　②道路に隣接した場所 ③鉄道の軌道上 ④鉄道の軌道に隣接した場所での橋梁の建設の仕事			統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 救護技術管理者	・建設業における現場管理者のための統括管理の手引
	統括安全衛生責任者を選任すべき事業場以外の請負人）				安全衛生責任者	・改訂版 職長・安全衛生責任者教育テキスト
1．ずい道等の建設の仕事 2．圧気工法による作業を行う仕事 3．一定の橋梁の建設の仕事 ｝元方・下請の労働者合計20人以上30人未満	4．鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事 ｝元方・下請の労働者合計20人以上50人未満	統括管理の指導等を行うべき事業者の支店・営業所等			店社安全衛生管理者	・店社安全衛生管理者の手引（能力向上教育テキスト）
51. 計画の作成提出　労働基準監督署長への届出（一定規模以上は都道府県労働局長の審査対象法89の2、則94の2）法88第4項、5項、則90	仕事の届	1．高さ31mを越える建築物等　2．支間50m以上の橋梁　2の2　支間30m以上50m未満の橋梁(一定の場所)の上部構造の建設等　3．ずい道(内部に労働者が立入らないものを除く。)　4．高さ・深さ10m以上の地山の掘削　5．圧気工事			計画の作成の参画者	・セーフティ・アセスメント指針・同解説、建設技術者テキスト等
	工事の届	1．支柱の高さが3.5m以上の型わく支保工 2．高さ10m以上の足場（つり足場、張出し足場を除く）				
厚生労働大臣への届出　法88第3項、則89の2		上欄の仕事の届のうち、1．高さ300m以上の塔　2．堤高150m以上のダム　3．支間500m（つり橋にあっては、1,000m）以上の橋梁　4．長さ3,000m以上のずい道　5．長さ1,000m以上3,000m未満で深さ50m以上のたて抗のあるもの　6．ゲージ圧力294kpa/cm^2以上の圧気工事				

※テキストの最新版については、建災防 教材管理課（Tel 03-3453-3391）までご確認ください。

Otsuka 大塚製薬

水分補給で暑さ対策

人間はさまざまなことで汗をかきます。汗がカラダから蒸発するとき、水分と一緒に多くのイオンが失われてしまいます。
つまり、水分補給をするときは、水分だけでなくイオンも一緒に摂ることが大切です。

水分補給にはポカリスエット

補給した水分を体内にキープ

吸収した水分が、すぐに出ていってしまっては台無しです。補給した水分を体内に長くキープしておくことが大切です。それには、カラダの水分に近いポカリスエットを補給しましょう。

2時間座りつづけた際の血液水分量の変化

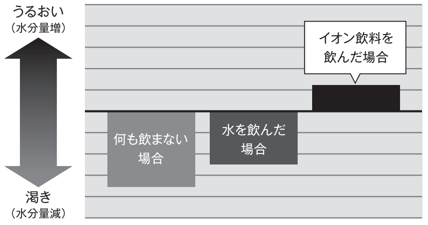

Doiら, Aviat Space Environ Med(2004)を改変

ポカリスエットでカラダの水分をすばやく回復

水やお茶では、体内の水分を補うことができません。水分補給の際にイオンバランスのとれたポカリスエットを補給することにより、体内の水分の量が速やかに回復します。

脱水時に飲用した時の血漿量※の回復の違い

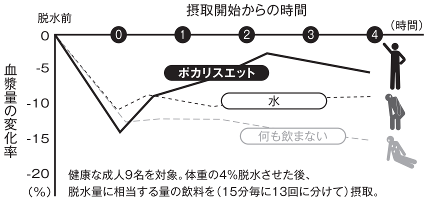

※血漿量：体温調節や栄養素の運搬に重要な血液中に含まれる水分の量

ソース：岩永ら,久留米医学会雑誌（1986）を改変

ポカリスエットができたわけ

ひらめきは、メキシコの地

大塚製薬の社員がメキシコ出張中に、水事情の悪さからお腹をこわしてしまい、現地で診察を受けたところ、「体内の水分と栄養分が失われているから、とにかく水分を飲んで、後で栄養もとるように」と医師からアドバイスをうけました。その時、「こんな時、ゴクゴク飲みながら栄養も一緒に補給できる飲み物があればいいのに」とひらめきました。

研究を後押ししたのが、大塚製薬が従来手がけていた点滴液です。点滴液は脱水症状などを起こした患者の水分補給に用いられますが、これを長時間の手術でヘトヘトになったときに飲む医師がいました。「それなら点滴液を飲料にも応用できるのでは？」という発想が、ポカリスエットの開発を大きく飛躍させました。

<発売当初のデザイン>

そして研究を重ね、体液に近い成分のポカリスエットが1980年に発売されました。

ポカリスエットは
汗などによって
失われた水分を
補うことができます

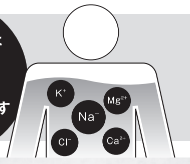

電解質濃度

陽イオン(mEq/l)
● Na^{+}:21 ● K^{+}:5
● Ca^{2+}:1 ● Mg^{2+}:0.5

陰イオン(mEq/l)
● Cl^{-}:16.5 ● $citrate^{3-}$:10
● $lactate^{-}$:1

カラダに必要な水分とイオンをすみやかに補給!

水よりも、
ヒトの身体に
近い水。

ポカリスエット
ナトリウム
49mg含有（100ml中）

熱中症対策に望ましい飲料とは…

0.1～0.2%の食塩水、ナトリウム40～80mg/100mlの
スポーツドリンク又は経口補水液等を、
20～30分ごとにカップ1～2杯程度を摂取することが望ましい。

厚生労働省労働基準局 基安発0518第1号「平成24年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」より抜粋

ポカリスエットは、ナトリウムやカリウムなどのイオン（電解質）を
"カラダの水"に近いバランスで含んだ健康飲料です。
だから必要な水分とイオンをすばやくやさしく補給し、カラダのスミズミまでうるおしてくれます。

もうひとつの
ポカリスエット

ポカリスエット イオンウォーター
ナトリウム
54mg含有（100ml中）

商品に関するお問い合わせ先：大塚製薬お客様相談室 0120-550708

大塚製薬は、「職場における熱中症対策」を支援しています。

創立50周年記念全国建設業労働災害防止大会
安全衛生保護具等の展示会

◇平成26年９月24日(水)、25日(木)【東京国際フォーラム】
【展示ホール（1)】
◇安全衛生保護具・機器・標識・足場・作業台・用品・教材等

建設業労働災害防止協進会

（五十音順）

朝日リーラック株式会社	アゼアス株式会社	アトム株式会社	アルインコ株式会社
あんしん財団	株式会社石丸薬品	桂パテントマネージメント株式会社	株式会社エレメント・プランニング
大塚製薬株式会社	株式会社ガステック	京都電子工業株式会社	株式会社建設安全研究会
興研株式会社	光明理化学工業株式会社	サンコー株式会社	ジー・オー・ピー株式会社
株式会社重松製作所	株式会社シモン	新コスモス電機株式会社	スリーエムヘルスケア株式会社
セイコー機器株式会社	株式会社仙台銘板	大嘉産業株式会社	株式会社谷沢製作所
株式会社つくし工房	鶴賀電機株式会社	ＤＫＳＨジャパン株式会社	株式会社東邦産業
株式会社トーアボージン	トーアン株式会社	西尾レントオール株式会社	日綜産業株式会社
財団法人日本生産性本部	日本ヒルティ株式会社	株式会社ハタヤリミテッド	株式会社ＰＲＣ
藤井電工株式会社	株式会社プラネックス	株式会社プロップ	株式会社紅屋商店
ポリマーギヤ株式会社	株式会社丸五	みぞた巧芸株式会社	ミドリ安全株式会社
名和興産株式会社	株式会社メルシー	山本光学株式会社	ユニット株式会社
株式会社理研オプテック	理研計器株式会社	株式会社労働調査会	

新　刊　図　書　案　内

「小型車両系建設機械運転者必携（整地・運搬・積込み用及び掘削用/解体用）特別教育テキスト」

３トン未満の小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特別教育用テキストです。

本書は、平成25年７月施行の労働安全衛生規則一部改正による３トン未満の小型車両系建設機械（解体用）の特別教育用テキストとしても使用できます。

また、上記安衛則の一部改正による「平成25年７月１日以前の小型車両系建設機械（解体用）特別教育修了者（ブレーカのみ）」に対する新機種３種（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）の補講教育用テキストとしても本書は活用できます。

B5判 171頁　970円 №120101
（平成26年4月1日～ 1,000円）

新規参入者教育用テキスト

建設業に新たに参入する方々が、入場間もないうちに被災することがないよう、建設現場における労働災害防止に必要な最低限のルールや基礎知識をまとめた「新規参入者」のための教育用テキストです。

B5判 34頁　500円　№100800
（平成26年4月1日～ 510円）

改正労働安全衛生規則等の解説【車両系建設機械（解体用機械）関係】

平成25年7月に施行された「労働安全衛生規則の一部改正」の「車両系建設機械（解体用機械）関係」について分かりやすく解説し、関連する参考資料を収録しています。

B5判 143頁 1,000円 №135520
（平成26年４月１日～ 1,030円）

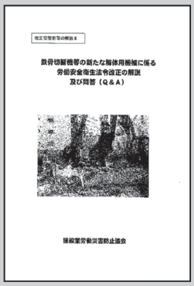

改正安衛則等の解説Ⅱ 鉄骨切断機等の新たな解体用機械に係る労働安全衛生法令改正の解説及び問答(Q＆A)

「改正安衛則等の解説」の続編です。より分かりやすい法令改正の詳細解説とQ＆A方式の問答集をまとめています。

B5判　680円　№135530
（平成26年4月1日～ 700円）

問い合わせ先　東　京：建災防本部　教材開発課
TEL03-3453-3391　FAX03-3453-5735　http：//kensaibou.or.jp
その他：建災防道府県支部

酸欠事故を撲滅します！

北川式 酸素測定器 OMA-600E

JIS T 8201 酸素欠乏測定用酸素計適合品

- ●応答時間、戻り時間が早い。
- ●大きな警報音、小型・軽量。
- ●使用時間が長い。
- ●センサコード長さ 1m毎に目印を表示。
- ●センサコードを巻き取り部へコンパクトに収納。
- ●大型液晶画面、大型赤色警報 LED ランプを採用。

気流を簡単に目視！

気流検査器 AS-1

エアーフロー インジケータ AF-1

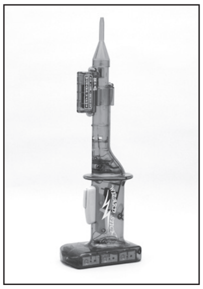

- ●発生した白煙を目視し、風向、風速を検査します。（建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011 版に掲載）

KITAGAWA
KOMYO RIKAGAKU KOGYO

光明理化学工業株式会社

本社 〒213-0006 川崎市高津区下野毛一丁目8番28号

TEL.044-833-8900 FAX.044-833-2671

URL：http//www.komyokk.co.jp/ E-mail：qa@komyokk.co.jp

0120-045-345（9:00～12:00、13:00～17:00）土日・祝日・弊社休業日を除く

大阪支店
札幌営業所
仙台営業所
北関東営業所
名古屋営業所
福岡営業所

防曇力＋防塵力

RIKEN VF ANTI FOG TECHNOLOGY

笑顔を守る！曇りに強い VF コーティングレンズ

M55-VF ゴグルタイプ

RS-810SVF オーバーグラスタイプ

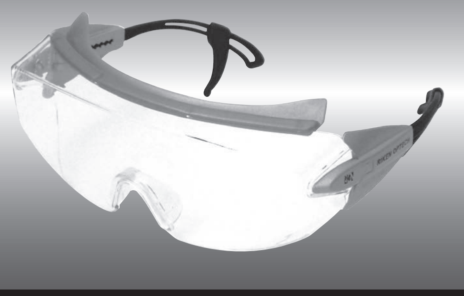

株式会社 理研オプテック 第一事業部

〒140-8533 東京都品川区東大井2-6-9
TEL 03-3474-8601 FAX 03-3450-5295
http://www.rikenoptech.com

YAMAMOTO

電動ファン付き呼吸用保護具

LIFE SAVER

新開発の墜落落下時保護対応ヘルメット仕様

墜落落下時保護対応ヘルメットの内部

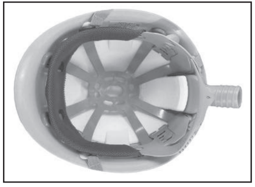

ブロアーユニット仕様

定格電圧	DC7.4V（Liイオン電池）
公称稼働時間	8〜10時間
送風量	約140〜175　L／min（NMF-500フィルタ使用時）
NMF-500フィルタ（メカニカルフィルタ）	DOP粒子に対して95%以上
使用温度範囲	5〜40℃
モーター寿命	10,000時間以上
送気ユニット質量	約650g
大きさ	約W130mm×H160mm×D80mm

高所作業対応

衝撃吸収ライナー装備

LS-350WLZ

ヘルメット・面体の質量：約810g

山本光学株式会社 セフティ＆レーザー・オプト事業部

http://www.yamamoto-kogaku.co.jp/safety/　E-mail : safety-1@yamamoto-kogaku.co.jp

大阪 /TEL 06-6783-1101　東京 /TEL 03-3834-1876

手甲のプロテクターが衝撃を緩和。

プロテコーライン

流通系作業に最適な
”ハイグリップライン”

品番：186

プロテコーフィット

整備系作業に最適な
”フィットグリップ”

品番：1561

アトム株式会社

〒729-2317　広島県竹原市忠海東町4丁目2-1
TEL.0846-26-0021　FAX.0846-26-2561

ホームページ
http://www.atom-glove.co.jp

作品パンフのほか詳しいカタログ・試写用DVDでご検討いただけます。

労働安全衛生教育ビデオ（DVD）シリーズ　総数約100作品

話題のＤＶＤ作品

●２月より 主な作品定価を改定値下げしました。

■ 正しい床上操作式クレーンの取り扱い
～安全運転の基本手順を復習しよう～

■〔改訂Ⅱ版〕感電の基礎知識
～その危険性と救急手当～

■〔改訂Ⅲ版〕労働安全衛生法とは

■〔改訂版〕望ましい安全衛生管理体制とは
～日常業務と一体化したライン・スタッフ・委員会の役割～

■〔改訂Ⅲ版〕ふせげ！酸欠災害
～酸素欠乏症等とその対策～

■〔改訂版〕酸欠症等の災害事例と安全作業のポイント
～酸素欠乏危険場所で働く皆さんに～

■〔改訂版〕心肺蘇生法とAEDの実技
～いざという時のために～

■〔改訂版〕特定化学物質による障害予防の基礎知識

より効果的な教育実践にお役立てください

皆様のご愛顧で創業６７年
Public Relations Consultant Co., Ltd.
株式会社PRC
〒104-0031 東京都中央区京橋3-6-12 正栄ビル　〈試写室 完備〉
TEL 03-3561-5101 FAX 03-3563-1427 E-mail prc.jp@nifty.com

HATAYA

建設業労働災害防止協会 推薦品

5つの安全対応付き
屋外用サンタイガーレインボーリール

屋外用 防雨型

PS E JET
実用新案登録済

5つの安全対応付き

使いすぎも感知する
防雨カバー付漏電遮断器

電線の溶解・焼損を防ぐ
温度センサー(自動復帰型)

水やホコリの浸入を防ぐ
コンセント防雨キャップ

防雨型コンセントのどちらにも
ピッタリはまる**ニュートビプラグ**

取扱注意事項等を本体に明示
「安全取扱い・点検マニュアル」同梱

保護等級IP55　BX-301K型
●電線長／30m ●電線仕様／VCTソフトムケーブル2.0mm²×3C
●コンセント定格／2P・15A・125V 接地付 ●質量／8.0kg

株式会社ハタヤリミテッド　株式會社畑屋製作所
・札幌 ・仙台 ・東京 ・北関東 ・三条 ・名古屋 ・大阪 ・広島 ・福岡

顧客サービスデスク 0120-686-888
ホームページ http://www.hataya.jp

アスベスト工事用資機材のパイオニアとして

環境汚染の防止と作業者の安全を提案します

デュポン™タイベック®
ソフトウェアIII型

集じん・排気装置
AT-2000

エアシャワー

負圧監視装置
画像提供 / 長野計器(株)

パーティクル
カウンター GT-521 型

デュポン™、タイベック®は米国デュポン社の商標または登録商標です。

Challenge for the Earth
地球のこと総てーその「環境と安全」に挑戦する

アゼアス株式会社

本社 〒111−8623 東京都台東区蔵前 4−13−7
TEL:03-3861-3537 FAX:03-3861-2485
http://www.azearth.co.jp

ブレスリンクブロワーマスク
BL-1005

防じんマスク1005型

Clean,Health,Safety
KOKEN

「高・シンクロ」
BSFS搭載
小型軽量な
ブレスリンク
ブロワーマスク登場

サカヰ式
BL-1005

軽量・薄型バッテリーを内蔵し、首への負担を軽少化
マイティミクロンフィルター採用
会話を明瞭にする伝声器内蔵

漏れ率/等級：S級（0.1%以下）
フィルタの粒子捕集効率/等級：PL95（95%以上）

電動ファン付き呼吸用保護具 JIS T 8157-2009 準拠 標準形/通常作業用

クリーン、ヘルス、セーフティで社会に
興研株式会社
安全衛生ディビジョン
http://www.koken-ltd.co.jp
〒102-8459 東京都千代田区四番町7番地 TEL.03-5276-1911（大代表） FAX.03-3265-1976

シゲマツ
創業1917年
電動ファン付き呼吸用保護具
PAPR:Powered Air Purifying Respirators
石綿作業に！
（呼吸用保護具の区分①）
呼吸に合わせて清浄空気
より安全に、
より快適に。
フィルタ交換インジケーター付き
顔側（面体内側）
安全性が高い
面体内圧を陽圧（正圧）に保持するため、粉じんの吸入を防ぎ、安全性が高いです。
呼吸が楽
経済的
伝声器
JIS T 8157：2009適合品
標準形PAPR（全面形／重作業用／PL100）
漏れ率による等級S級
呼吸連動形PAPRパワーシンクロシリーズ
AP-S185PV3
STS 株式会社 重松製作所
SHIGEMATSU WORKS CO., LTD.
本社 〒114-0024 東京都北区西ケ原1-26-1
TEL 03(6903)7525(代表) FAX 03(6903)7520
http://www.sts-japan.com

タニザワ
ワイドシールド
二層構造
目を守って頭は爽快
沿面寸法
258mm
ワイドなシールド面でしっかりガード［従来の当社製シールド面沿面寸法比40%UP］
二層構造を採用、大きな通気孔で高い通気性［歩くことで前面の通気孔から自然と風を取り込む設計］
ワイドシールド面付き二層構造ヘルメット
ヘルメッシュⅣ ST#1330V-SE
○「保護帽の規格」合格品 ○飛来・落下物、墜落時保護用保護帽
○製品質量：525g（帽体 280g） ○帽体材質：ABS樹脂（ひさし部はPC樹脂）
○ジャストフィットヘッドバンド「EPA」採用
商品についてのお問い合わせは
TEL.03(3552)5581 http://www.tanizawa.co.jp 〒104−0041 東京都中央区新富2−8−1 キンシビル
株式会社 谷沢製作所

形状保持3Dハーネス

「安全と信頼。」TITAN FULL HARNESS

NEW!

ベルトに芯材をプラス

形状保持 3D ハーネス

装着が容易
芯入りベルトで
絡みにくい

腿ベルトにワンタッチ
バックルを装備。

両肩には簡易肩パッド装備で
着心地も UP

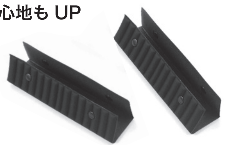

ハーネス用ランヤード 一本つり専用

■ダイナミックロープ（被膜ロープ）を採用！

しなやかで扱いやすく
キンクに強い！

ナイロンダイナミックロープ
直径：11㎜，長さ：1,750㎜
重量：約625g

DJR-24AP-DRBL型

EH3D-10A型
胴ベルトなし

■弊社のベストセラーEASY Harnessをベースにしたモデルです。
＊胴ベルト付きの製品型番は **EH3D-9A型**です。

http://www.sanko-titan.co.jp
安全帯と墜落防止機器のタイタン
サンコー株式会社

本　社 TEL.06(6394)3541
東京支店 TEL.03(3352)5404
北海道営業所 TEL.011(832)0145
東北駐在所 TEL.022(797)9860
名古屋営業所 TEL.052(653)5770
九州営業所 TEL.092(873)0392

小さな建造物から超高層ビルまで
すべては私たちからはじまります

- ◆仮設機材の厚生労働省規格及び本会仮設機材認定基準の適合性の認定
- ◆仮設構造物のシステム等の安全性の承認
- ◆厚生労働省規格又は本会認定基準が適用されない仮設機材の安全性の承認
- ◆経年仮設機材管理基準適用工場(機材センター)の認定
- ◆仮設機材等の依頼試験の実施
- ◆厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修の開催
- ◆各種講習会の開催
- ◆各種書籍の出版

一般社団法人　仮設工業会

［本部事務局］東京都港区芝 5-26-20 建築会館 6 階
TEL 03-3455-0448　FAX 03-3455-0527
［東京試験所］埼玉県所沢市東所沢 4-8-3
TEL 04-2946-0445　FAX 04-2945-7452
［大阪試験所］大阪府茨木市豊原町 4-41
TEL 072-641-5910　FAX 072-641-5920

仮設機材の強度試験
ISO/IEC17025
認定試験所
JAB Testing RTL02070

WSシリーズに静電靴が新登場！

●JIS規格の静電靴基準をクリア ●耐滑性に優れた靴底（JIS規格付加的基準の耐滑性能（F）をクリア）
●接地面の拡大と安定感 ●サスペンション機能で安定 ●ホールド感が良好な甲周り
●歩きやすい柔軟な靴底 ●加水分解しないミッドソール

主な仕様 ●規格:JIS T 8103 ED-P/C3/革製/SEF合格●サイズ（cm）:22〜28,29,30（EEE）●甲被:牛革+メッシュ●先芯:ワイドACM樹脂先芯●中敷:クレイドル・インソール●靴底:SX3層底Fソール●重量（g/足26cm）:800g

ウオーキングセフティ
Walking Safety
もっと、歩きたくなる安全靴。

歩行時の安定性の追求と、これまでにない高い快適性の「ウオーキングセフティ」シリーズ。優れたクッション性とホールド感に加え、抜群の耐滑性と安定感を発揮。スムーズな歩行を可能にする安全靴です。

SX3層底F SOLE 搭載
HYBRID SOLE

WS11黒：JIS T 8101革製〈普通作業用〉EF合格

人と社会を守る、安全と防災のシモン
Simon CORPORATION
株式会社 シモン
本社：〒103-0025東京都中央区日本橋茅場町3-3-1
http://www.simon.co.jp

【お問合わせ先】
お客様相談室 0120-345-092
受付時間10:00〜17:00/土・日・祝日・弊社休日を除く

ミドリ安全株式会社 www.midori-helmet.jp

商品に関するお問合せは … ヘルメット統括部／〒150-8455 東京都渋谷区広尾 5-4-3 Tel.03-3442-1641 まで

ISO14001 : 2004・ISO9001 : 2008 認証取得 : ミドリ安全は、環境と品質の国際規格に準拠したヘルメットの開発・販売を行っています。

ミドリ安全.com インターネットでカンタン・便利にご購入いただけます!! http://midori-anzen.com/
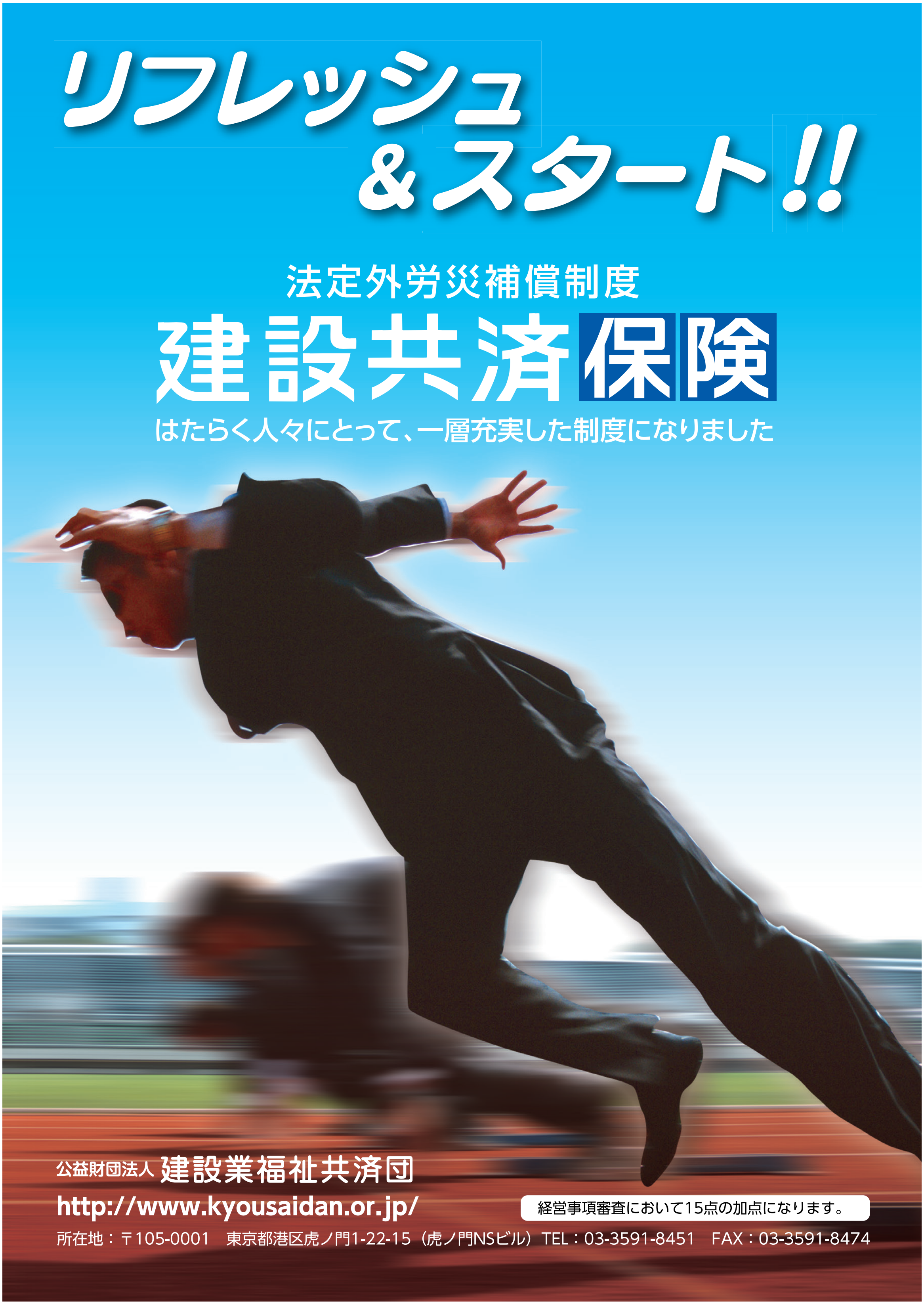
「建設の安全」号外　昭和 43 年 8 月 16 日 第三種郵便物認可・月刊（1日発行）／平成 26 年 3 月 1 日 発行／定価 90 円・送料 76 円
（平成 26 年 4 月 1 日 以降／定価 93 円・送料 78 円）
発行所　建設業労働災害防止協会 東京都港区芝 5 － 35 － 1　（郵便番号108-0014）　電話03(3453)8201　　発行責任者：林　守彦